

令和元年度
スクールカウンセラー等活用事業
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

各都道府県・指定都市の取組

《注》

「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」に係る問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ問題 ③暴力行為 ④友人関係 ⑤非行・不良行為
- ⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く） ⑦教職員との関係
- ⑧心身の健康・保健 ⑨学業・進路 ⑩発達障害等 ⑪小中連携
- ⑫その他の内容 ⑬児童虐待 ⑭貧困の問題 ⑮性的な被害
- ⑯ヤングケアラー ⑰校内研修（スクールカウンセラー等が、学校の教職員等に行うカウンセリングマインド等に関する研修会）
- ⑱教育プログラム（ストレスマネジメントや援助希求行動などについて、スクールカウンセラー等が教職員と協働して実施するプログラム）

北海道教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

可能な限り希望する学校に通年配置するため、学校規模や各学校の状況を踏まえて、配置時間数等を決定している。また、通年配置校以外の学校に対しては、生徒指導などに係る緊急事態が発生した場合など、必要に応じて、カウンセラーを派遣している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 49人
中学校	: 159人
義務教育学校	: 4人
高等学校	: 115人
中等教育学校	: 2人
特別支援学校	: 11人
教育委員会等	: 2人

【配置校数】

小学校	: 512校
中学校	: 383校
義務教育学校	: 4校
高等学校	: 173校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 16校
教育委員会等	: 2箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	61人
②臨床心理士	77人
③精神科医	0人
④大学教授等	14人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 44人

【主な配置形態】

単独校	46小学校	(月2日・1回4時間)
	65中学校	(月2日・1回4時間)
	3義務教育学校	(月2日・1回4時間)
	173高等学校	(月1日・1回4時間)
	1中等教育学校	(月1日・1回4時間)
	16特別支援学校	(月1日・1回4時間)
拠点校	1小学校	(年1日・1回4時間)
	284中学校	(月1日・1回4時間)
	1義務教育学校	(月1日・1回4時間)
対象校	465小学校	(年1日・1回4時間)
	34中学校	(年1日・1回4時間)

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定状況・周知方法

全道連絡協議会において、SCの職務、主な活動、SCの効果的な活用に当たっての留意点等、活動方針等について、ガイドラインなどにより周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

道の5地域で実施した地域別研修会に教職員が参加できるようにして実施

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

① 全道規模の研修会

- ☐ 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員
- ☐ 北海道公立学校スクールカウンセラー（道教委任用のスクールカウンセラー）
- ☐ 市町村教育委員会任用のスクールカウンセラー
- ☐ 市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員
- ☐ 北海道教育庁各教育局教育支援課生徒指導担当指導主事
- ☐ 北海道立教育研究所教育相談担当研究研修主事
- ☐ 北海道教育庁いじめ問題対策チーム員

② 道内各ブロック規模の研修会

- ☐ 地区内の市町村教育委員会の教育相談担当者（教育委員会の担当職員、教育委員会が任用する教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- ☐ 地区内でいじめや不登校等の児童生徒の心の問題に関する悩みや相談を担当している者（地域の中で児童や家庭支援に当たっている担当職員、児童の相談所活動等に当たっている担当職員、教育相談担当教職員、保健師・社会福祉士など）
- ☐ 地区内の北海道公立学校スクールカウンセラー
- ☐ 地区内の北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員

(2) 研修回数（頻度）

年2回（全道での研修会への参加1回、道内各ブロックでの研修会への参加1回）

(3) 研修内容

① 全道規模の研修会

- ☐ 講演
 - ・チーム学校による実効的な児童生徒への支援体制の在り方について
 - ・ICTを活用したカウンセリングの実践と教育相談の充実について
- ☐ 協議
 - ・外部専門家チームを中心とした地域人材の活用
 - ・学校における教育相談の実際

② 道内各ブロック規模の研修会

- ☐ 講話
 - ・効果的な教育相談・カウンセリングの進め方
- ☐ 情報交換・協議
 - ・教育相談上の課題解決に向けた取組

(4) 特に効果のあった研修内容

LGBTに関する講演を経験のある方から聞くことにより、LGBTに対する理解が促進されるとともに、相談における関わり方や支援の方法について知ることができた。また、情報交換・協議において、様々な事例について検討することにより、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、担当者間の連携を強化し、諸問題の解決に向けた質の向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ☐ S V の 設 置 な し
- ☐ 活 用 方 法 な し

(6) 課題

SCの資質能力向上のため、スーパーバイザーを設置し活用する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自死の願望のある生徒のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：単独型＞

＜高等学校1年生男子生徒の事例＞

- ・当該生徒は、自殺をほのめかすなど、精神的に不安定な状況にあり、突発的な事故が起こることが予想されていた。
- ・養護教諭が当該生徒から話を聞いたところ、幼少期に父親からの虐待の経験があり、父親との関わりで深く傷ついていた。
- ・担任が話を聞いている中で、当該生徒は、今回の他にも、自殺を何度か考え準備したことがあったことも分かった。
- ・学校は、当該生徒が精神的に不安定で、突発的な事故が起こることを心配していたところ、当該生徒がSCによるカウンセリングを希望したことから、SCの派遣を要請した。
- ・SCは、当該生徒との数回の面談をとおして、専門的見地から当該生徒、担任、養護教諭に助言し、当該生徒は落ち着いた学校生活を送るようになった

【事例2】様々な困難を抱える生徒の多い中学校の活用事例（⑭貧困の問題）＜SCの配置形態：派遣型＞

＜中学校の事例＞

- ・当該中学校の現状として、就学援助率、また、ひとり親家庭の割合が高いことから、様々な支援を必要とする生徒が多い。
- ・SCと保護者との面談の機会を多くし連携の強化をすることにより、SCは教職員への助言や援助を適切に行うとともに、関係機関との連携を深め、生徒へ適切に対応できた。
- ・小学校段階から児童及び保護者との面談の機会と時間を増加させることにより、SCは、中学校までの9年間の見通しをもった助言や援助が可能となった。

【事例3】性的被害を受けた生徒のための活用事例（⑮性的な被害）＜SCの配置形態：派遣型＞

＜中学校3年生女子生徒の事例＞

- ・当該生徒は、中学校1年生から継続して義理の父親から性的被害を受けていたところ、養護教諭に話したことで、学校は性的被害の事実を知り、児童相談所に通告した。
- ・当該生徒の児童相談所での保護の解除後、母親は夫と別居し、当該生徒は母親との生活を始めた。
- ・当該生徒が登校を再開後、学校は当該生徒の見守り体制を強化し、当該生徒がリストカットしたり、オーバードーズしたりしたことを把握し、当該生徒の心の安定のため、SCとのカウンセリングを依頼した。
- ・SCは、当該生徒と面談し、当該生徒の心理的な状況の把握及び心のケアを行うとともに、当該生徒との面談を踏まえ、教職員及び保護者に対して、外部との連携について助言した。

【事例4】自殺予防教育の取組における活用事例（⑯教育プログラム）＜SCの配置形態：派遣型＞

（1）自殺予防教育の概要

- ① 自殺予防教育におけるテーマ
ストレス対処能力の育成
「失敗のすすめ 人生のつまずきを恐れないために」
- ② 対象
高校2学年
- ③ 内容
 - ・講話：人生の中で「つまずき」ことは避けられないものであり、どのような「立ち上がり方」をするかに意味がある。
 - ・演習：3つのストーリーを題材に「つまずき」から立ち上がるために必要な勇気ときっかけについて考える。

（2）自殺予防教育の成果等（生徒の感想など）

- ・生徒からは「人生の中でつまずくことがあっても、決して悪いことではないことが分かった。」「これからもつまずきながらも頑張りたい。」などの感想が上がっており、「つまずき」について前向きに捉えようとする視点を身に付けた。
- ・スクールカウンセラーによる集団カウンセリングを継続的に実施することにより、クラス内の人間関係が良好になり、各行事における学年間の対応にも思いやりの行動や発言が見られるようになった。
- ・スクールカウンセラーに対して気軽に接する雰囲気が醸成され、個別面談を受ける生徒も増え、自分の思いを表現することができるようになった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 令和元年度スクールカウンセラー相談人数

相談内容	①不登校	②友人関係	③心身の健康・保健	④発達障がい等	⑤その他	合計
相談人数（延べ）	7,651	3,359	3,289	2,056	2,458	26,378
構成比	33.0%	14.5%	14.2%	8.9%	10.6%	100.0%
前年比（延べ）	－789	－174	－616	＋6	－849	－3,196

スクールカウンセラーへの相談のうち、昨年度に比べ相談人数は減少したが、「発達障がい等」に関する相談人数は増加した。最も多い相談内容は、「不登校」に係るものとなっており、その多くを中学校が占めている。

○ 児童生徒への個別カウンセリングの結果

個別のカウンセリング人数（実人数）		結果	
		好転が見られた数	状況の好転が見られた割合（好転率）
令和元年度	6,141	4,462	72.7%
前年比	＋123	－339	－7.1ポイント

令和元年度において、児童生徒への個別のカウンセリングについて、全体の相談件数は増加していたが、実人数は増加していた。また、状況の好転が見られた割合は72.7%であり、昨年度から7.1ポイント減少していた。

（２）今後の課題

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・小学校へのＳＣの配置率が低い（26.2％）。
- ・ＳＣの確保が難しい地域がある。

<課題の原因>

- ・小学校よりも中学校へのＳＣの配置を優先している地域が多い。
- ・有資格者の居住地域が都市部に集中している。

<課題に向け実施した取組>

- ・年度当初、各教育局に小学校へのＳＣの配置するよう配置方針を示した。
- ・当課で、全道からＳＣの候補者を募集して集約し、各教育局へ情報提供した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ＳＣのスーパーバイザーを設置する必要がある。

<課題の原因>

- ・ＳＣのスーパーバイザーを設置していない。

<課題に向け実施した取組>

- ・ＳＣ活用事業実施要綱を改正し、ＳＣのスーパーバイザーを設置した。

青森県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に配置・派遣し、教育相談体制の充実をはかるものである。

（2）配置・採用計画上の工夫

■配置について

A派遣…1回3時間×40日（計120時間）

B派遣…1回3時間×20日（計60時間）

C派遣…1回3時間×12日（計36時間）

県内全ての公立小中学校に配置し、児童生徒とのカウンセリングのほかにも校内研修の講師として活用してもらうなど、教員の資質向上の一助となるよう配置の拡充を図っている。また、小学校と中学校が円滑に接続できるよう、中学校区の小学校には可能な限り中学校と同じスクールカウンセラーを配置するようにしている。

■採用計画

令和元年度は、全公立小中学校への配置を実現した。今後、より質の高い人材の確保を目指し、募集については、教育委員会ホームページでの公募で対応している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

■配置人数

小・中学校：74人 高等学校・特別支援学校：11人

（高等学校・特別支援学校配置11人の内5人は小・中学校を兼ねている。実人数は80人。）

■配置校数

小学校：278校 中学校：152校 高等学校：7校

■スクールカウンセラーの資格

①公認心理師：26人 ②臨床心理士：5人 ③精神科医：0人 ④大学教授等：3人

⑤上記①～④以外のもので自治体が認めた者：1人

■スクールカウンセラーに準ずる者の資格

①大学院終了：3人 ②大学・短大卒業：42人 ③医師：0人

④上記①～③以外のもので地方公共団体が認めた者：0人

■主な配置形態について

巡回方式

①年間40日・1日3時間：62中学校 ②年間20日・1日3時間：58小学校、60中学校

③年間12日・1日3時間：147小学校、36中学校 ④年間25日・1日3時間：7高等学校
要請派遣

1回2時間：62高等学校、20特別支援学校

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーの活動方針に関する指針（ガイドライン）は策定していない。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラー及び準ずる者、スクールカウンセラー担当教師を対象に研修会を1回実施した。内容は、「学校における児童虐待への対応について」と題した講義、スクールカウンセラー事業の概要とこれまでの経緯、事務手続きについて、県内の生徒指導の現状について学び、カウンセラー、準ずる者と担当者が打ち合わせを行い、理解促進に努めた。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー及び準ずる者

(2) 研修回数（頻度）

年2回

(3) 研修内容

- ・講義「学校における児童虐待への対応について」 講師 青森県公認心理師・臨床心理士協会会長
- ・スクールカウンセラー事業の概要とこれまでの経緯
- ・県内の生徒指導の現状
- ・協議・情報交換

「不登校・いじめ」、「子供の問題行動」、「家庭問題」、「保護者対応」、「学校との連携」の5つのテーマに沿って協議・情報交換を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

テーマに沿ってカウンセラー、準ずる者が日常の取組や感じていることなどを協議・情報交換することで、日頃の悩みを共有し、改善のための手立てを探ることができ、スキルアップにつなげることができた。最後に青森県公認心理師・臨床心理士協会会長より講評とアドバイスを頂き、自分自身の活動を振り返るよい機会になったという声が多数聞かれた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・**無**）

(6) 課題

年度初めと終わりの2回、定期的に研修会を行っている。講義や協議・情報交換を行い内容の濃い研修になっている。カウンセラーからは、研修機会の増を求める声が多くあるが、相談時間の確保を優先しているため研修時間の確保に苦慮している。更なる研修内容の充実が課題である。

また、問題行動や不登校、いじめ、虐待等、児童生徒を取り巻く環境は多岐にわたり、背景が複雑化しているため、関係機関やスクールソーシャルワーカーとの連携を強化しながら、カウンセラーの資質向上に努めていくことが課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①）＜教育委員会等配置＞

小学校から不登校で中学校入学後も早々に休みだした生徒がいた。本人にスクールカウンセラーとのカウンセリングを勧めるが、なかなか学校に足が向かずキャンセルを繰り返し1年間で2回ほどしか行うことができなかった。しかし、生徒がキャンセルしても母親は、毎月定期的にスクールカウンセラーのカウンセリングを受け、子供への接し方や母親自身の不安な気持ちの緩和についてアドバイスを受け続けたことで、過度に生徒にプレッシャーをかけることや必要以上にきつくあたることもなく、長い目で温かく見守ることができた。生徒が3年生になり、進路を意識し登校の必要性を感じ始めたタイミングで、保護者、生徒と一緒にカウンセリングを受けスクールカウンセラーから励ましを受けた。また、日頃から教師との連携も密に取れていたため、カウンセラーのアドバイスを受け、教師も生徒を後押しすることで、少しずつ別室登校ができるようになり時間限定ではあるが教室復帰を果たした。

このようにスクールカウンセラーが保護者を粘り強くサポートしたことと、絶妙なタイミングで適切なアドバイスをし、母親、学校、スクールカウンセラーが同一步調で対応したことが登校につながった事例である。

【事例1】心身の健康・保健のための活用事例（②、⑧）＜教育委員会等配置＞

部活動やクラス内の友人関係・異性関係の悩みからストレスを感じ、自傷行為に及んでいる生徒がいた。スクールカウンセラーとのカウンセリングを通して、自分の行動をある程度制御できる状態であり、通院の必要性はなく、緊急の事案ではないことがわかった。スクールカウンセラーから生徒にアサーショントレーニングやストレスの発散方法をアドバイスした。

また、学級担任と生徒との間に信頼関係ができており、学級担任が積極的に関わり、スクールカウンセラーが後方支援をしながら注意深く経過観察をし対応している。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）＜教育委員会等配置＞

保護者と面談活動をしていた際に、相談内容が家庭内でのDV事案であることを確認した。また、そのことが直接子供に暴力行為が見られなくても、子供に対しての心理的虐待にあたるということを保護者に伝え、認識してもらうことができた。DVがエスカレートし、状況によっては緊急に一時保護の可能性も考えられるケースであったため、学校の管理職、担当教師、学級担任とも情報を共有し、今後の対応を協議した。その結果、保護者の了解を得た上で、女性相談所に事前に情報提供をすることにし、相談者本人からの相談を受け入れる体制を整えた。同時に子供に対してのカウンセリングを定期的に継続した。

【事例3】記載困難

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）＜教育委員会等配置＞

児童生徒や保護者に対応する際のカウンセリングマインドの基礎や、カウンセリングの進め方、面談対応について学ぶために校内研修を実施した。前半はスクールカウンセリングの理念、児童発達期の心の成長、カウンセリングマインド、子供を日常的に支援するポイントについて講義を行った。後半はインシデントプロセス法の形で、教員が小グループで、事例について子供とその保護者を見立て、どのようなことから支援することが可能か話し合い、各グループからの発表の形で全体共有をした。カウンセリングについての基本的内容を学ぶことができ意義深い研修となった。また、この研修後、教員とカウンセラーがいろいろな児童について話す機会が多くなりカウンセラーにとっても活動の幅が広がった。

【４】成果と今後の課題

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

①令和元年度延べ相談者数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
10, 134	10, 315	1, 263	24	21, 736

- ・令和元年度は県内全ての公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置した。(市町村独自配置をしている2村の4校は除く) その結果、大幅に配置校が増加した小学校において、平成30年度より相談者数が増加した。
- ・中学校、高等学校においては、平成30年度より相談者数は減っているが全体的に相談者数は多い。

②相談事項別相談者数

	① 不登校	② いじめ	③ 暴力行為	④ 児童虐待	⑤ 友人関係	⑥ 貧困の問題	⑦ 非行・不良行為	⑧ (④、⑥を除く) 家庭環境	⑨ 教職員との関係	⑩ 心身の健康・保健	⑪ 学業・進路	⑫ 発達障害等	⑬ その他の内容	合計	性的被害(内数)
小学校	1,508	115	33	48	1,140	0	82	1,054	198	1,037	573	1,441	2,905	10,134	26
中学校	2,558	63	8	4	987	0	35	834	101	1,591	876	617	2,641	10,315	17
高等学校	167	3	0	4	196	0	16	113	14	325	145	173	107	1,263	7
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	24	0
合計	4,233	181	41	56	2,323	0	133	2,001	313	2,953	1,594	2,255	5,653	21,736	50

- ・「その他の内容」を除くと小学校では「不登校」、「発達障害」、「友人関係」が多くなっている。全体に占める割合は前年度とほぼ一緒である。中学校では「不登校」、「心身の健康・保健」が多くなっており全体に占める割合は前年度とほぼ一緒である。

③スクールカウンセラーを講師とした校内研修会及びスクールカウンセラーによる教育プログラムの実施回数

	校内研修会			教育プログラム		
	教職員	児童生徒	保護者	教職員	児童生徒	保護者
小学校	79	20	26	28	89	8
中学校	89	15	9	12	145	13
高等学校	20	8	1	5	10	0
特別支援学校	1	0	0	0	0	0
合計	189	43	36	45	244	21

- ・校内研修等の実施は、小学校が278校中52校(18.7%)、中学校は152校中40校(26.3%)、高等学校は68校中9校(13.2%)である。
- ・教育プログラム実施回数は、小学校が278校中37校(13.3%)、中学校は152校中21校(13.8%)、高等学校は68校中3校(4.4%)である。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

〈課題の概要〉

- ・現在の派遣時間数では、より良い教育相談体制構築のため、教職員へのコンサルテーション等の時間確保が困難な状況にあり、年間派遣時間数増加が喫緊の課題である。
- ・限られた時間数の中で、有効的で効果的な活用方法を確立しなければいけないことが課題である。

〈課題の原因〉

- ・スクールカウンセラーの有効性が認知され、相談者数が多数いるため、カウンセリングのみで派遣時間を超過してしまうため。

〈解決に向け実施した取組〉

- ・県内全ての公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置した。（市町村独自配置をしている２村の４校は除く）
- ・小中連携型配置校（同一中学校区内に同一スクールカウンセラーが配置されている学校）においてスクールカウンセラーの配置日時（時間）の交換又は受け渡しを可能とした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

〈課題の概要〉

- ・昨年度同様、年間派遣時間数の増加、及び限られた時間内での効果的な活用方法の確立が課題である。

〈課題の原因〉

- ・相談者数の増加、及び相談内容の深刻化。（今年度は新型コロナウイルスによる臨時休校を受け、学習の遅れや心身の不調などに関する相談も増えていくことが予想される。）

〈解決に向け実施した取組〉

- ・小中連携型配置校（同一中学校区内に同一スクールカウンセラーが配置されている学校）を前年度より多くすることで時間の交換又は受け渡しを多くの学校でできるようにする。
- ・高等学校、特別支援学校での要請派遣希望の増加に対応するために、Ａ派遣を１４０時間から１０５時間に変更した。

岩手県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

東日本大震災により、心にダメージを受けた幼児児童生徒のこころのサポートのために、スクールカウンセラーを配置するとともに、臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的にこころのケアに取り組む。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立中学校において、被災状況、学校規模、支援ニーズ等に応じて配置した。公立小学校については、ニーズの高い学校に配置した。また、沿岸部の被災児童生徒が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー（12人）を配置した。

県立高校は主に拠点校配置（エリア担当制）とし、10エリアに1名ずつ、計10人の臨床心理士を配置した。これとは別に、沿岸部の被災の大きい地域の高校（6校）については、大学支援チーム（岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学）を派遣した。

採用については、特に配置が難しい地域への勤務が可能かどうか等も把握しながら、ニーズが高い地域への配置を考慮し、採用を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】（重複有り）

小学校	40人
中学校	56人
義務教育学校	1人
高等学校	21人
特別支援学校	10人
教育委員会等	8人

【配置校数】

小学校	248校（中学校配置SCを校区の小学校への配置を含む）
中学校	155校
義務教育学校	1校
高等学校	60校
特別支援学校	13校
教育委員会等	8箇所

【資格】

○スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 3人 ②臨床心理士 22人 ③精神科医 0人 ④大学教授 0人
⑤①と②両方 27人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 20人
③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

【主な配置形態】

○単独校

小学校	81校（週1日・1回4時間または6時間） ※年35回：44校 年17回：37校
中学校	28校（隔週1日・1回4時間または6時間）（年間6日・1回6時間） ※年17回：26校 年6回：2校

高等学校 7校（週2日または1日・1回4時間または6時間）

※年70回：1校（週2日）

※被災の大きい学校6校（週1日・4時間）

特別支援学校 13校（月1回・1回3時間）

○拠点校 高等学校 53校（月1～2回・1回3時間）

○対象校 中学校 107校（週1日・年35回・1回4時間または6時間）

※中学校107区内の小学校も対象

○巡回型 小学校 60校（週1日・1回6時間）

中学校 20校（週1日・1回6時間） 沿岸部3教育事務所に配置

義務教育学校1校（週4日・1回6時間）

※名称：巡回型カウンセラー

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

国では、文部科学省設置による教育相談等に関する調査研究協力者会議において、「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」が報告され、その中で、教育相談体制の今後の方向性や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割の明確化等について述べられている。

県教育委員会としては、そのような国の動向も踏まえ、今後においても、学校がより一層、スクールカウンセラーと協働し、その専門性を生かしながら教育相談体制の充実を図ることを通して、児童生徒のこころのサポートに取り組んでいくことができるよう、平成30年10月に「スクールカウンセラー活用指針（岩手県教育委員会）」を策定し、令和2年2月に改訂をした。

なお、本指針は、県内のすべての学校へ配布をし、その活用について周知しているところである。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ スクールカウンセラー連絡協議会に、スクールカウンセラーが新規に配置となる学校の教員も参加対象とし、スクールカウンセラーの役割やその活用方法等について情報共有をしている。
- ・ 被災や日常ストレスにより心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細やかな対応や、ストレス症状の基本的な理解、学校における組織的な心のサポート対策など、学校の実態に応じた研修会を配置スクールカウンセラーを講師として実施している。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

（２）研修回数（頻度）

年３回（うち１回は、県臨床心理士会が主催するもの）

（３）研修内容

- ・ 今後の心のサポートで大切にしたいこと
- ・ スクールカウンセラーが担う役割
- ・ コンサルテーションについて

（４）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー連絡協議会において、増加傾向にありその背景が多様化する児童生徒の不登校への対応に関する研修を行った。講師による講義と、ＳＣと学校現場で教育相談コーディネーターを務める教員の実践発表をもとにした協議により、児童生徒に対する効果的な対応、支援の在り方、教員との連携の在り方に関する基本的な考え方を学んだ。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有）

沿岸部の３教育事務所に３人のＳＶを県外から派遣している。また、本庁勤務のカウンセラー２名をＳＶとし、希望のあるスクールカウンセラー（主に準ずる者）に対してＳＶを行う体制を整えている。

○活用方法

スクールカウンセラーへのＳＶに加えて、スクールカウンセラー及び教職員の研修会等の講師を務めるなど、心理教育や心のケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

（６）課題

- ・ 県内において有資格者は増えてきているものの、準ずる者も多く、スクールカウンセラー全体の資質向上が求められる。
- ・ 他県から招聘するＳＶは令和２年度で終了予定であり、令和３年度以降、県内人材によるＳＶ設置が求められる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

中学3年生女子。1年生の2学期後半から登校を渋りはじめ、3学期に不登校状態になった。はじめは、体調不良の訴えであったが、学校側では、ゲームを一日中していることが原因で朝に起きられないでいるのではないかと考えていた。

当該生徒が登校できないため、S Cに会うことが難しい状況であった。しかし、S Cからコンサルテーションを受け、本人の話を聴きながら登校できる環境を整えようと、担任と学年長が定期的な家庭訪問を継続した。その結果、少しずつ登校できるようになってきたが、ゲームは続け、その理由も先生が聞いても答えてもらえない状況だった。そこで、担任はカウンセリングを勧めたものの、本人は拒み続け、S Cの来校日に欠席することが続いた。

2年生になると、S C来校日の登校もできるようになった。S Cは、挨拶など様々な形で本人との接点をもち続けると、ついに、本人からS Cによるカウンセリングを希望してくれた。

S Cは、カウンセリングで本人の日常生活の様子や気持ちを上手く聴いてくれる中で、本当はゲームではなく学校で勉強をしたいと思っていること、しかし、母親の家事を兄弟と一緒に手伝おうと思うが、何を言っても兄弟が手伝わないためストレスが溜まっていたこと、そこで一人でゲームをしてストレス解消したことがきっかけで、休み始めたことが分かった。

S Cは、本人の気持ちを校内で共有し、どのように本人を支え、希望する勉強ができるか、その支援策を教員と考えた。S Cは、本人の心理面を支え続け、教員は校内環境を整えていくことで、徐々に学校で過ごせる時間が延び、ほぼ一日過ごせるまでに改善した。

3年生では、クラスにも入れるようになった。カウンセリングでは、本人の気持ちを引き出し、整理しながら、自分の気持ちをどのように周囲に伝えられるかなど、丁寧なやり取りをしている。そのため、以前よりも本人ができることも増え、自信を取り戻しながら、順調な登校に繋がってきている。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）＜S Cの配置形態：教育委員会等配置＞

中学2年生の女子生徒Aは、家庭についての悩みを抱えておりS C面接を継続してきた。担任や部活の顧問には、友人関係や家庭環境について相談しており、校内で情報を共有しながら対応していた。

予定していたS C面接の日、担任から女子生徒の様子がいつもと異なるとの事前情報が入る。担任が声をかけたが詳細を話したがるしないとのこと。担任に連れてこられた女子生徒は相談室に入るなり泣き出し、「母がリストカットをするのを見るのがつらい」「もうこんな家にはいたくない」とS Cに話す。母は、以前からAや小学5年の弟Bの前で自傷行為を行ったり、「死にたい」と言ったりしてきたとのこと。特に最近は母の調子が悪く家にいるのがつらいので、家に帰りたくないと話した。

S Cは管理職に面接時の様子を報告、管理職は市町村担当課と児童相談所に虐待通告を行った。同時に、Bの在籍する小学校に情報提供し、BもAと同様の内容を話したとのこと。AとBは、その日のうちに児童相談所に緊急一時保護となった。

母は児童相談所の面談で、子どもの面前での自傷行為を認め、それが虐待にあたることに理解を示した。また、途絶えていた精神科受診を再開すること、母の調子が悪い時には祖父母の助けを得ることを約束した。そのうえで、一時保護中の女子生徒や弟と母子面会を繰り返し、母子関係の修復に努めた。

一時保護が解除されてAとBが家庭に戻ってからも、要保護児童として定期的なケース会議を開催し、地域や学校での見守りを続けると共に、児童相談所の面談、学校で担任やS Cによる面接を続けている。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑭）＜S Cの配置形態：教育委員会等配置＞

中学校1年生の女子生徒Aは、普段から疲れた表情をしており、朝から頭痛や腹痛を訴えて保健室に行くこ

とが多くなった。気になった担任はAにSC面接を勧めた。面接では、父親が倒れて自宅で介護が必要となり、長女のAが家事手伝いを任され、年の離れた兄弟たちの面倒をみていると訴えた。宿題も間に合わないことがあり、「授業に集中できない」「友達とラインもできない」と、学校と家事に追われて疲れ切っていることを語った。

担任が母親に話を聞くと、「Aが何も言わないので、気づかなかった」と驚いた一方、母親自身が「仕事と夫の介護で精一杯」と、堰を切ったように話し始めた。担任の勧めもあり、母親はAを病院に連れて行った（身体的に異常なし）。担任と学年主任、養護教諭、SCと話し合いの上、SSWに母親の精神的なサポートを依頼した。

しばらくすると、SC面接でAが「疲れ切って、学校に来たくない」と訴えた。担任とAが話し合い、母親にも伝えた上で、1か月だけ保健室登校をすることにした。Aは保健室で自習をしながら、ゆっくりした時間の中でこれまでの振り返った。SC面接では「父親が倒れてショックだった」「やることに追われる毎日が苦しい」「誰にも分かってもらえない」と苦しい思いを何度も語りながら、「母親の手伝いは私がしなければならない」と家族の自分の役割を受け入れるようになった。

担任、SSW、SCが情報共有の上、SSWが母親と一緒に、Aの家事について負担が軽くなる工夫を考えることにした。家事負担は大きくは変わらなかったものの、家庭では母親とAが話す機会も増え、Aは再び授業に出られるようになった。その後も、担任、養護教諭がAの様子を丁寧に見守りつつ、SC面接、SSWの母親面接を継続している。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑩）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

岩手県教育委員会では、児童生徒の自殺予防教育推進を目的とし、「いわて子どものこころのサポートチーム」（構成員は、配置型スクールカウンセラー、巡回型カウンセラー、大学教授、医療コーディネーター、総合教育センター、岩手県教育委員会事務局指導主事）に、児童生徒の援助希求的態度を促す自殺予防プログラムの作成を依頼した。

チーム会議では、「援助を求めるという営みは、援助をする側とされる側、あるいはそれらが入れ替わる相互交流の営みであること」「実際の援助希求が促進されるためには、個人の援助希求的態度の育成に加え、環境が援助希求を肯定的にとらえており、個人が援助を求めた時に『良い結果が得られた』と体験できる環境の受け皿が保障されることが重要である」ことが共有された。

これらをもとに作成された自殺予防教育プログラムは、岩手県教育委員会が東日本大震災以来展開してきた「心とからだの健康観察」後半の「こころのサポート授業」に位置付け、プログラム名は「こころのサポート授業『自己有用感編』」とした。プログラムは発達段階に応じて2種類用意されており、いずれも「助けを求めやすい環境の態度の醸成」と「児童生徒が環境に対して安心・安全のイメージを持てること」をねらいとした体験的なものとなっている。なお、この自殺予防教育プログラムは、岩手県総合教育センターホームページに掲載し、県内の全県立高校、全公立小中学校に周知されている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜「心とからだの健康観察」集計結果から＞

本県の「要サポート」（過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している）の児童生徒の割合は年々減少している。

小学校低学年の「要サポート」の割合は高いが、学年進行とともに減少に転じている。

これらのことから、スクールカウンセラー等の活用により、学校生活の中で適切な心のケアが行われていると捉えることができる。

「要サポート」の児童生徒の割合の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県全体（％）	14.6	12.6	12.0	11.9	11.5	11.5	11.2	11.2	11.3
沿岸部（％）	15.8	13.6	13.6	14.0	13.7	13.3	13.2	12.4	13.1
内陸部（％）	14.3	12.3	11.5	11.3	11.0	11.1	10.7	10.9	10.9

（「心とからだの健康観察」結果より）

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- 今後更に効果的にＳＣを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談やこころのケアをＳＣと協力して実施することができるようにすること。
- 学校内でＳＣがいじめや不登校等の問題に対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- 各学校における効果的なＳＣの活用の在り方について周知していく必要があること。

＜課題の原因＞

- 震災起因とする様々な環境変化に伴う保護者の持つストレスと、それに伴う児童生徒への影響
- 学校教職員とＳＣとの連携の在り方

＜解決に向け実施した取組＞

- スクールカウンセラーを対象とした研修会の実施
ＳＣと学校現場で教育相談コーディネーターを務める教員の実践発表をもとにした協議により、児童生徒に対する効果的な対応、支援の在り方、教員との連携についての基本的な考え方を学んだ。
- 学校へのスクールカウンセラー活用についての周知
「スクールカウンセラー活用指針」の配付による周知や、「心とからだの健康観察」実施の際の通知の中でＳＣとの連携の在り方を明示。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いこと、から、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- 今後更に効果的にＳＣを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをＳＣと協力して実施することができるようにすること。
- 学校内でＳＣがいじめや不登校等の問題に、教職員及び専門機関と連携して対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- 各学校における効果的なＳＣの活用・専門機関との連携について周知していく必要があること。

<課題の原因>

- ・ 震災起因とする様々な環境変化に伴う保護者の持つストレスと、それに伴う児童生徒への影響
- ・ 学校教職員とＳＣ、ＳＳＷ等の専門機関との連携の在り方

<解決に向けた取組>

- ・ スクールカウンセラーを対象とした研修会の実施
ＳＣと学校現場で教育相談コーディネーターを務める教員の実践発表をもとにした協議により、児童生徒に対する効果的な対応、支援の在り方、教員との連携についての基本的な考え方を学んだ。
- ・ 学校へのスクールカウンセラー活用についての周知
「スクールカウンセラー活用指針」の配付による周知や、「心とからだの健康観察」実施の際の通知の中でＳＣとの連携の在り方を明示

宮城県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（１） スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題における、不登校や高等学校の中途退学については、震災前から全国値と比較して高い水準にあり、震災から９年を経た後もその傾向は継続している。地域的には、津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく、沿岸部や他県からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。
- インターネットの普及等を背景とする問題行動の広域化・複雑化や震災による家庭環境の変化、保護者の監護能力の低下等により、対応や指導に苦慮するケースが増加している。
- 児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え、不登校等の問題行動や震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるため、スクールカウンセラーの効果的な活用が必要である。

（２） 配置・採用計画上の工夫

全ての公立学校に配置できるようにしている。また、いずれの校種においても、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣をできるようにしている。

- 小学校 : 全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し、全小学校に対応。
- 中学校 : 全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置。
- 高等学校 : 全ての県立高校にスクールカウンセラーを配置。
- 特別支援学校 : 要請のあった県立特別支援学校全てにスクールカウンセラーを派遣。

（３） 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○ 配置人数

- 小学校 : 114人
- 中学校 : 101人
- 義務教育学校 : 2人
- 高等学校 : 84人
- 特別支援学校 : 24人
- 教育委員会等 : 18人

○ 配置校数

- 小学校 : 249校
- 中学校 : 133校
- 義務教育学校 : 1校
- 高等学校 : 72校
- 特別支援学校 : 24校
- 教育委員会等 : 6箇所

○ 資格

（１） スクールカウンセラーについて

- ① 公認心理士 : 104人
- ② 臨床心理士 : 89人
- ③ 精神科医 : 該当なし
- ④ 大学教授等 : 該当なし
- ⑤ ①から④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 : 該当なし

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 23人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 46人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 該当者なし
- ④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 59人

○ 主な勤務形態

単独校	中学校	32校	(年37回・1回6時間)
	義務教育学校	1校	(年28回・1回6時間)
	高等学校	72校	(年36回・1回7時間)
	特別支援学校	24校	(月1回・1回6時間)
拠点校	小学校	7校	(年25回・1回6時間)
対象校	中学校	100校	(年37回・1回6時間)
巡回校	小学校	242校	(年25回・1回6時間)
	中学校	1校	(年38回・1回6時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

- ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
活用の手引や活用指針を作成し、年度当初の関係会議で配付・説明し、周知を図った。
- ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
連絡会議や研修会をスクールカウンセラーと学校担当者合同で行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- 小・中学校 スクールカウンセラー
- 高等学校 スクールカウンセラー及び学校担当者
- 特別支援学校 スクールカウンセラー及び作業療法士等の専門家並びに学校担当者

(2) 研修回数（頻度）

- 小・中学校 連絡会議（年2回）、各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会（年1～2回）
- 高等学校 連絡会議（年2回）、地区別連絡会議（県内5地区）
- 特別支援学校 連絡会議（年1回）

(3) 研修内容

- 小・中学校
 - ・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明
 - ・事例についてのグループ協議等
- 高等学校
 - ・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明
 - ・本県の教育相談の状況についての説明
 - ・児童生徒を取り巻く諸問題に係る講演会
 - ・事例検討会等の研究協議等
- 特別支援学校
 - ・県の施策やスクールカウンセラーを含む外部専門家の配置・活用等に係る説明

(4) 特に効果のあった研修内容

- 小・中学校
 - ・ 事例検討会を通して、事例の見立ての方法等の見直しを図ることができた。また、講師からの指導助言を受け、スクールカウンセラーの力量を高めることができた。
- 高等学校
 - ・ 事前に提出された資料をもとに、グループごとに協議を行った。各校の状況や工夫等を共有することができた。
 - ・ 自死が起きた時の対応についてケーススタディを行い、「チーム学校」の観点から組織的に対応する際の注意点や留意点を学ぶことができた。
- 特別支援学校
 - ・ 多くの学校に共通する課題を主題とした情報交換と協議を通じて、より効果的な支援の在り方を探ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 (有・無)
 - ・ 小中学校：
5 教育事務所に「専門カウンセラー」の名称で 14 人配置（年間 70 回配置）
 - ・ 高等学校
県教育委員会高校教育課に 4 名配置（年間 77 回配置）
- 活用方法
 - ・ スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助
 - ・ 児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリング
 - ・ 各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
 - ・ スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言
 - ・ その他、教育委員会が必要があると認める業務（緊急時の派遣対応）等

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラーが相談を受けた生徒の問題で、一人で抱え込まないようにスクールカウンセラーの横のつながりをつくることや、スーパーバイザーに相談しやすい環境をつくること。
- ・ スクールカウンセラーが「チーム学校」の一員として、積極的に各学校の教育相談体制づくりに係る具体の方法を理解すること及びその意識を高めること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例 1】不登校生徒への支援のための活用事例（①不登校）＜単独校配置＞

家族関係や進路での相談。A は一時期、欠席が増え、体調不良などを訴えた。理由は本人にも分からないが、震災後からこれまで抑えてきた感情が伺える。カウンセラーとの面談を通じて気持ちの整理を行った。同時に、情報交換には、担任・年次主任も加わり、対応について話し合う場を多く設定した。本人をサポートするため、母と S C との面談を実施し、母の関わり方を見つめ直した。その結果、徐々に回復してきた。

翌年は、A 本人の希望を優先し S C との面談を継続した。家族関係・学校生活・進路学習など相談や現状の話をした。前年度よりも回数は減り、問題も軽くなり、落ちついた生活を送った。本人の努力の甲斐もあり、第一希望の専門学校に進学することが決定した。

【事例 2】 貧困の問題に対する活用事例（⑭貧困）＜単独校配置＞

父親違いの兄弟が多く、生活保護を受けている母子家庭の B。本人の話によれば、母親はギャンブル好きのため、食事は時々白米のみになる。学校での様子は、登校すれば、礼儀正しくはきはきとした優等生であるが、欠席が多い。気持ちが落ち込むと登校できない、眠れない、やらなければならないことができない等、S Cを定期的に活用することで、自分の家庭環境や生活上の悩みなどを打ち明けるようになった。そのために、Bの家庭環境や心身の状況が把握できた。

学校に来ているときの B と S C との話で聞く B の心身の状態のアンバランスも心配されたため、保健室での利用記録から、医療機関の受診を養護教諭より保護者に伝えてもらった。また、保護者と連絡を取り、医療機関と学校で情報提供できるように繋いでもらった。その結果、適応障害という診断を受けている。その後も引き続き様子を見ている。

【事例 3】 ヤングケアラーのための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜単独校配置＞

C は、母、兄と 3 人暮らしである。母は、脳梗塞の後遺症のため、半身不随である。そこで、体が不自由なため支援が必要となり、C が、母のリハビリや通院に付き添っている。兄は、夜の仕事を従っており、日中は睡眠を取っている。そのため C が付き添うようになった。また、母は、精神面の不安定さもあり、他からの支援を嫌がるため常に C が付き添っている状態であった。

C は、前年度から S C と面談をしていたが、支援をしていく中で、生活環境への働きかけも必要ではないかということになり、S S W も交えてケース会を開催した結果、安定した生活を送るためには母親の協力が必要であるとなった。

今年度は、5 月に C の家庭の様子を S C に聞いてもらい、C が「自分ひとりで母のことをやらなければならない」と思っているということを確認した。そこで、学校を休みがちな C が、毎日登校出来るようにするためにはどうするか、ということで 2 度目のケース会を実施する運びとなった。

7 月に再度ケース会を実施し、C が生活をしている地区の保健師、福祉課等の関係機関との情報共有を行った。C がひとりで抱え込まず、何か困っている時は、相談に行けるように関係機関への協力の要請をした。今後も様子を見ながら、継続して関わっていきたいと考えている。

【事例 4】 校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜単独校配置＞

カウンセリングマインドを身に付け、生徒対応に資するため教職員対象の研修会の講師として S C を活用した。研修実施校においては、生徒の中には「眠れない」「朝、起きられない」等の不調を訴える生徒が多く、それが原因で不登校になっている生徒もいる。精神科・心療内科領域について講義を行うことにより、参加教員が、上記のような悩みを持つ生徒や保護者に適切に対応するために必要な実践的知識を習得することができた。

【4】 成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等により、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることができた。
- S C と S S W の来校日を合わせ、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談担当と情報共有を行い、児童生徒の日常生活の観察や、家庭との連携に生かした。
- 年度初めに S C に講師を依頼し全職員に対し特別支援研修会を実施した。発達障害ある又は疑いのある児童生徒に対する支援のポイントについて理解が深まり、共通認識をもって支援に当たることができた。
- 特別支援学校では相談件数が年々増加している。教職員の相談件数も増加しており、発達障害等の指導の難しい児童生徒への対応の悩みを相談できる窓口としての役割は大きい。

○ 相談対応実績

R 元年度	相談人数				
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
	25,038	18,859	10,689	2,046	56,632

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ SNS を起因とする問題を抱えている児童生徒や，家庭環境に問題があったり，発達障害が疑われたりする児童生徒に対して，SC と教職員の他に，外部機関との連携が必要なケースが増加している。

＜課題の原因＞

- ・ 生徒の抱える問題等が，複雑，多様化しており，これまで以上に丁寧な対応が必要となっている。
- ・ SC の活用方法について，教職員の知識理解が深まっていない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ SSW と同一の勤務日を作り，ケース会議等の情報交換を行い，外部機関との連携を図っている。
- ・ SC を講師として校内研修会を実施し，教職員が発達障害や外部との連携について理解を深めている。

②今後の課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 東日本大震災から 9 年が経過したが，震災による直接的・間接的な影響により，当面の間は同規模程度の SC 等による教育相談体制を整備する必要がある。
- ・ 相談の希望が多く，早期に相談の予約枠が埋まってしまうことがある。相談件数も増加しているため，情報共有が十分になされていない。
- ・ 家庭環境や家族関係に起因する相談も増加傾向にある。中には保護者の協力が得られない場合もあり，そのようなケースの場合，どのようにして保護者と問題を共有し，保護者の協力を得たらよいか検討する必要がある。
- ・ 障害種別に応じた効果的な SC の活用方法について探っていく必要がある。

＜課題の原因＞

- ・ 直接的に東日本大震災を経験した児童生徒は年々減少しているが，震災を経験した保護者自身が，その影響から慢性的な貧困や精神的に不安定となっている現状がある。
- ・ 継続した支援が必要な生徒が増えており，新規に支援を要する生徒の相談予約が難しい状況である。
- ・ 保護者自体にカウンセリングに対する抵抗感や，困り感の欠如が存在する。
- ・ SC の活用方法について，教職員の知識理解が深まっていない。

＜解決に向けた取組＞

- ・ PTA 総会やカウンセラー便りを活用しカウンセリングに対して周知するとともに，生徒の支援のためには保護者のカウンセリングの利用を訴えた。また SSW と連携をはかりながら，必要に応じて外部機関と連携し支援に当たっている。
- ・ 各種研修会の事例検討等により，保健福祉関係等の期間と連携したケースについて協議しながら，保護者に対する対応力を高めた。
- ・ SC の効果的な活用に向けた理解促進のための教職員対象の研修会等を実施している。

秋田県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ いじめ等の児童生徒の問題行動や不登校の対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をＳＣ又はＳＣに準ずる者として配置している。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・ 各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。ＳＣ等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- ・ 未配置校については３教育事務所に所属する広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	:	０人
中学校	:	３１人
高等学校	:	２５人
特別支援学校	:	０人
教育委員会等	:	３９人

【配置校数】

小学校	:	０校
中学校	:	８０校
高等学校	:	５２校
特別支援学校	:	０校
教育委員会等	:	４か所

【資格】

①ＳＣについて

臨床心理士等（公認心理師） ３９人

②ＳＣに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 ２人

【勤務形態】

①ＳＣ

- ・ ３５中学校（年間１４０時間 週１日４時間×３５週）
 - ・ ４５中学校（年間 ７０時間 週１日２時間×３５週）
- ※年間の時数を超えないよう、各校において柔軟に運用可

②広域カウンセラー

- ・ 義務教育課（年間２１０時間）、３教育事務所（年間３００時間×３か所）に配置
- ※未配置校のカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援に対応

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・事業内容やＳＣの役割、活動例について記載したマニュアル「スクールカウンセラーとともに」を作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小・中学校等に配布した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ＳＣ、ＳＳＷ、各中学校の教育相談担当者等を対象とした不登校・いじめ問題等対策事業連絡協議会を年１回開催し、ＳＣやＳＳＷの効果的な活用の仕方や、連携の在り方について情報交換及び協議を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

- ・令和元年度不登校・いじめ問題等対策連絡協議会
年間時数 70 時間の中学校の S C 及び教育相談担当職員（生徒指導主事）等

（２）研修回数（頻度）

- ・年 1 回

（３）研修内容

- ・ S C の学校における効果的な活用等について情報交換及び協議を行う。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・学校、S C、S S W によるグループ別協議を行い、問題行動や不登校等生徒指導上の諸課題の未然防止・初期対応のための効果的な連携・協働について、共通理解を図ることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSV の設置

- ・設置なし

（６）課題

- ・小学校における S C のニーズが高まったため、中学校の配置時数が不足するケースがあった。
- ・相談希望者が多数のため、必要なタイミングでのタイムリーな相談ができない場合があった。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例 1】発達障害傾向の見られる中学校女子生徒に対する支援のための活用事例（①）＜S C の配置形態：単独校配置＞

コミュニケーションの困難さや学習意欲のムラや学習方法の不適切さが目立ち、集団活動と学習活動への参加が難しくなっていた事例。S C が、当該生徒とカウンセリングした際も、当該生徒は「何のために勉強するのか」「何のために生きるのか」などの考えが頭から離れず、具体的なアプローチが難しい状態にあった。

「肯定」が得られない状態からは変容は期待できないため、まずはカウンセリングにて、当該生徒の「生きていること、勉強することに意味を見いだせない」部分について傾聴するとともに、現実への矛盾点や現在を生きることの困難さについて共感を示すようにした。すると、徐々に当該生徒は「本当は～しなくてはいけないんだろうけど」「本当はそんなつもりで言ったんじゃないと思うけど」等、適応的な認知もできていることがわかる発言をするようになった。そこから、「現実的にやらなくてはならないと思っていること」については学校から優先順位を示し、当該生徒の活動を支援した。また、「非現実的であるが抑えられない思い」については、S C が傾聴・支持しながら対応したことで、当該生徒は登校が継続するようになり、学習への挑戦や集団活動への参加が増えてきている。

【事例 2】ネグレクトを受けている疑いのある中学校男子生徒への支援のための活用事例（⑬）＜S C の配置形態：教育委員会等配置＞

母親が家事・育児を遂行できず、その影響で当該生徒が参加するための準備ができないスキーや水泳等の活動

への参加を嘘の理由で欠席させていた。また、母親は、規則正しい生活の統制など、学校生活に必要な支援をしなかったことにより、当該生徒の不登校に繋がった。父親は就労時間が長いことや、母親が詳しい事情を伝えていないことから、関与できないでおり、学校が連絡しても母親に拒絶されてしまう状態であった。ＳＣが、母親に当該生徒のことを心配していると伝えたところ、母親は当該生徒が反抗的で対処に困っているという旨を話すため、学校は積極的介入ができずにいた。ＳＣが、当該生徒とカウンセリングし、守秘を前提に困っていることについて聞いていくと、家庭のバックアップがなく、学校生活に必要な支援を受けられずにいることを話してくれた。その後、当該生徒は、学級担任に対して家庭での不満や欠席時の様子を話してくれるようになり、学校ができる範囲で当該生徒の活動を支援することで、登校を継続している。しかし、母親及び家庭の状況は変わらないため、当該生徒への支援の継続とともに、自立を視野にいたアプローチや、高校進学に向けて関係機関との情報共有を展開している。いずれは家庭との折衝の必要な場面もあると思われるが、まずは子どもの生活を健全化するためにできることを支援していく予定である。

【事例３】両親の離婚のため家事を行っている中学校女子生徒のための活用事例（⑩）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

友人関係と両親の離婚について相談してきた中学校女子の事例。父親、母親、祖父母、小学校低学年の弟、妹と同居していた。しかし、父親と母親の折り合いが悪く、離婚しそうであるということ、そして、友人関係でも悩んでおり、時折頭痛などの体調不良を起こすようであった。相談を継続している間に両親の離婚が成立。母親、祖父母共に仕事に従事しており、特に母親と祖母は、夜勤のある介護職に従事していたので、本人は祖父母が不在の間炊事洗濯をしたり、年下の兄弟の遊び相手や勉強相手を日常的に担っていたようである。学級担任や学年主任と連携し、本人の学校での頑張りを認めていく方針を取ると、本人の体調不良も減ってきて、友人関係も広がっていった。年度の最後の方では明確な進路の目標もでき、学校での委員会活動にも熱心に取り組み、学級活動を引っ張っていつている様子が多くみられるようになった。

【事例４】研修としての活用事例（⑪）＜ＳＣの配置形態：教育委員会等配置＞

ある市では、広域カウンセラー配置事業として、全小・中学校の教諭（各校１名以上）を対象に研修会を開催した。３名のカウンセラーを招き、「不登校児童生徒及びその保護者への対応等について」と題しての講話（カウンセリングマインド、話を聞く際のポイント等）や演習（カウンセリングの実演）等を行った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・チーム学校の一員として、教職員や保護者と信頼関係を築いているＳＣが多く、不登校及び不登校傾向の生徒や保護者とのカウンセリングや教職員へのコンサルテーションを計画的に実施し、生徒指導においてＳＣの役割が機能している。
- ・生徒対象の集会や保護者対象の講話、教職員対象の研修会等においてＳＣの活用が広がっており、専門的な知識及び経験に基づいた助言がとても役立っている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組
＜課題の概要＞

- ・大規模校においては相談希望が多く、時数不足となる学校も見られる。相談活動だけで予定の勤務時間を終えてしまうことが多く、多様な取組に至っていないのが現状である。
- ・広域カウンセラーと併用する場合、当該校のＳＣが必ずしも広域カウンセラーとして配置されるとは限らないため、継続的な関わりが難しい。

<課題の原因>

- ・小学校が学区内の中学校のＳＣを希望するため
- ・広域カウンセラーを活用する場合、希望するカウンセラーが地域に配置されないため

<解決に向け実施した取組>

- ・ＳＣの全中学校配置に向けた配置計画の策定
- ・広域カウンセラーにおけるエリア制の導入

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・広域カウンセラーについては、エリアコーディネーターを通して派遣するカウンセラーを選定していたが、その決定に時間がかかっていた。また、人選後に日時等を決めるため、学校が希望する迅速なカウンセリングには至らなかったケースがあった。
- ・中学校においては、生徒の相談活動が少ない学校もある。小学校が学区内の中学校のＳＣを希望する場合、時数のやり取りについて中学校が決定できる裁量があればよい。

<課題の原因>

- ・エリアコーディネーターもＳＣを兼ねており、相談業務をしながら調整するため、時間がかかる。
- ・小学校では、中学校へ入学していく児童のことを考えると、進学する中学校に配置されているＳＣとカウンセリングをした方が今後につながるが、別のＳＣが配置となることもあった。

<解決に向けた取組>

- ・ＳＣ・ＳＳＷ合同研修会を実施し、研鑽を深めるとともに、各校の教育相談担当者とも顔を合わせて話をするすることで、広域カウンセラーを依頼しやすい関係性をもつことができた。

山形県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の諸課題への対応のため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクールカウンセラー等という。）として、小学校・中学校・高等学校に派遣し、学校におけるカウンセリング機能を高めるとともに、スクールカウンセラー等の活用により諸課題の解決を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村立中学校への配置は、拠点校方式（中学校を拠点校として、近隣地域の中学校及び小学校を対象とする方式）とし、スクールカウンセラー等未配置校にも対応できるようにした。また、小学校での活用を推進することで、小中連携の強化、諸課題の改善を図れるようにした。
- ・学区が県内全域である県立中学校への配置は、単独校配置とし、自校の対応に専念できるようにした。
- ・市町村立中学校、県立中学校ともに、2～3名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも1名はスクールカウンセラーを配置することで、スクールカウンセラー同士の情報交換等を可能にした。
- ・高等学校には、県教育委員会で特に必要があると認める6校に配置することで、配置校の課題解決にあたった。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校	：	中学校に拠点校配置したスクールカウンセラー等が対応
中学校	：	74人
高等学校	：	8人
教育委員会等	：	8人（うち、7人は中学校配置を兼ねる）

○配置校数

小学校	：	177校
中学校	：	67校
高等学校	：	6校
教育委員会等	：	1箇所

○資格

（1）スクールカウンセラー

- ①公認心理師 53人
- ②臨床心理士 59人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 7人
- ⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 12人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者

0人

○主な配置形態

単独校 1 中学校 (週 1 日・1 回 6 時間)

6 高等学校 (週 1 日・1 回 4 時間)

拠点校 6 6 中学校 (週 1 日・1 回 6 時間)

無配置校、緊急対応 (状況に応じて派遣)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・連絡会議において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、教育相談体制の構築を図っている。また、県内 4 教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・全県及び県内 4 教育事務所ごとの研修会において、講師による講演や演習、グループ別研修による効果的な活用事例等の情報交換・意見交換を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーや県独自事業の教育相談員等を対象とした全県研修会、教育事務所毎の研修会を開催し、希望制でスクールカウンセラーの参加を募っている。

(2) 研修回数（頻度）

全県研修会：年 2 回 教育事務所研修会：年 2 回

その他、山形県スクールカウンセリング研究会で相談活動に係る資質・能力の向上を図っている。

(3) 研修内容

- ・第 1 回全県研修会 講話・演習「学校・関係機関の連携による児童虐待問題への対応」、分科会
- ・第 2 回全県研修会 講話・演習「青少年の健全育成と関係機関の連携」、分科会
- ・教育事務所研修会 関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例に即した研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S V の設置 (☒有・無)

○活用方法

スクールカウンセラーとして任命した者のうちから、特に経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置く。エリアカウンセラーは、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等に対する指導・助言（スーパーヴィジョン）を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた専門性の高い研修機会の設定

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小学校段階におけるスクールカウンセラー活用を通じた未然防止に係る活用事例（⑪小中連携）

＜拠点校配置＞

本県ではスクールカウンセラーを中学校に拠点校方式で配置しており、近隣地域の小学校にも対応するようにしている。A中学校区は1小1中からなり、小中9年間クラス替えがない。小学校段階での人間関係が中学校入学後も持ち越されたり、小学校段階でのトラブル等が後を引いたりするケースも多い。そこで、A中学校区では、小学校でのスクールカウンセラーの積極的活用（2名中1名は小学校中心に勤務）を通して、中学校入学後の生活がスムーズに送ることができるよう取り組んでいる。具体的には、小学校6年生全員との面談を実施し、そこで得た情報を教職員で共有し、トラブル等の未然防止や早期対応を行うことができるような体制を整えている。また、内容によっては中学校に情報提供したり、福祉部局等と連携したりすることで、トラブル等があった際に、学校だけで抱え込まず、組織的な対応を取れるようにしている。中学校に重点的にかかわっているスクールカウンセラーにも情報提供を行うことで、切れ目ない支援等を行うことが可能となり、不登校やトラブル等が大きく減少している。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬児童虐待）＜拠点校配置＞

生徒Bは、登校後保健室に行き、家に帰りたくない旨を養護教諭に相談した。教頭と教育支援員が加わり、詳しく事情を聴いたところ、テストの結果についての母親の言動に対して恐怖を感じているとのことであった。また、母親から身体的虐待を受けている疑いもあったため、学校から児童相談所へ通告し、一時保護等の措置が取られた。

その後、スクールカウンセラーや担任、養護教諭など、生徒Bが心を許している職員が継続して関わっていくことで、生徒Bは精神的に安定していった。また、スクールカウンセラーが母親とも定期的に面談を行うなど、継続的に支援していった結果、夏休み前には生徒Bが「成績が良くなった。保護者面談のときも母親が笑顔だった。」と嬉しそうに話することができるようになっていった。

校内における毎月の定例会議（スクールカウンセラー、教頭、教育相談員、教育相談担当教諭、養護教諭）で、常に情報を共有し、その都度スクールカウンセラーから担任に情報を伝えたり、支援のあり方について助言したりするなど、現在も校内の相談体制の整備を進めている。

【事例3】性的な被害・ヤングケアラーのための活用事例

記載できる事例はない。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜教育委員会等配置＞

C地区では各学校における教育相談体制の充実を図るために、毎年カウンセリング経験の豊富なエリアカウンセラーを講師として招聘し、校内研修会を開催している。地区内には複数の小学校から一つの中学校に集まってくる学区もあれば、一小一中の学区もあるため、生徒指導上の課題も多様である。各学校や地域の課題に応じて研修内容を工夫し、学校の教育相談体制の充実に努めている。

D中学校では、不登校及び特別な配慮を要する生徒の支援に関する会議を含めた、スクールカウンセラー連絡会議を開催しており、その会議でエリアカウンセラーが指導・助言を行った。具体的には、不登校傾向の生徒に対しては、自己の学びを実感できるような手立ての必要性や友人関係の築き方、自己解決できるようにするための支援等について、特別な支援を要する生徒に対しては、将来的な自立を加味した進路指導と情報共有を行うことで、保護者や本人の思いに沿った生活指導ができるようになることなどを確認した。また、スクールカウンセラーと定期的な面談を行い、それを校内で共有していくなど、学校とスクールカウンセラーの連携を密にして対応していくことの重要性も確認した。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成２７年度と比較して、平成２８～令和元年度のいずれも相談件数が大きく増加している。平成２８年度以降、全県ＳＣ連絡会議において行っている「保護者や域内小学校へのＳＣの周知徹底」「全校面談の推奨」等により、各校で教育相談体制の整備や相談しやすい環境づくりに取り組んだ成果と考えられる。

ＳＣの配置状況	配置 中学校 校数	相談件数				
		H27	H28	H29	H30	R01
週１日、原則１日６時間	67	5,572 件 (99.5)	9,103 件 (162.6)	8,778 件 (156.8)	10,051 件 (179.5)	12,026 件 (179.5)

※相談件数は延べ数で、（ ）は一校当たりの平均相談件数

※本県では、一校に２～３名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも１名は公認心理師や臨床心理士の有資格者を当てているため、資格等の影響については検証することができない。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラー等と教職員の情報交換等の時間確保
- ・全校配置に拡充するための財源確保と人材確保
- ・小中連携の一層の充実

<課題の原因>

- ・限られた時間（６時間）の中での相談件数の増加
- ・スクールカウンセラーの有資格者の人材不足
- ・学校間での情報交換・連携不足

<解決に向け実施した取組>

- ・記録のファイリング等による情報交換の方法の工夫
- ・県ホームページにおいての公募
- ・域内小学校におけるスクールカウンセラーによる講話等、活用方法の工夫

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラー等と教職員の情報交換等の時間確保
- ・全校配置に拡充するための財源確保と人材確保
- ・小中連携の一層の充実

<課題の原因>

- ・限られた時間（６時間）の中での相談件数の増加
- ・スクールカウンセラーの有資格者の人材不足
- ・学校間での情報交換・連携不足

<解決に向けた取組>

- ・連絡会議等における各学校の好事例の共有
- ・関係機関・団体等との連携及び県ホームページにおいての公募

福島県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している児童・生徒を受け入れている学校等の児童・生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等との連絡調整を行い、児童生徒がＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

（２）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、小・中・高等学校及び特別支援学校に対して、スクールカウンセラーを配置している。

また、中学校に派遣されたスクールカウンセラーは、派遣中学校区内で、スクールカウンセラーが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育の児童生徒全体をカバーするよう配慮している。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	： 136人
中学校（義務教育学校含む）	： 242人
高等学校	： 88人
特別支援学校	： 2人

【配置校数】

小学校	： 136校
中学校（義務教育学校含む）	： 216校
高等学校	： 87校
特別支援学校	： 2校

【資格】

（１）スクールカウンセラーについて

① 公認心理師	： 96人
② 臨床心理士	： 111人
③ 精神科医	： 0人
④ 大学教授等	： 16人

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

- | | |
|---|-------|
| ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 | ： 16人 |
| ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 | ： 31人 |
| ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 | ： 0人 |

【主な勤務形態】

単独校配置	小学校	136校	（週1日・1回6時間）
	中学校	81校	（週1～2日・1回6～12時間）
	高等学校	87校	（週1日・1回4～6時間）
	特別支援学校	2校	（週1日・1回6時間）
拠点校配置	中学校	135校	（週1日・1回6時間）

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・年度末に全ての配置校にあてて活動方針等に関する指針を文書で通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導関連の地区別研修会で事例をもとにＳＣの活用方法を説明している。
- ・教育相談スキルアップ研修会でコーディネーターを養成し、各校で教職員のリーダーとなっている。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

- ①スクールカウンセラー新任者研修会：今年度新たにＳＣになった者
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（６地区）：小・中・高、特別支援学校に配置された全ＳＣ
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）：県内配置ＳＣの希望者
- ④各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内：県内配置ＳＣの希望者

（２）研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー新任者研修会：年３回
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（６地区）：年１回
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）：年１～２回
- ④各種生徒指導関係の講演会のスクールカウンセラーへの案内：その都度

（３）研修内容

①スクールカウンセラー新任者研修会

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにスクールカウンセラーとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラーとしての資質向上を図る。

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ 情報モラル教育（ＳＮＳ等の実態）について

②域別スクールカウンセラー等研修会（６地区）

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、公立小・中・高等学校及び特別支援学校に配置されたスクールカウンセラー等を対象にして、教育事務所ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラー等の資質向上を図る。

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・ 教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談 など

③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）

スクールカウンセラーの資質向上のため、以前は臨床心理士のみを対象としていた県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会が主催する研修会に、会員以外の準スクールカウンセラーも参加可能とし、より専門性を高めることができる機会を設定している。

- ・ 県の指導主事から生徒指導、心のケア等の取組状況の講演
- ・ 事例研究（緊急時対応、虐待への対応等）
- ・ 域別の情報交換

④各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

県教育委員会が主催、講演する生徒指導や心のケア関連の講演会等の案内をスクールカウンセラーにも周知し、課題となっている教育問題や学校の取組について理解を深めることができるよう配慮している。

(4) 特に効果のあった研修内容

①域別スクールカウンセラー研修会（6地区）

スクールカウンセラースーパーバイザーが事例に基づき、不登校や不適応への対応を中心として、具体的な指導・助言を行った。また、様々な困難を抱えたケースに対してチームとして支援することの重要性について共有することができた。

②福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士SC委員会主催）

準カウンセラーは行政で実施する研修会以外で、地域のスクールカウンセラーと情報交換する機会が持てない状況にある。特に専門性の高い臨床心理士と一緒に研修を行える機会は有意義で、横の連携の強化につながっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無）

○活用方法

- ・対応が困難なケース等についての助言及び支援
- ・スクールカウンセラーの研修会等における助言
- ・各学校におけるカウンセリング研修会等の教職員に対する助言
- ・その他、教育事務所長の必要と認めるもの

(6) 課題

児童生徒を取り巻く環境は日々変化し、新たな問題も生まれている。特に、小・中学生においてもスマートフォンの所持率が上がり、長時間使用による生活の乱れや睡眠不足、依存により、学校生活にも大きな影響を与えている。また、SNSにおけるいじめやトラブルも深刻な問題となっている。このような状況を踏まえ、スクールカウンセラーにおいても、それらの問題に対する知識及び適切に対応できるスキルが必要となっている。今後、研修内容の精選と機会の確保が一層重要となる。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①不登校、⑧心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

３年男子生徒Ａは、２年１０月頃から体調不良による欠席が増えた。３年になってから欠席は少なくなったが、改善は見られず、保健室で過ごすこともあった。外見上は元気そうに見えるため、周りからは理解されていないことに悩むようになった。３年生の１０月からカウンセリングを受けることになり、その後継続してカウンセリングを受ける中で、少しずつ症状が改善され、カウンセリングの効果が現れた。また、ＳＣから医療機関につないでもらい、「心身症」と診断されたことで、本人、家族ともに安心した面があり、欠席や別室で過ごすことも減り、進路希望の実現に向け意欲的に過ごすようになった。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑬児童虐待、⑭貧困の問題）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

自立支援施設入所の母子家庭で、母親のネグレクト傾向が著しく、市、施設、児童相談所、学校が連絡を取りながら生徒への対応を行った。ＳＣは、生徒のカウンセリングを継続して行いラポートが深まっていたが、年度後半に母親自身の通報により、当該生徒は児童相談所に一時預かりとなり、母親の育児拒否が続いたことで保護期間が長期化した。この間ＳＣは、児童相談所との連絡をとり、生徒の様子を確認するとともに担当保護司との意見交換及び助言を行い、併せて学校へも情報をつないだ。現在児童相談所等による母親への働きかけにより、生徒本人も望んでいる母親の元へ戻る方向で調整が進んでいる。

【事例３】性的な被害のための活用事例（⑮性的な被害）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

外部からの誘いに乗ってＳＮＳ上に自ら裸の動画をアップしてしまった女子生徒。動画が同級生に拡散してしまい、自分の行為を後悔し、号泣して「死にたい」と担任に打ち明けた。動画の拡散等については、学校が保護者と連携して削除し、ＳＣと担任、当該生徒の保護者が連携して本人の心のケアにあたった。ＳＣから「自分の頑張りを応援すること」「自分を大切にすること」等の話をもらって、当該生徒も不登校になることなく、学校生活を送っている。以降ＳＣが継続して経過観察を行っている。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

台風１９号被災後に、心のケアを目的として「Child Stress Coping Scale For Psychoeducation」を参考にした「心と体の健康アンケート」を実施した。その結果について、ＳＣと情報を共有した。校内研修会において、ＳＣから助言を受けて、その後の生徒への支援に生かした。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 活用に関するアンケートより

全てのスクールカウンセラーの配置校を対象に活用状況とその効果についてアンケート調査を実施した。

Ｑ１「ＳＣの活動について全職員で共通理解を図っている」100％

Ｑ２「相談内容について、必要に応じて教職員と情報の共有ができています」99.6％

Ｑ３「教職員とＳＣが互いの信頼関係のもと、協力的に活動できています」99.0％

※ 数値は質問に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合。

また、スクールカウンセラーの活用が図られ、効果を上げているとの設問には「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は98.6％であり、具体的な成果として、不登校の減少48.4％、震災、原発事故関係の心のケア33.3％、いじめの減少19.9％等が挙げられている。一方、震災・原発事故以降のデータを見ると不登校の増加傾向は改善されていない。未だ収束を見せない原発事故により、地域が分断され、ふるさとに戻れない児童生徒及び震災と原発事故の影響を残す県内全域の児童生徒にとって、スクールカウンセラーは必要不可欠の存在となっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

チーム学校として児童生徒の支援にあたる必要がある。そのためには、ＳＣ、ＳＳＷの資質向上とともに、教育相談コーディネーターの養成が急務である。また、本県は県外カウンセラーの割合が大きいことから、相談者のニーズにあった地域医療との連携等にも課題がある。

<課題の原因>

域別スクールカウンセラー研修会等を通じて、チーム学校としての支援について指導しているが、学校側の理解が進んでいないため、未だに担任が児童生徒の問題を抱えこんでしまい、チームでの援助体制ができていないケースが多く見受けられる。

<解決に向け実施した取組>

教育相談コーディネーターを育成するための研修会（教育相談スキルアップ研修会）を実施している。チーム援助の考え方や苦戦している児童生徒の見立て、支援方針の立て方等を研修することで、教育相談コーディネーターが中心となって、ＳＣやＳＳＷ、医療機関や関係機関等と連携を図りながら児童生徒を支援する体制づくりを行った。また、域別スクールカウンセラー研修会で、事例研究だけでなくＳＣの情報交換を行うことで、横のつながりも構築することができた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

震災後9年が経過したが、県内では依然として約10,000人の児童生徒が避難している状況である。ますますチーム学校として児童生徒の支援にあたる必要性を感じる。ＳＣ、ＳＳＷの資質向上と教育相談コーディネーターの養成が課題である。また、相談者のニーズにあった医療との連携等にも課題がある。

<課題の原因>

児童生徒の抱える問題は多様化・複雑化していることに加えて、特別な支援を要する児童生徒の増加に伴い、カウンセリング件数も増加しているが、カウンセラーの資質向上の機会が確保できていない。

<解決に向けた取組>

臨床心理士会主催の研修会を周知し、積極的な研修の場を設定していく。研修の中で、医療関係との連携の在り方をテーマに協議していく。また、学校、ＳＣ双方へのアンケートを実施し、回答結果を踏まえて学校のニーズに応じたＳＣの配置を行っていく。

茨城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止，早期発見及び早期解決を図るため，公立小・中・義務教育学校等にスクールカウンセラーを配置する。

スクールカウンセラー配置校においては，小・中学校の連携を強化し，スクールカウンセラーを有効かつ円滑に活用する。

（2）配置・採用計画上の工夫

義務教育の学校では，小中連携を強化し，生徒指導上の諸課題に対応するため，原則として中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置した。配置方式は以下のとおり。

- ・同一市町村内の中学校 1～2 校を組み合わせ，155 グループを編成する。
- ・中学校を拠点校とし，学区の小学校を対象校とする。
- ・規模の大きい義務教育学校は単独配置とし，不登校傾向等，課題のある生徒の出現率が高い中学校は組み合わせる学校数を少なくする。

高等学校では，より有効なスクールカウンセラーの活用を図るため，各学校の実態等を踏まえ，「単独校，拠点校，対象校，派遣型校」の 4 つの型に分類して，配置・派遣した。また，緊急スクールカウンセラー事業においては，派遣型校とした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数 128 人（延べ 232 人）

② 配置校数 小学校 472 校，中学校 209 校，義務教育学校 9 校，市立特別支援学校 1 校
中等教育学校 2 校，高等学校 75 校（附属中を含む）

③ 資格

（ア）スクールカウンセラー

- ・公認心理師 72 人，臨床心理士 24 人，大学教授等 5 人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者

- ・大学院修士課程を修了した者で，心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について，1 年以上の経験を有する者 11 人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で，心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について，5 年以上の経験を有する者 16 人

④ 主な勤務形態

- ・拠点校：中学校 209 校，義務教育学校 9 校，市立特別支援学校 1 校

（月 2～5 回・1 回 3 時間又は 6 時間）

高等学校 18 校・・・13 校（年 32 回・1 回 4 時間），5 校（年 22 回・1 回 3 時間）

- ・対象校：小学校 472 校（月 1～2 回・1 回 3 時間又は 6 時間）

高等学校 28 校・・・4 校（年 32 回・1 回 4 時間），24 校（年 22 回・1 回 3 時間）

中等教育学校 1 校（年 32 回・1 回 4 時間）

- ・単独校：高等学校 29 校・・・11 校（年 32 回・1 回 4 時間），18 校（年 22 回・1 回 3 時間）

中等教育学校 1 校（年 32 回・1 回 4 時間）

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー配置事業の実施要項を作成し、スクールカウンセラー、各学校、各市町村教育委員会に配付した。

実施要項には、本事業の目的・配置期間・配置方式・活用方法・勤務形態・配慮事項等について記載。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

連絡協議会を実施し、学校の教育相談コーディネーターや市町村教育委員会の担当者に対して、上記実施要項の内容とスクールカウンセラーの効果的な活用方法について伝達した。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回

(3) 研修内容

「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」の中で研修を実施（以下はその内容）

- ・ 講話「いじめ問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方」
- ・ 事件・事故に対応する緊急支援派遣について
- ・ 「前年度の成果と課題」について

(4) 特に効果のあった研修内容

「前年度の成果と課題」について協議を行ったことにより、スクールカウンセラー同士で情報共有することができた。（以下は、主な内容）

- ・ より有効な授業プログラムや校内研修の内容・実施方法について
- ・ 生徒指導部会やケース会議で得られる情報の有効性について
- ・ 教育相談コーディネーターとの打合せについて

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ S Vの設置：無

(6) 課題

カウンセリングやコンサルテーションのスキルアップ等に関する研修の機会を十分に設けることができていない。年度初めの「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」での研修に加えて、全てのスクールカウンセラーがスキルアップや取組の改善を図ることができる体制づくりが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①⑦）＜拠点校配置＞

〔概要〕

小学校高学年のA。学校に向かおうとすると「おなかが痛い」と登校をしづらくなった。病院にいても特に問題は認められず、親がAに困っていることや悩みを聞いても、腹痛の誘因ははっきりしなかった。また、担任から見ても学校における人間関係や学業で問題を抱えているようには見えない。そのような状態が続き、欠席が増えていったことから、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）との面接を開始した。

〔経過・対応等〕

面接にはAと一緒に保護者が来談した。上記概要について確認すると、Aは「登校できずに困っている」というが、腹痛が生じる原因はよく分からないようであった。保護者からは、「欠席時には家で好きな動画を見たりゲームをしたりして過ごしている」、「家庭では、明るく元気に過ごし、家族との交流にも変化がない」、「欠席を決めると腹痛は改善する」などの話があった。Aに「家と学校のどちらが楽しいか」を尋ねると、「家の方が安心して過ごせて楽しい。学校も好きだが、苦手な友達との関係や腹痛が生じることに不安がある。」と答えた。保護者は「そんな些細なことで」とAの不安について理解を示していないようだった。

そこで、Aの問題を解決する対策として、①ネット・ゲームは学校に行った日か休日に利用すること、②Aが不安な思いを話したら、保護者はそれを受け止め、対応と一緒に考えること、③学校で不安になった際には担任や養護教諭に相談することを提案した。Aは欠席時にネット・ゲームができなくなることに驚いていたが、保護者と話し合い、守ることに決めた。上記内容については、担任と養護教諭に話し、協力をとりつけた。

〔結果〕

3つの対策の有効性について、A、保護者、養護教諭に2週間に1回のペースで確認をしたところ、家では登校前にしづめることはあるが、欠席はほとんどなくなった。学校においては、ほぼ毎日登校直後に保健室で休んでいたが、担任や養護教諭が根気強くAの不安を聞き、一緒に対策を考えていくと徐々に保健室の利用時間や利用頻度は減少していった。3ヶ月もすると、欠席や保健室の利用はほとんどなくなり、Aとの面接や学校との連携、情報共有も終了となった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）＜拠点校配置＞

〔概要〕

中学生のB。下校時刻になっても家に帰りたがらないので、担任が事情を聴いたところ、両親が不仲で母親は家を出て近くの実家におり、父親と兄、Bで生活しているという。父親はBや兄への暴言がひどく、時には暴力を振るわれることもあり、とても怖い思いをしている。このことを学校に話したことがばれたら、父親に何をされるか分からない。父親には言わないでほしいと強く訴えていた。一方で、担任が他の教員や児童福祉の関係機関に相談することについては了承した。

〔対応とその結果〕

Bの訴えを受けて、校内で管理職、学年職員、生徒指導担当、養護教諭、SCでケース会議を開き、情報交換と今後の対応について話し合った。その結果、①市の児童福祉課、児童相談所へ学校から通告すること、②SCがBと面談し、思いを受けとめつつ身の安全を図るための方策等を伝えること、③担任及び学年職員がBの状況を把握し、管理職と情報共有することが決定した。SCは、父親への恐怖心に支配されているBに対し、情報を共有している関係者全員がBの安全・安心を望んでいることを伝え、Bが父親に知られることを恐れて事実を隠したり嘘をついたりしないことを約束させた。しばらくして、Bが足にあざをつくって

登校し、父親に蹴られたと訴えがあったため、児童相談所がBを一時保護し、児童虐待にあたることを父親に伝え指導した。その後、Bは母親の元で暮らすことになり、現在は元気な様子で学校生活を送っている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）＜単独校配置＞

【概要】

女子高生のFは、家族から性被害にあった。児童相談所とも連携して対応し、加害家族とは会わない環境をつくるなど、対策を行っている。医療機関を受診したが、継続はしていない。しばらくして登校を再開したが、次第に登校できない日が増え、半年後にはほとんど教室には入れない状態となった。特に男子生徒がいる場面で強く緊張するという。朝、起きられないということも続いている。その段階でスクールカウンセラーとの面接を開始した。

【対応とその結果】

Fの話では、両親は以前からFの生活態度を低く評価しており、叱ることが多かったという。最近欠課時数が増えているのも「怠慢」と捉えているようであった。性被害に対する心理的な反応についても、さほど重視されていないことが語られた。加害家族の話題が出ると、Fはかなり緊張するという。勉強が手につかないなど、自分自身の状態についても自責の念をもっていた。

SCは、本人に対し必要なカウンセリングを行い、Fは自分の複雑な思いを話せるようになっていった。SCが両親と直接面接することは難しい状況だったこともあり、担任を通して、現在のFの状況を丁寧に説明していくことを続けた。また、養護教諭とも保健室の利用を柔軟にできるようにすることなどを決めた。

しばらくすると、FはSCとの面接の中で、両親とよく話し合うことができたと報告した。両親は医療機関の受診も必要ないと考えていたが、受診を再開することができている。それに伴い、睡眠の状況は改善されていった。学校でも、自分のペースで生活を送れるようになり、授業への参加も増えていった。

【事例4】教育プログラム（「援助希求行動に関する授業」）のための活用事例（⑯）＜拠点校配置＞

【実施の目的及び対象学年】

《目 的》 「相談相手になるときのポイント」について考えることを通して、悩んでいる友達の相談にのる際の話の聴き方や、悩んだ時には誰かに相談することの大切さを学ぶ。

《対象学年》 友人関係や親子関係、高校進学など悩みが増える時期である中学校2年生

【実施までの流れ】

- （1） 事前に、いじめや自殺予防に関する援助希求行動について職員研修を行い、教育プログラムの目的や内容の説明を行った。また、授業を行うにあたって、事前にTTを組む学級担任と打ち合わせを行い、実施上の留意点や話し合い活動を行う際の介入方法などを確認した。
- （2） 授業は各クラスの担任とSCがTTで実施した。授業は、①相談相手に求めることを個人やグループで考える、②これまでの自分の行動を振り返る、③動画視聴で、相談にのるスキルを知る、という流れで行った。
- （3） 授業後に、回収した振り返りの内容を各クラスでペーパーにまとめて配付し、思ったことや考えたことを共有できるようにした。その際、日常生活での行動変容を促すことを目的とし、生徒たちの授業中の態度をフィードバックしたり、「これからの生活に活かしてほしい」旨を伝えてもらったりした。

【授業後の主な感想】

- ・「中2のこの時期は、自分も周りの人も悩んだりする時期だと思うので、周りの人が悩んでいそうだった

ら、積極的に声をかけたい。また、一人で抱え込まないで、安心できる人に相談したい。」

- ・「この時間を通して、改めて自分の考えを見つめ直すことができたし、相談する時、される時にはどう
いう対応をとるのがよいのかを学べた。」

【実施の効果】

- ・以前から担任が心配していた生徒に対して、他の生徒からの声かけが増えた。
- ・相談室利用のなかった生徒から、ＳＣやこころの相談員、教員への相談申し込みが増えた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 令和元年度ＳＣ関係事業に係る調査（学校対象）結果【抜粋】

No.	設 問	調査結果
1	ＳＣを活用した校内研修の実施率	99.4%
2	ＳＣを活用した授業プログラムの実施率	83.9%
3	ＳＣへの不登校に関する相談のうち状況が好転した割合	62.9%
4	ＳＣをチーム学校の一員として認識していた教職員の割合	93.0%

○ 令和元年度ＳＣ関係事業に係る調査（ＳＣ対象）結果【抜粋】

No.	設 問	十分できている	部分的にはできているが、要検討である	できていない 早急な検討が必要である	できていない 実施が難しい
1	児童生徒・保護者の客観的な情報について、学校から伝達を受けた	74.7%	23.3%	2.0%	0.0%
2	管理職や教職員に対して、積極的な連携を図るために、具体的に働きかけた	58.9%	40.4%	0.7%	0.0%
3	授業参観や校内巡回を行い、児童生徒理解に努めた	42.5%	46.6%	5.8%	5.1%
4	家庭訪問に同行するなどして、不登校児童生徒や保護者に働きかけた	11.6%	30.8%	22.6%	35.0%
5	校内研修等において、研修資料を提供し、教育相談の在り方等に関する教職員の資質向上に尽力した	51.4%	39.0%	3.4%	6.2%

（２）課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

不登校への対応に関して，新規の抑制と継続の減少に向けた効果的な活用

<課題の原因>

不登校の兆候が見られる小学校の段階から中学校まで継続してのケアが難しいこと

<解決に向け実施した取組>

小中学校の連携を強化し，中学校区に同一のＳＣを配置できるようにグループを編制した。同一中学校区から得られた情報を基にしながら，ＳＣがより効果的な相談業務を行えるようにした。ＳＣへの不登校に関する相談のうち状況が好転した割合が，わずかであるが上昇した。

② 今後の課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

カウンセリングやコンサルテーションのスキルアップなど，ＳＣの資質向上

<課題の原因>

ＳＣの研修の機会が少ないこと

＜解決に向けた取組＞

ＳＣ配置事業に係る連絡協議会の研修に加えて、全てのＳＣがスキルアップや取組の改善を図ることができる体制づくりを行うこと

栃木県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

(1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立の小学校、中学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行うことで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

(2) 配置・採用計画上の工夫

小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中一配置及び中一小配置）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率が低い地区に優先的に配置するなど、計画的な配置拡充を進め、令和元年度に県内全ての公立中学校に配置が完了した。

また、スクールカウンセラーの配置されていない小学校や高等学校への緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置している。

(3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数 中学校 139名 義務教育学校 2名 高等学校 6名

② 配置校数 小学校 317校（対象校）
 中学校 154校（拠点校139校、対象校15校）
 義務教育学校 2校
 高等学校 15校（拠点校 6校、対象校 9校）

③ 資格

○ スクールカウンセラーについて

公認心理師もしくは臨床心理士 84名 精神科医 0名 大学教授等 2名

○ スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3名
- ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 26名
- ・ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0名

④ 勤務形態について

- ・ 拠点校方式 279時間（拠点校：中学校139校・義務教育学校2校）
「年間36週・週1回7時間45分」または「年間35週・週2回4時間＋年間1週・4時間と3時間」
- ・ 拠点校方式 155時間（拠点校：高等学校5校）「2週に1回7時間45分」または「週1回4時間」
- ・ 拠点校方式 310時間（拠点校：3部制高等学校1校） 週1回7時間45分を年間40週

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ 無し

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 栃木県スクールカウンセラー等活用事業リーフレットの作成
- ・ 各教育事務所におけるスクールカウンセラー等活用事業連絡協議会の実施（4月）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回

- ・ 小・中学校・・・教育事務所ごと（7か所）
- ・ 高等学校・・・県教育委員会高校教育課主催

※ この他に栃木県臨床心理士会（現栃木県公認心理師協会）が実施する「学校臨床心理士合同研修会」への参加を周知している。（第1回の研修会では、県のスクールカウンセラー担当者が講話）

また、年に2回、県臨床心理士会と県教育委員会で共通理解を図るための打ち合わせを設けている。

(3) 研修内容

- ・ 本事業の内容説明
- ・ 本県における現状と課題について
- ・ 市町教育委員会、学校担当者との打ち合わせ

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ スーパーバイザーによる講話
- ・ 教育事務所のスクールカウンセラー担当による事業説明
- ・ 市町教育委員会スクールカウンセラー担当、スクールカウンセラー、学校担当者による協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法

- ・ 重大な学校事故等への対応
- ・ 臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- ・ 学校の教育相談体制への助言及び支援
- ・ 学校への総合的援助（いじめ防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む）
- ・ スクールカウンセラー等への適切な指導・援助
- ・ 担当地区の教育相談の向上に資する活動

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラーの資質向上に向けての取組（講話・研修等）をしていく必要がある。
- ・ 学校担当者（コーディネーター）の研修機会を確保する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１－１】教職員との関係のための活用事例（⑧）＜SCの配置形態：対象校配置＞

児童Aが小学校の複数児童から反抗的な態度を受けている状況から、落ち着いた学校生活を取り戻せるよう、全職員で対応するとともに、当該学年児童に対して、教育相談に合わせて、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施してきた。

反抗的な態度を取っている中心的な児童の保護者も学校に対して批判的であり、学校と町教育委員会、教育事務所が協力し合いながら、学校と保護者の信頼関係の改善に努めた。

当該学年の保護者の理解や協力を得るために、現状や授業支援等について説明するに当たって、スクールカウンセラーが児童の心理状況について、専門的な見地から学校に対して助言し、適切な対応ができた。

【事例１－２】進路・家庭環境の悩みのための活用事例（⑥、⑨）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学生の時から自傷行為及び自殺企図傾向のある生徒Bが、養護教諭に自殺の仕方について相談をもちかけた。相談の際、生徒Bは、母との関係が悪く、母親への報告をかたくなに拒否していた。そのため、スクールカウンセラーが生徒Bと面談を行い、母親に報告をすることについて本人の同意を得ることができた。学校からの報告を受けた母親は、今までの生徒Bに対する態度等を振り返り、今後、学校と連携をしながら見守っていくこととなった。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑬）＜SCの配置形態：対象校配置＞

女子児童Cが、父からの心理的虐待があることが判明した。スクールカウンセラーが関わったことで、父が母に対してもDVの疑いがあることが判明し、福祉部局へと繋げることができた。児童Cについては、精神面が不安定であり、パニックになると自尊感情が低くなるとともに、自傷行為も見られる。また、自殺願望もあることから、スクールカウンセラーが関わりながら慎重な対応を行った。

母子の状況が緊迫していることから、学校と市教育委員会、福祉部局、スクールカウンセラーがチームとなりケース会議等を行いながら、役割分担を行い対応している。

【事例３】性的な被害のための活用事例（⑮）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

高校３年女子生徒Dは校内において同級生から性的な暴力を受けそうになり、精神的に不安定となった。事件当初は、相手を避けることで対応していたが、下校途中に偶然当該生徒と出会ったことから恐怖心が芽生え、養護教諭に相談をした。その後も精神的に不安定な状態が続いたため、スクールカウンセラーによる面談を受けた。その結果、本人、保護者、教員と連携を図り、適切な対応をとることで精神状態の安定へとつながった。

【事例４】校内研修の活用事例（⑰）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

テーマ：「発達障害の支援」

内 容：「自閉症スペクトラム症」、「注意欠如・多動症」の児童の傾向や軽度の発達障害に児童への対応と関わり方についての研修を実施した。また、各学級のQ-U検査の結果分析から、児童それぞれの立場になっての共感的な理解に基づいた支援の在り方について研修を実施した。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 公立中学校全校配置に向け、計画的に配置を行い、令和元年度に公立中学校 156 校に配置が完了した。
- スクールカウンセラーの配置拡充を行い、教育相談体制の充実を図ってきたことで、児童生徒対象の相談件数、保護者対象の相談件数、教職員対象の相談件数が年々増加している。これらの相談に対して、スクールカウンセラーが関わることで、課題を解決するなどの成果を上げている。

令和元年度相談件数： 生徒対象 12,507 件（138 件増）

保護者対象 7,985 件（794 件増）

教職員対象 22,909 件（1,440 増） ※（ ）内は前年度比

(2) 今後の課題

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その課題に向け実施した取組

<課題の概要>

スクールカウンセラーの相談時間や研修時間の確保、スクールカウンセラーの増員に向けた人材の確保が必要である。

<課題の原因>

スクールカウンセラーが相談を多く抱えてしまい、教職員との情報共有や未然防止の取組、研修等の時間が確保できていないことが原因である。

<課題に向けた取組>

- 全公立中学校を拠点校にし、全ての小学校を対象校にすることより全校配置とした。
- 学校の実態に応じた、スクールカウンセラーの配置に取り組んでいく必要があり、スクールカウンセラーの相談時間の確保、配置方法や業務の効率化など、教育相談体制の更なる充実を検討した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールカウンセラーの増員に向け、人材の確保を進めていく必要がある。また、スクールカウンセラーの質を保つためにも、研修会等を通して資質の向上を図っていくことが必要である。

<課題の原因>

- スクールカウンセラーを講師とした教職員に対する研修会が数多く実施されているが、スクールカウンセラーが相談を多く抱えていることで、ここ数年減少の傾向があり、研修機会の確保が困難なことが原因である。（令和元年度 1,621件）

<課題に向けた取組>

- 県公認心理師会が主催の研修会が年間 3 回実施されており、スクールカウンセラーに対して周知を行い、参加を促している。研修会の参加については、各地区で実施されている連絡協議会においても、研修の参加を働きかけていく。
- 県公認心理師会の主催として、スクールカウンセラーを対象とした研修会を実施しており、第 1 回の研修会において県教育委員会が講師として研修の必要性について説明をしている。今後も、スクールカウンセラーに対して、研修機会の確保について働きかけていく。

群馬県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談体制の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、さらに家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援の充実のために、公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に専門的な知識・経験を有するＳＣ等を配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等によりＳＣ等の勤務形態を変えて配置している。できる限り同一中学校区の小・中学校に同じＳＣ等を配置し、小・中学校の連携を取りやすくしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

＜配置人数＞

小学校	: 123人
中学校	: 107人
高等学校	: 42人
中等教育学校	: 2人

＜配置校数＞

小学校	: 306校
中学校	: 160校
高等学校	: 61校
中等教育学校	: 2校

＜資格について＞

（1）スクールカウンセラー

- ①公認心理師 70人
- ②臨床心理士 79人
- ③大学教授等 2人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 13人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 53人

＜主な配置形態＞

単独校配置	306小学校	(週1日・1回6時間、年12回、年15回、年30回)
	160中学校	(週1日・1回6時間、年12回、年15回、年30回)
	2中等教育学校	(週1日・1回6時間、年28回、年30回)
	61高等学校	(〈全日制〉週1日・1回6時間、年間15回～35回)
		(〈定時制〉週1日・1回2時間、年間10回、18回、35回)
		(〈通信制〉週1日・1回4時間、年間10回)

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

平成31年度「学校教育の指針」の学級経営・生徒指導に関する指導の重点で、「学校内におけるチーム支援」や「学校外の専門家との連携」におけるＳＣの役割や活用について記載し、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

小学校・中学校生徒指導対策協議会において、生徒指導主事等担当教諭に対してＳＣ活用事業についての説明を行い、資料を配布している。資料については、各校の職員で共有してもらうようお願いしている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○ＳＣ等（スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者）

※本県では、名称を「スクールカウンセラー」で統一している。

（2）研修回数（頻度）

○年１回（公立小中学校勤務者と県立高等学校勤務者を同日程で実施）

※別途、任用時に「スクールカウンセラー等事業説明会」を実施

○ＳＳＷやその他の生徒指導に係る職員を集めて、チームとしての生徒指導・支援の在り方について事例検討や情報交換を実施。

○県臨床心理士会や学校教育相談学会が主催する研修会で、県教育委員会指導主事が講師を務めるなど、資質向上のための連携を図っている。

○ＳＶが自主研修会を開催し、資質向上に取り組んでいる教育事務所もある。

（3）研修内容

○本県の生徒指導上の課題の把握とＳＣとの役割について

○スクールカウンセラー等活用事業の前年度の相談実績と業務に関わる留意点の確認について

○チーム学校の一員としてのＳＣの役割について

○「ＳＯＳの出し方に関する教育」プログラムについて

○外国人児童生徒等への対応について

（4）特に効果のあった研修内容

○本県の問題行動及び不登校の状況の理解と期待する役割の周知を図れた。

○チーム学校の一員としてのＳＣの役割について校長経験者の講話を聴く場を設定したことで、学校がＳＣに期待していることを理解し、連携の在り方について考えることができた。

○ＳＣが日々の業務の中で課題となっていることについて、班別協議を行い、さらに、スーパーバイザーから助言を受けることで、取組の方針を確認することができた。

○ＳＯＳの出し方に関する教育プログラムを取り入れた授業の寸劇を提示し、ＳＣ等外部専門家が担任とともにチームティーチングで授業を行うポイントについて確認できた。

○外国人児童生徒等に対する支援を行うＮＰＯ法人代表から説明を受け、増加する外国人等への対応についての具体的なポイントについて共通理解することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 県内５教育事務所に計７名配置（２事務所各１名、３事務所２名）

（義務教育対応分）１教育事務所あたり、年間２１０時間または１８０時間

（高校教育対応分）年間８７時間

○活用方法 各教育事務所管内の新規任用スクールカウンセラー等への指導・助言

各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事案が生じた場合の支援

（6）課題

○全スクールカウンセラーを集め、本活用事業の目的の周知や本県が抱えている課題解決に向けて共通理解を図ることができた。そのような共通理解をもとに、業務の充実に向けた資質向上に取り組むことは重要だが、学校の勤務扱いとして連絡協議会に参加するため、年１回以上の開催が難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】家庭環境に課題を抱えた生徒に対する組織的対応の活用事例（⑥家庭環境）

＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

中２男子Ａ。母と継父との関係悪化のため、家出や生活リズムの乱れ等の問題があり、継父方祖父母宅で生活を送ることになった。本人は自宅に戻ることをためらっており、母は早く自宅に戻ってほしいと希望しているが、母と継父及び母と継父方祖父母との折り合いが付かない状態が続いた。学年会や教育相談部会で協議の上、担任と学年主任が中心となって継父方祖父母をＳＳＷに、母をＳＣにつなぎ、役割分担しながら、それぞれ継続相談を実施した。

ＳＣは、母の話を傾聴しながら、気持ちと状況の整理に努め、長期的視野で対象生徒にとって最善の生活環境を整えるという目的から、母の視点がずれないように支援した。同時に、学年職員で対象生徒のフォローを継続し、学年主任、担任、ＳＳＷ、ＳＣで情報共有を適宜実施した。対象生徒や家族に対して、各々の立場や希望を確認しながらチームで対応してきた結果、本人と母、母と継父方祖父母で冷静に話し合いを実施することができ、お互いに譲歩して納得できる結論に達することができた。

【事例2】父親の暴力に苦しむ女子生徒のため支援の活用事例（⑬児童虐待）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

中１女子Ｂ。Ｂは「父親が暴力を振るう。」と連絡帳で訴えてきた。担任と学年主任で事情を聞き、管理職と相談して市のこども課に連絡し、連携を依頼した。

ＳＣは父親との面談を担当した。Ｂは、自己表現が苦手で、学力テストの点数も低く、父親は受験勉強に耐えられるか心配している。Ｂは真面目に父親のいうことを聞いて勉強量を増やしているが、結果が出ず、完璧主義者の父親は心配に。父親がＳＣから「今できていること、頑張っていることを認めてあげて自己否定感情が高まらないような関わり方をしてあげてほしい」と繰り返し伝えてきた。父親は、無理矢理Ｂに勉強させ、テスト結果にこだわり、自分がこれだけ勉強を見てあげたのに…、と思ってしまうことを反省し、兄妹への関わり方を見直そうと努力している。

Ｂには、父親の暴力がフラッシュバックされているようにも思える。担任をはじめ、生徒指導部で父親の様子を共通理解し、Ｂの様子を見守りながら個別支援に生かしている。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラーに関する事例は報告なし

【事例4】教育プログラムを効果的に実践するための活用事例（⑱教育プログラム）

＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

Ｃ高校では、１年生を対象にＳＣを講師とし、円滑かつ適切な人間関係を築くための講話及びワークショップを計３時間実施した。

１時間目はアイスブレイクとしてクラスごとに「バースデーライン」を作り、仲間との親近感を味わうとともに、言葉を話さなくても相手の気持ちを推測することや、言葉で伝えるコミュニケーションの大切さを伝えた。２時間目は、自分自身のＳＯＳのサインの出し方に係る講演を行い、自分のＳＯＳサインに気付いた際の対処方法について説明した。３時間目は、マインドマップの作成を通して、自分の好きなことや不調のサインについて確認するとともに、困ったときの対処法について説明した。

参加した生徒からは、「今の自分がやりたいことや不安なことも分かったので良かった。楽しみながら心の勉強をすることができたので嬉しかった。」「適度なストレスなら自分を成長させるきっかけになると知って驚いた。自分が苦しい時は頼れる人に相談してストレスが増えないようにしようと思った。」などの前向きな感想が寄せられ、良好な人間関係の構築につながっただけでなく、援助希求能力も高まったのではないかと考えられる。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員の相談技術が向上した学校は、小学校８９％、中学校９３％、高等学校９０％となっており、ＳＣの配置により、児童生徒の不登校の未然防止等の支援に当たる教職員の対応力の向上が図られた。
- 校内の教育相談体制の構築が図られた学校は、小学校９７％、中学校９９％、高等学校９７％となっており、各学校の教育相談体制の充実を図ることができた。
- ＳＣが関わった不登校児童生徒の内、小学校６０％、中学校６１％、高等学校４７％の児童生徒の不登校の状況を好転させることができた。
- ＳＣを講師とした生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会が、県全体で小学校延べ８２７回、中学校延べ５２８回、高等学校延べ４３回実施された。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ＳＣの勤務時間内に、関係教職員との共通理解を図ったり、コンサルテーション等を実施したりする時間を確保し、協働による教育相談体制の充実を図ることが難しい状況がある。
- ・本県が抱える課題の理解や資質向上を目的とした研修等は、必要最小限しか実施できない状況にある。

<課題の原因>

- ・スクールカウンセラーの勤務時間の確保が求められるため、保護者の面談希望が多く、限られた勤務回数の中での対応になるため、学校は時間調整等に苦慮している状況がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・公認心理師、臨床心理士等有資格者を積極的に任用した。（Ｈ３０：５２％→Ｒ元：６４％）
- ・チーム学校づくり推進協議会を開催し、ＳＶを招集した。ＳＳＷや生徒指導担当嘱託員（県警ＯＢ等）といった生徒指導に係る外部専門職員とともに「チーム学校」の一員としてどのように連携していくかについて協議した。協議会の成果をＳＣへの助言等に生かすような形で、業務の充実に向けた資質向上を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・学校規模や家庭環境、保護者等、学校の実態によっては、限られた勤務時間で多くの業務を受け持っているケースがある。

<課題の原因>

- ・生徒指導に関わる他の専門人材（ＳＳＷ等）との役割分担が明確になっておらず、共通理解が図れていないことが原因であると考えられる。

<解決に向けた取組>

- ・新規配置や配置変更のあったＳＣを中心に訪問を行い、生徒指導及び教育相談担当教諭のコーディネーターに対して業務内容の焦点化や活用計画・運営体制の工夫について指導助言をするとともに、他校の好事例など紹介し、コーディネーター力の向上を図っていく。
- ・小・中学校の連携に向けた配置（同一中学校区の小中学校へ同じＳＣ等を配置）数を増やす。
- ・配置形態を年間３０回・１５回・１２回の３パターンから、年間３５回・３０回・１８回・１５回・１２回の５パターンに増やし、地域や学校の実態に応じた配置形態の工夫を行う。

埼玉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができるスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県では、令和元年度から小学校全校に配置した。本県の生徒指導研究推進モデル校に指定した12校を含む13校には2週に1日スクールカウンセラーを配置し、それ以外の学校は8校あたりに1人を配置（5.5週に1回）した。

中学校は不登校生徒数、割合の高い中学校の中から単独配置校を選定し、週1日スクールカウンセラーを配置している。令和元年度は、355校中130校を単独配置校とした。それ以外の225校は2週に1日配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数・配置校数について

小学校	：	703校	89人（13校：2週に1日、690校：5.5週に1回）
中学校	：	355校	188人（130校：週1日、225校：2週に1日）
高等学校	：	26校	18人（全日制16校：2週に1日、定時制10校：週1日）
教育委員会等	：	6か所	21人（4教育事務所×週5日、県立総合教育センター2か所）

② 資格について

公認心理師	105人	臨床心理士	209人
精神科医	0人	大学教授等	3人

上記以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 33人

※平成31年4月現在の資格確認による

※スクールカウンセラーに準ずる者については、任用なし

③ 主な勤務形態について

小学校	13校（2週に1日配置 2校で年間40日 1日あたり5時間50分）
小学校	690校（5.5週に1日配置 8校で年間44日 1日あたり5時間50分）
中学校	225校（2週に1日配置 2校で年間40日 1日あたり5時間50分）
中学校	130校（毎週、1日配置 1校で年間40日 1日あたり5時間50分）
高校（全日制）	16校（2週に1日配置 2校で年間45日 1日あたり5時間50分）
高校（定時制）	10校（毎週1日、拠点校として配置 年間45日 1日あたり5時間50分）
※高校（定時制）の対象校は、他に13校	
教育事務所	4所（毎日配置、1日1人、1人につき、年間45日 1日あたり5時間50分）
※スクールカウンセラー配置校以外の高校（全日制）を対象校とする。	

県立総合教育センター（本所：週2日 年間90日 1日あたり5時間50分）

（分室：週1日 年間45日 1日あたり5時間50分）

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○活動方針等に関する指針は作成しており、年度当初、実施要綱等とともに、各市町村教育委員会、各学校、各スクールカウンセラーに配付している。

○活用方法について問い合わせがあった際は、活動方針等に関する指針を用いて説明している。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○研修の実施

・年次別研修等、教育相談に関する研修において、スクールカウンセラーの活用について周知。

○（４）－①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事が集まる会議、市町村教育委員会への訪問等を通じて周知。

・教育事務所や市町村教育委員会の指導主事から各学校へ周知。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

○埼玉県スクールカウンセラー

※第２回研修会は、埼玉県スクールソーシャルワーカーとの合同研修会のため、埼玉県スクールソーシャルワーカーも対象

（２）研修回数（頻度）

○年間２回（令和元年５月、令和元年７月）

（３）研修内容

○第１回 講 演「非行防止とスクールカウンセリングの役割」

（講 師 埼玉県警察本部生活安全部少年課課長補佐 芹田 卓身 氏）

○第２回 講 演「児童虐待が生じている家族への支援」

（講 師 埼玉県立大学 教授 市村彰英 氏）

協 議「児童虐待のケースに効果が見られた児童生徒支援について」

（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる協議、情報交換）

（４）特に効果のあった研修内容

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会を実施した。

○合同研修会の協議は４地区別８会場に分けて実施した。会場内は可能な限り、中学校区のスクールカウンセラー、その市町村のスクールソーシャルワーカーを同じグループにした。学校長のリーダーシップの下、児童虐待が発覚したときにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーがどのように連携をして、対応できるかを協議した。

○協議の後に情報交換の時間を設けた。スクールソーシャルワーカーと連携の在り方について話し合うことができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（無し）

（６）課題

○研修を増加することによってスクールカウンセラーの資質向上を図ることは可能だが、各学校での勤務数が減少する。

○限られた時間の中、スクールカウンセラーの資質向上につなげるための研修内容の充実を図る。

○スクールカウンセラー同士の連携をより充実させる。

○スクールソーシャルワーカーとの連携をより充実させる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害等のための活用事例（⑩：発達障害）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

ADHDと診断されている男子（以下、A）のケースである。Aによる学外への飛び出し、教師への暴言等が続いたため、スクールカウンセラー（以下、SC）勤務日に面談を行うようになった。その結果、実父との面談の必要性を感じ、実父と面談を行った。実父からは虐待による児童相談所の保護歴があることを聞き出した。

実父同意のうえ、成育歴を教職員で共有し、Aへの対応についてSCによるコンサルテーションを行った。また、ケース会議を行い、SCはAとの面談を継続、日常的なサポートは相談員が実施、学校は子ども食堂を実父に紹介することとなった。

その後、Aによる学外への飛び出し、教師への暴言等は治まった。現在は、学習への動機づけについて課題が見つかり、学校全体で対応しているところである。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬：児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

保健室を度々利用する女子（以下、B）のケースである。養護教諭は家庭内に問題があると予測し、BにSCへの面談を提案した。SCの面談によって、両親の夫婦喧嘩、定期的な「産まなければよかった」という発言によりストレスがたまり、腹痛や過呼吸、リストカットを繰り返していたことがわかった。

SCはBに寄り添い、心配していることを伝え、定期的な面談を行うことをBと約束した。その後、管理職、担任、養護教諭、教育相談主任、SCによるケース会議を行い、SCは定期的な面談を続けることになり、面談の内容は担任や養護教諭と情報共有し、Bの心のケアに当たった。その結果、Bはかかりつけの内科医に相談することができ、「腹痛や過呼吸の原因はストレスによるもの」という診断を受けた。

診断をきっかけに、Bは両親に「夫婦喧嘩がストレスである」と伝えることができた。一時、両親との関係が悪くなったが、B本人は安堵したようである。その後、両親の夫婦喧嘩に対しBが介入し治まるようになった。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮：性的な被害）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

女子（以下、C）のケースである。実母、義父、義父方祖母、C、妹、弟（ともに実母と義父の子）の6人家族。本人から担任に相談があり、すぐにSCが対応した。

Cによると、実母に義父が本当の父親ではないことを打ち明けられた後から、義父からの体を触られるようになった。徐々にその回数は増え、行為もエスカレートしていった。就寝場所も同じ部屋を強要され、拒むと実母との離婚をちらつかせてきた。その生活が数年も続き、限界となったので担任に相談したとのことである。

SCは相談してくれたことに感謝するとともに、すぐに学校はCの味方であると伝え、安心感を抱かせた。相談後すぐに校長に報告し、即、校長、担任、C、SCと話し合い、実母を呼んで状況を説明した。その結果、児童相談所に通告し、そのまま保護となった。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰：校内研修）＜SCの配置形態：単独校配置＞

教職員に対し、児童虐待防止法、児童福祉法の改正について研修を行い、「児童虐待」の定義、改正された法律について説明し、教職員の知見を広げた。また、犯罪被害児童生徒、被虐待児童生徒に見られる心理的反応、身体的反応について説明し、実際にそのような反応がみられたときの対応について、教職員で話し合わせた。その他にも、「児童生徒の話の聞き方」、「デートDV」など、児童生徒が直面する課題に対して指導した。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 小学校配置スクールカウンセラーの増加による、相談件数の増加
 - ・平成３０年度：１,７９９件 → 令和元年度：９,２５７件全小学校に配置したことにより、専門的な知見からより多くの児童の心のケアにあたることができた。
- スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒の調査
 - ①…不登校児童生徒の登校復帰 平成３０年度：６５.１％（２,１３２件）→令和元年度：７４.２％（３,４３４件）
 - ②…不登校児童生徒の学校外通所 平成３０年度：６.０％（１９６件）→令和元年度：４.５％（２０７件）
 - ③…①、②以外の改善 平成３０年度：８.９％（２９３件）→令和元年度：９.６％（４４３件）スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒に改善が見られることから、学校の生徒指導部会や教育相談部会と連携して対応しているケースが多いと考えられる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組
 - ＜課題の概要＞
 - 相談件数の減少
 - 教職員のカウンセリングマインドの育成
 - ＜課題の原因＞
 - 家庭に引きこもってしまう児童生徒への対応
 - ＜解決に向け実施した取組＞
 - 小学校全校へのスクールカウンセラーの配置
 - 研修の実施
 - ・スクールカウンセラー研修会、スクールソーシャルワーカーとの合同研修会を通じ、学校長のリーダーシップの下、ケース会議等で教職員やスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭に引きこもる児童生徒のアセスメントをたて、学校として支援策を立てる際の助言を行うよう指導した。
 - スクールカウンセラーの効果的な活用の説明
 - ・各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事が出席する会議、市町村教育委員会への訪問等を通じ、スクールカウンセラーの活用について、カウンセリングにとどまらず、児童生徒のアセスメントをたてること、教職員へのコンサルテーションや研修を行うよう、説明した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

- ＜課題の概要＞
 - 学校の教育相談体制の充実
 - 自宅にいる心のケアが必要な児童生徒に対しての相談体制の充実
- ＜課題の原因＞
 - 報告されてくるいじめや不登校等生徒指導上の諸課題について、スクールカウンセラーが効果的に活用されていれば事前に防げたのではないと思われるケースがみられる。
 - 新型コロナウイルス感染症による臨時休業によって、心のケアが必要な児童生徒に対しての対応が難しくなった。
- ＜解決に向けた取組＞
 - スクールカウンセラーの効果的な活用について、各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事に周知。また、市町村教育委員会訪問及び学校訪問時に周知。
 - オンライン教育相談を含めた効果的な事例を収集し、市町村教育委員会や各学校へ周知。

千葉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校配置6年目となり、150校へ隔週1日の配置を行った。平成26年度は県内5つの教育事務所ごとに均等に7校ずつ配置したが、平成27年度からは各教育事務所管内の小学校での教育相談体制の状況（各自治体独自のスクールカウンセラー等の配置状況）や問題行動等の状況等を踏まえ、教育事務所ごとに適切な配置数とした。

中学校については、引き続き重点校5校（各教育事務所ごとに1校）には、週2日配置するようにした。

高等学校については、配置校と未配置校とをグループ化し、おおそ2校の配置校で1校の未配置校からの要請に応えられるようにしている。また、定時制の課程を有する県立高校には全校配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

■配置人数

小学校	：	69人	
中学校	：	228人	※ 義務教育学校2校を含む
高等学校	：	67人	
中等教育学校	：	0人	
特別支援学校	：	0人	
教育委員会等	：	9人	

■配置校数

小学校	：	150校	
中学校	：	321校	※ 義務教育学校2校を含む
高等学校	：	80校	
中等教育学校	：	0校	
特別支援学校	：	0校	
教育委員会等	：	6箇所	

■資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ②臨床心理士 219人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 5人
- ⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 16人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 33人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 3人

■主な配置形態

単独校	316中学校	(週1回・1回5～6時間)
	5中学校	(週2回・1回5～6時間)
	150小学校	(隔週1回・1回5～6時間)
	80高等学校	(週1回・1回5～6時間)
県児童生徒課	1箇所	(週1回・1回7時間45分)
教育事務所	5箇所	(週1回・1回6時間)

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー取扱要綱とは別にスクールカウンセラー用には「活動にあたって」を作成し、学校用には「活動の指針」を作成・配布している。5月の全体研修会でスクールカウンセラー及び各市町村教育委員会担当指導主事に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各教育事務所主催の研修会で、小学校・中学校・高等学校の生徒指導主事を集め、スクールカウンセラー等の活用を促している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

全スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年2回（全体研修会1回、地区研修会1回）

（3）研修内容

○全体研修会（5月）

- ・全体講演「ネット依存の理解と対応」
（国立病院機構久里浜医療センター精神科医 松崎尊信）
- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・不登校対策支援チームについて
- ・教育事務所別研修会及び市町村等ブロック別研修会（情報交換等）

○地区別研修会（7月～9月） ※5教育事務所ごとの計画で実施

- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

（4）特に効果のあった研修内容

地区ごとに分かれての研修会（2回とも実施）において、それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○OSVの設置（有）

- ・県児童生徒課 1名
- ・教育事務所 10名（各教育事務所2名ずつ）
- ・県立高校 4名

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言（特に新規採用者は重点的に）
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言
- ・いじめ問題対策支援チーム派遣事業におけるチームの一員として、派遣先の学校職員に助言等
- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

（6）課題

小中学校の新規スクールカウンセラー採用者を中心に、教育事務所スーパーバイザーの訪問による指導・助言をするようにしたが、教育事務所スーパーバイザーも週1日の勤務のため、日程調整が難しかった。また、高校の新規採用者への対応は、高校配置のスーパーバイザーが学校勤務のため、対応できなかった。

スクールカウンセラーの人数が多い状況ではあるが、全体研修会や地区別研修会で小グループによる事例検討を積極的に行い、個々の抱える事案への対応について意見交換をする中で、各スーパーバイザーとの連携に努めていく必要がある。

また、スクールカウンセラーも学校職員の一員であり、全体研修の中で不祥事防止に向けた内容を入れていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害等のための活用事例（⑩）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学校2年生男児。1学期は特に問題はなかったが、2学期初め頃から変化が見られるようになった。

同じクラスにBという発達障害をもつ男児が転校してきた。AはBが教室から出てしまうと、それに付られて教室を出るようになった。SCが教室にAの様子を見に行ったところ、Aは授業に集中できず、ふらふら歩き回り、他児の机上の教科書を手で払ったり、Bが気に入り、一緒に外に出ていってしまったりしてしまう。また、ひどい時には給食の配膳台の上や机の上を、泥のついた上履きで乗ってしまう。床に寝転んでゴロゴロ転がるなどの行動が見られた。そしてそれを注意しても聞き入れない状態だった。

困った担任から話を聞き、次の週には保護者と話し合いをすることになった。保護者から話を聞いたところ、Aは夏休み中に市内で転居し、今の家は友達が近くにいないという。夏休みはパソコンでYouTubeを長時間見ていたという話だった。また、幼児期のことを聞いてみたが、保育園への行き渋りがあった程度で、目立った様子は聞けなかった。環境が大きく変わったこともあるが、あまりに問題行動が多かったので、一度、医療機関に行くか、市内の教育機関に行って検査を受けることを勧めたところ、保護者は医療機関と教育機関の両方に行ってくれた。

小児科の医師の診察では、特に問題はないという話だった。また、教育機関では知能検査を行い、保護者にAへの対応の仕方を伝え、保護者は、その結果を学校に持ってきてくれた。学校とSCは教育機関と連携を取った。（結果は、全体のIQは普通領域だったが、かなり凸凹のある数値だった。）

その間、SCは毎回Aの様子を教室に見に行ったが、3学期には逸脱行動が少しずつ減ってきた。

3年生になり、担任も替わったが大きく崩れることなく、教室に居られるようになり、落ちついてきている。

【事例2】貧困の問題のための活用事例（⑭）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

両親、中学生の兄、小学6年女児（本児）の4人家族。両親とも働いていたが、収入が少なく、生活が厳しかった。電気、水道は使用できたが、家庭の考えもあり、ガスは止められていた。そのため、入浴ができなかった。また、電話がないため、家庭への連絡が困難であった。何かを伝える時は、手紙か訪問という手段しかなかった。

本児は、入学当初よりことばの教室を利用していた。高学年になってからは、この時間を利用して、ことばの指導とともに、生活の指導を受けていた。具体的には、洗濯機を使用して体操着の洗濯をしたり、シャワーを浴びたりしていた。養護教諭からは、衛生面について話をしてもらうこともあった。SCは、5・6年生と2年間にわたって関わりを持ち、本人の心配ごとや友人関係の悩み事を聞いていた。学校全体で本人を支える体制がとられていた。

家庭へのアプローチは、課題であったが、なかなか連絡が取れずにいた。特に父親が、他機関との連携を拒んでいたが、本児が小学校を卒業し、中学校へ進学することを契機に他機関との連携が進んだ。学校から福祉課や子育て支援課、及び中核地域生活支援センターへ働き掛け、複数回にわたって会議がもたれ、家庭を支えていく体制が整えられていった。そのきっかけの一つが、本児が「おうちでお風呂に入りたい」という言葉であった。他機関の働き掛けに家庭が応じ、現在はガスが開栓され、自宅で入浴ができるようになっていく。

中学校への引き継ぎも丁寧に行われた。引き続き、本児とこの家庭には支援が必要である、と伝えたとところで小学校でのケースは終結となった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

1 事例の概要

生徒は、両親（母親が統合失調症）と三人暮らし。入学当初は授業に毎日出席していたが、次第に欠席数が増加。担任が細やかに対応をすると共に、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施することとした。その中で、母親の病状が悪くなった頃から当該生徒に希死念慮を訴えるようになり、リストカットをするようになり、目が離せず登校ができないこと。母親が父親の前では平静を取り繕うため、父親は母親の状態を理解せず、登校しない当該生徒を叱りつける状況があること等が明らかになった。

2 対応の概要

- ・スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングの中で、家庭内の問題が明らかになったためサポート体制を強化し、スクールソーシャルワーカーも交えて、対応策を考えた。
- ・外部施設（就業生活支援センター）とより適切な連携が図れるよう、情報共有についてコンサルテーションを行い、当該生徒に外部施設を紹介。当該生徒が初めて外部施設に面接に行く時はスクールソーシャルワーカーが同行した。
- ・スクールカウンセラーによる教員へのコンサルテーションを実施し、保護者への助言を行った。

3 成果

- ・スクールカウンセラーとの継続的なカウンセリングを実施し、安心して話せる場が確保されたことで、当該生徒が抱えていた家庭内の問題が明らかになり、支援体制を作ることができた。
- ・ケース検討のためのカンファレンスを随時行い、役割分担を無理なく進めることができた。
- ・外部施設に、母親の生活支援を依頼したことで、病状が安定していった。
- ・カウンセリングを通して、当該生徒が卒業後の進路に向けて、前向きに取り組むことができるようになった。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（ ⑩ ）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

教育相談部会の主催にて教育相談研修を3回実施した。

1回目は1学期前半。三者面談を前に、紙上研修という形式で実施した。若手が増えている学校なので、ベテラン教職員の知見とSCによるカウンセリングの技術を盛り込み、担任が生徒や親と面接する際のポイントをA4用紙1枚にまとめて発行した。

2回目は2学期後半、全職員参加で実施した。SC赴任1年目ということもあって、内容はカウンセリングの基本的な考え方や技術的な話を前半に、後半はSCと教職員の役割分担・連携に焦点を合わせたものとした。正味1時間程度であったが、この研修以降、教職員が生徒や保護者にSCを紹介しやすくなったように感じる。

3回目は3学期前半。かねてより不登校生徒に付随する問題としてオンラインゲームへの依存状態が取り沙汰されており、これをテーマとした職員研修の要望があった。受験前の時期だったため自由参加形式としたが、職員の8割が参加した。内容は、最近の依存症問題における考え方「ハーム・リダクション」、依存症問題で活用されている「動機づけ面接」を紹介、WHOの国際診断基準に組み込まれた「ゲーム障害」について。40分程度の講義の後で、NHK教育「ハートネットTV」の内容を一部上映した。正味1時間程度となり、時間のない職員は、講義が終わった段階で退席することも可能にした。「ハーム・リダクション」は、インパクトのある概念で、ゲーム時間を減らすことよりも関わりを継続することが大切であることが共有されたと感じている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校において配置された学校については、隔週配置であるが、１日当たり６．８件の相談件数があった。これは、中学校６．２件、高等学校５．３件に比べて多く、需要があるとともに、積極的な活用が図られていることが分かる。中・高等学校と比較し、保護者からの相談割合が高く、家庭と学校とが連携して児童の抱える問題に対応していく上でも効果的である。また、小学校配置が６年目となったことで、スクールカウンセラーの効果が小学校の中にも認知されてきており、未配置校からの要請に対して対応をした小・中学校配置校の対応件数は１，４０１件に上った。

高等学校については、配置校数８０校に対し未配置校が４２校だが、未配置校からの要請に対して対応をした配置校の対応件数は４２２件で、未配置校１校当たり１０．０件の要請に対応して、カバーすることができた。

全体での相談内容としては、不登校に関することが２８．２％と最も多く、次いで心身の健康や保健に関することが１９．０％、友人関係１２．０％となっており、児童生徒や保護者、学校が抱えている問題等にスクールカウンセラーが積極的に関わっている状況である。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・未配置の小学校には、中学校配置のスクールカウンセラーが対応し、対応件数は未配置小学校１校当たり、年間約２．８件であり、そのうち、２０回以上対応した中学校が２０校という状況だった。
- ・高等学校の未配置校からも不登校や精神的にも不安を抱えた生徒等、スクールカウンセラー活用のニーズが高く、配置の充実を目指していく必要がある。

<課題の原因>

- ・配置校のスクールカウンセラーが未配置校からの要請に対応する上では、配置校での勤務が多忙なことや旅費がかかる等の都合上、原則としては相談者が配置校に赴くこととしている。このことでスクールカウンセラーへの相談を遠慮してしまう場合がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・配置校及び未配置校にスクールカウンセラー等取扱要綱や指針を配付し、スクールカウンセラーの派遣の手続き等について周知を図った。
- ・スクールカウンセラーの活用実績や問題行動等の状況を総合的に考慮し、小学校及び高等学校の配置校の見直しを図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・小学校、高等学校未配置校からのニーズに対応したスクールカウンセラー配置の拡充

<課題の原因>

- ・未配置校においても不登校や暴力行為、精神的に不安を抱えた児童生徒等、スクールカウンセラー活用のニーズが高いため。

<解決に向けた取組>

- ・小学校へのスクールカウンセラー配置校の拡充を図る。
- ・高等学校未配置校に継続的にスクールカウンセラーを派遣できるグループ化の見直しを図る。

東京都教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。（東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱より）

（2）配置・採用計画上の工夫

東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考したものを「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。

任用期間は、1年以内とし、年度をまたがる任用はできない。再任する際には、東京都教育委員会の選考によって決定する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数について（延べ人数）

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 2 7 8 人
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 6 2 3 人
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 2 4 8 人

イ 配置校数について

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 2 7 8 校
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 6 2 3 校
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 1 9 2 校

ウ 資格について

- ① 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者
- ② 精神科医
- ③ 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者
なお、①～③の資格を有する者の人数は以下の通りである。

- ① 臨床心理士 1 4 6 2 人
- ② 精神科医 1 人
- ③ 大学教授等 6 人

エ 主な勤務形態について

1校につき年間38日 1日あたり7時間45分勤務

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱、東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項、東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項実施細目、スクールカウンセラー活用ガイドライン及びリーフレット

ト「会計年度任用職員に変わります」を学校及びスクールカウンセラーに配布し、その内容について周知・徹底するよう、区市町村教育委員会及び都立学校長に依頼した。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・スクールカウンセラー配置校連絡会

スクールカウンセラーの服務監督者である管理職（校長又は副校長）を対象に実施（５月）し、スクールカウンセラーの職務内容や学校組織内における位置付け、効果的な活用方法等について理解促進を図った。

・生活指導担当者連絡会

都内全公立学校的生活指導主任を対象に実施（８月）し、「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進する上でのスクールカウンセラーの役割、不安や悩みがあるときに相談に乗ってくれる「身近にいる信頼できる大人」としての児童・生徒への周知方法等を伝えた。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ア スクールカウンセラー連絡会

全スクールカウンセラーを対象に実施

第１回：都立学校に勤務の者は、都教育委員会が開催する連絡会に参加（５月）

区市町村立学校に勤務の者は、各自治体が開催する連絡会に参加（随時）

第２回：都立学校及び区市町村立学校に勤務する全スクールカウンセラーが、都教育委員会が開催する連絡会に参加（８月）

イ 管内スクールカウンセラー連絡会

都立学校に勤務するスクールカウンセラーの希望者を対象に実施（２月）

（２）研修回数（頻度）

連絡会として、管理職対象に１回（５月）

都立学校配置のスクールカウンセラー対象に１回（５月）

全スクールカウンセラー対象に１回（８月）

都立学校配置のスクールカウンセラーのうち、希望者を対象に５回（２月）

（３）研修内容

ア スクールカウンセラー配置校連絡会

- ・学校における教育相談の充実について
- ・スクールカウンセラーの効果的な活用と連携について

イ スクールカウンセラー連絡会

- ・スクールカウンセラーに期待すること
- ・都立学校における教育相談の充実について
- ・シニア・スクールカウンセラーの活用について
- ・協議「教育相談体制の充実を目指して」
- ・教育相談体制の充実に向けたスクールカウンセラーの役割について
- ・東京都の不登校の現状と児童・生徒を支援するためのガイドブックについて
- ・シニア・スクールカウンセラー活動報告

- ・講演「学校が求めるスクールカウンセラーの在るべき姿」

ウ 管内スクールカウンセラー連絡会

- ・「教育相談体制」、「危機対応」、「校内研修会」、「言語能力に課題がある、あるいは日本語を母語としない生徒のカウンセリング」
- ・「校内外のネットワーキングの充実を目指して」
- ・「学校の危機対応」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ スクールカウンセラー配置校の管理職を対象として実施した連絡会において、スクールカウンセラーの職務や組織的対応の在り方等の具体例を示しながら、スクールカウンセラーの効果的な活用と連携について周知することにより、学校の教育相談体制をより強化することができた。
- ・ スクールカウンセラーを対象とした連絡会において、学校が求めるスクールカウンセラーの在るべき姿を具体的に認識できるよう、校長を講師として事例演習等を交えた講演を行った。学校組織の一員として、また心理の専門家として、学校からどのような働きを期待されているのか、スクールカウンセラー自身に主体的に考えさせながら、学校内での具体的な対応について協議を深めることができた。
- ・ 都立学校に勤務するスクールカウンセラーの希望者を対象とした連絡会において、それぞれの地区における優先課題を協議テーマに設定することで、参加者の主体的な問題解決を促すことができた。また、同地区に勤務するスクールカウンセラーのつながりを構築する機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

「東京都公立学校スクールカウンセラー」事業として、スーパーバイザーは設置していない。

(6) 課題

いじめられた児童・生徒の相談状況として、「誰にも相談していない」と回答する児童・生徒が年々増加している。また、学校によって相談件数に大きな差がある。都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上と、スクールカウンセラーの資質・能力向上の機会確保が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめから児童を守るための活用事例(②)＜SCの配置形態：単独校配置＞

本児童は年度当初から特定の児童に嫌がらせを受けており、担任に助けを求めているが、加害児童は担任のいないところで嫌がらせを続けていた。本児童は全員面接前のアンケートで、いじめがあることを訴えていたため、グループ面接後に個別面接を行った。本児童の被害状況を管理職に伝え、担任・学年主任と共に対応を検討した。1学期中に嫌がらせは収まったが、2学期の中旬ごろに同様の嫌がらせが再発した。被害児童から再度スクールカウンセラーへの相談があったため、今度は学校いじめ対策委員会に対応を検討し、授業中から休み時間まで、教職員全員で被害児童を見守り、加害児童を指導する体制を構築した。いじめを無くすために学校全体で協同し、被害・加害の両方の児童を支援することができた。

【事例2】虐待から児童を守るための活用事例(⑬)＜SCの配置形態：単独校配置＞

本児童が虐待を受けている可能性があることを把握した時点で、すぐに学校から子ども家庭支援センターへ通告するとともに、スクールカウンセラーを含む教職員で情報を共有し、対応について協議を行った。児童との面談では、家庭内で頻繁に暴力を受けていることが判明したため、母親と担任・スクールカウンセラ

一の三者面談を実施した。子育てについての不安や悩みに寄り添いつつ、教育上、暴力は絶対にいけないという強いメッセージを伝えた。翌月の面談では、児童へのかかわり方を変えることで、母子関係により手応えを感じている様子であり、態度も多少朗らかになっていた。今後も継続的な支援を続けていく。

【事例 3】家庭環境の改善における活用事例（⑩）＜SCの配置形態：単独校配置＞

本生徒は元々欠席が多かったが、進級すると更に早退・欠席が増えた。全員面接の際、欠席等は家の用事が理由であると話していたため、スクールカウンセラーとの面談の機会を設けることとなった。何度か面談を重ねていくうちに、本生徒が家庭において、きょうだいの世話など重い責任や負担を負っていることがうかがえた。教職員で情報を共有し、役割分担をして実態を確認するとともに、子ども家庭支援センターとも情報を共有し、協力を求めた。継続的な支援の結果、家庭環境は改善されつつあり、本生徒の欠席は減り、家の都合による早退もなくなった。現在は欠席の状況を見て、必要に応じてスクールカウンセラーが関わっていくという状況にある。

【事例 4】教育プログラムにおける活用事例（⑪）＜SCの配置形態：単独校配置＞

ストレスマネジメントに関する講座を実施した。スライドショーを用いてストレスに対処するための知識・リラクセーションについて伝えるほか、呼吸法や漸進性筋弛緩法を実際に体験してもらうような内容で実施した。生徒がより自分にとって身近な話題であると感じられるよう、自らの体験をワークシートに記入させながら話を進めた。「ストレスにどう対処すればよいのかを理解することができた。」という感想が多く、授業後に相談へとつながったケースもあった。また、廊下で話しかけてくれる生徒が増えるなど、スクールカウンセラーを身近に感じてもらえるきっかけにもなった。後日、自宅でもリラクセーションに取り組めるよう、相談室だよりに呼吸法など授業で実施した内容を簡潔に掲載した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

過去3年間の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」の調査結果から、「いじめられた児童・生徒がスクールカウンセラー等の相談員に相談した件数」が、平成28年度は1369件、平成29年度は1450件、平成30年度は2207件と年々増加している。都内全公立小・中・高等学校において、年度始めから夏季休業前までを目途に小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年を対象とした全員面接を実施しており、児童・生徒とスクールカウンセラーとのつながりをつくり、相談しやすい環境を整備することにより、いじめ問題をはじめとする問題行動等の未然防止や早期対応を図ることができている。

また、平成30年度の調査において、「スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った」と回答した学校の割合は100%であり、都内全公立小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んでいる。

（2）課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 約1470名の東京都公立学校スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図りながら、学校教育相談をより一層充実させていく必要がある。

＜課題の原因＞

- ・ スクールカウンセラーとしての力量、学校組織の一員であることへの意識に個人差がある。

- ・ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実が十分に図られていない学校がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 平成 30 年 2 月に作成した DVD 教材「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用又は参考にした授業において、スクールカウンセラーもティーム・ティーチングにより授業に積極的に参加させるよう、連絡会において配置校の校長や生活指導主任、区市町村教育委員会の生活指導担当指導主事に依頼した。
- ・ スクールカウンセラーを対象とした連絡会において、スクールカウンセラーが自身に求められている役割を理解できるようにするため、都内公立学校長による講演「学校が求めるスクールカウンセラーの在るべき姿」や、学校内の具体的な事例に基づいた対応を協議する機会を設定した。
- ・ スクールカウンセラー配置校の管理職を対象として実施した連絡会において、スクールカウンセラーの職務や組織的対応の具体例を示しながら、スクールカウンセラーの効果的な活用と連携について周知した。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 引き続き、東京都公立学校スクールカウンセラーの資質・能力の向上と、オンラインでの面談に係る検討など、学校における教育相談体制の更なる充実を図る必要がある。

＜課題の原因＞

- ・ スクールカウンセラーとしての力量、学校組織の一員であることへの意識に個人差がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、昨年度末から連絡会の中止が続いたため、直接スクールカウンセラーに組織的対応の在り方や求められる役割等について伝える機会が不足している。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 十分な感染症対策を踏まえた上で、シニア・スクールカウンセラーを講師とした管内連絡会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策によるスクールカウンセラー活動への影響や、相談の実施事例等を共有する。
- ・ 区市町村教育委員会及びスクールカウンセラー配置校に配布している「スクールカウンセラー活用ガイドライン」を用いて、教育相談体制の充実に向けた組織づくりや教員との連携等について、改めて周知・徹底を図る。

神奈川県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校等、児童・生徒の問題行動等の対応にあたって学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラースーパーバイザーを、政令市を除く全中学校、県立高等学校・中等教育学校拠点校及び県教育委員会に配置している。

（２）配置・採用計画上の工夫

[小学校・中学校]

政令市（横浜、川崎、相模原）を除く全 174 中学校に配置（週 1 回）することで、学区内の小学校にも対応している。そのうち、中学校 23 校を重点配置校（週 2 回）としている。また、本県採用 3 年以下のスクールカウンセラーの資質向上や教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーアドバイザーを中核市（1 市）、4 教育事務所に、それぞれ 1 名（計 5 名）を配置している。

[高等学校・中等教育学校]

144 校のうち、81 校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置し、1～2 校を 1 学校群とする拠点校方式で全校に対応している。（単独配置校は 18 校 [高等学校 16 校、中等教育学校 2 校]）

[県教育委員会]

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）を 1 名配置している。

※ 平成 22 年度から勤務状況評価制度を導入し、県教育委員会が勤務成績優秀と認めるものは最大 3 年まで雇用を更新できるものとしている。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数

中学校	: 1 9 7 人
高等学校	: 7 9 人
中等教育学校	: 2 人
教育委員会等	: 6 人

※配置校数

中学校	: 1 7 4 校
高等学校	: 1 4 2 校
中等教育学校	: 2 校
教育委員会等	: 6 箇所（SCAD 5 箇所、SV1 箇所）

※資格

（１）スクールカウンセラーについて：

- | | |
|---|---------|
| ① 公認心理師のみ | 0 人 |
| ② 臨床心理士のみ | 1 1 4 人 |
| ③ 公認心理師及び臨床心理士 | 4 1 人 |
| ④ 精神科医 | 0 人 |
| ⑤ 大学教授等 | 0 人 |
| ⑥ 上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | 0 人 |

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 13人
- ③ ①と②を満たす者 14人
- ④医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ⑤上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 5人

※主な配置形態

単独校	151 中学校	(週1日・1回7時間)
	15 高等学校	(週1日・1回7時間)
	1 高等学校	(週2日・1回7時間)
	2 中等教育学校	(週2日・1回7時間)
重点配置校	23 中学校	(週2日・1回7時間)
拠点校	63 高等学校	(月1～2日・1回7時間)
対象校	63 高等学校	(月1～2日・1回7時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーの業務内容や、学校での活用についての指針を示したスクールカウンセラー業務ガイドラインを策定し、各学校に発出している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談コーディネーターの養成研修や、スクールカウンセラー本人による校内研修等を通して、学校の教育相談体制におけるスクールカウンセラーの活用について理解促進を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

各学校配置のスクールカウンセラー

（２）研修回数（頻度）

連絡協議会 年２回程度

（３）研修内容

[小学校・中学校]

- ① 所管課より、「神奈川県の子童・生徒指導及びスクールカウンセラーの業務等について」「スクールソーシャルワーカー関連業務について」情報提供を行った。その際、スクールカウンセラーアドバイザーの紹介も行い、スクールカウンセラーの研修の機会を活用することで、個々の資質向上に向けて研鑽を積むことの大切さを伝えた。次に、スクールカウンセラースーパーバイザーが「不適応生徒とのカウンセリングで視座に置くべき事」というテーマで講演を行い、チーム学校としての支援体制の充実についての理解を図った。
- ② スクールカウンセラーアドバイザーが学校や教育委員会を巡回し、経験の浅いスクールカウンセラー等に対しアドバイスをを行った。

[高等学校・中等教育学校]

- ① スクールソーシャルワーカーと合同で実施した。所管課による情報提供の後、大学教授を講師に招き、「子どもの性暴力被害～周囲のおとなが知っておきたいこと～」というテーマで講演を行った。その後、「性被害の発見とその後の対応～教育相談体制をどのように構築して対応するのが望ましいか～」についてグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。
- ② 所管課による情報提供の後、弁護士を講師に招き、「いじめ防止対策推進法に基づいた学校のいじめ対応及び同法を考慮したスクールカウンセラーとしてのいじめ問題へのかかわり方」というテーマで講演を行った。次に高等学校配置のスクールカウンセラー２名による勤務校での実践報告の後、これらを元に「いじめや、いじめが疑われる事案が起きた際の学校の対応と、SCとしての関わり方」についてグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。

（４）特に効果のあった研修内容

[小学校・中学校]

スクールカウンセラー地区別連絡協議会では、地区別に実施することで、各地区固有の課題に関する情報交換や、協議を行った。また、小グループでの協議を通して、事例検討会を行うことで、最重要とされる対応方法の共通理解や、スクールカウンセラーアドバイザーからの助言を得る機会が得られた。

[高等学校・中等教育学校]

グループ協議を通じて、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、教育相談体制の充実に向けた取り組み等、諸問題の解決に向けた資質の向上を図ることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 **有**・無（年 60 回 １日当たり 7 時間 年間 420 時間以内）

○活用方法

- ・スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ・スクールカウンセラー連絡協議会での指導・助言
- ・採用１～２年目のスクールカウンセラーに対するスーパービジョン
- ・学校で重篤な事案が発生した場合の子童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

（６）課題

限られた勤務時間の中で、年２回の連絡協議会やスーパーバイザーによるスーパービジョンを行っている。スクールカウンセラーの資質向上に向けて、連絡協議会の内容の精選やスーパービジョン活用の工夫等、より効果的な研修となるよう努めていきたい。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校支援のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

本件生徒は、対人不安により、中学校入学後からクラスになじめず、不登校となり、相談室登校となった。家庭環境は母子家庭で、経済的に厳しいこともあり、スクールソーシャルワーカーとの連携を行った。母親の心理的安定の必要性も鑑み、公的扶助の活用を進めた。２年生になっても教室に入れない状況であったため、教育支援センター（適応指導教室）への通学とし、学習機会の確保に努めた。担任、学年主任、コーディネーター、管理職とこまめに情報共有し、支援を継続できた。コーディネーターが他機関との連携に積極的だった為、早い段階でスクールソーシャルワーカーや教育支援センターとの支援体制を築けた。

【事例２】児童虐待防止のための活用事例（⑬）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

生徒がカウンセリング中に、親から受けた行為による痣をスクールカウンセラーに見せた。その後、養護教諭、担任、管理職へ報告、児童相談所への支援に繋がられた。

【事例３】性的な被害のケアへの活用事例（⑮）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

わいせつ行為の被害生徒との面談をしている事例。周りに迷惑がかかってはいけない。自分が我慢していれば終わることと本人がずっと我慢していたこともあり、その件が明るみに出ても、被害生徒の心的ダメージが大きい様子が見られたため、スクールカウンセラーとの面談を継続している。カウンセリングの中で自分の思いを整理したり、気持ちを話したりする事で落ち着いてくる様子が見られ、現在では、助けを求められた事などを前向きに捉えられていて、被害を受けた場所などについてもようやく怖くなくなってきたという話があった。

【事例４】教育プログラム（援助希求行動）についての研修に関する活用事例（⑱）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

小学校児童・教職員・保護者を対象に、教育委員会作成の動画やワークシートを活用しながら、「自分が、かけがえのない大切な存在であることに気付く」とともに、不安や悩みへの様々な対処方法を紹介した。現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するための援助希求行動についての大切さを学ぶ機会とした。受講した児童からは、「辛い時の対処方法を知ることができた」や、「ストレスを溜め込まずに、大人に相談したほうが良いことを知った」などの感想が寄せられた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

[小学校・中学校]

令和元年度の相談件数は、58,034 件で、平成 30 年度より 4,298 件増加している。内訳は、小学校児童の相談件数が 2,351 件、中学校生徒の相談件数が 17,124 件、保護者の相談件数が 15,804 件、教職員の相談件数が 22,755 件であった。特に、保護者の相談件数については、昨年度よりも 4,040 件増加しており、家庭への支援に、スクールカウンセラーの専門性が大きく活用されていることが伺える。

また、不登校児童・生徒の相談後の変化では、「改善した」（ほぼ改善、やや改善）との回答が 61.9%となっており、スクールカウンセラーによる支援が、不登校対策に成果を上げていることがわかる。

[高等学校・中等教育学校]

令和元年度の相談件数の合計は、144 校（164 課程）で 18,351 件であった。昨年度と比較して 1,580 件増加している。相談者の内訳は、教職員の相談が 8,553 件、生徒の相談が 7,853 件、保護者の相談が 1,945 件である。相談内容としては、長期欠席・不登校が 3,310 件と最も多く、次いで友人・異性関係が 2,969 件、家庭環境が 2,028 件となっている。相談後、解決・好転した割合については、65.8%となっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

[小学校・中学校]

平成 29 年度の県の問題行動調査では、不登校の人数は 11,710 名と、28 年度より 1,293 人増加している。また、養護教諭やスクールカウンセラー等に相談を受けていない人数は小学校で 1,583 人、中学校では 4,828 人いる。全体の相談件数だけでなく、不登校の状態で専門的な相談を受けられていない児童・生徒の人数を減らすために、スクールカウンセラーの専門性のより一層の向上や、学校内での相談しやすい環境づくりを日常的に作ること等において、工夫が必要である。

[高等学校・中等教育学校]

- ・相談件数の増加に伴い、多くの学校で相談業務に勤務時間の大半を費やしているため、教職員に対するコンサルテーションの時間確保が困難である。また日頃の声かけや集団に対する働きかけなど、予防的な取組みにも時間が割けない状況である。
- ・学校によって活用度に差があるため、今後はすべての学校が効果的に活用するための工夫が必要である。
- ・近年、資格要件を満たす者の人材確保に困難を抱えている。人材確保と資質の向上について検討をさらに進める必要がある。

<課題の原因>

- ・スクールカウンセラーへの相談ニーズが高まり、勤務時間内では十分に対応できていないケースも見られる。
- ・週 1 回の勤務形態では、小学校からの相談の要望に対応しきれていない。
- ・学校の教育相談体制におけるスクールカウンセラーの活用について、職員の理解が不十分なところがある。
- ・スクールカウンセラーの配置拡大に伴う採用数の増加に伴い、資質の維持・向上が必要である。

<解決に向け実施した取組>

- ・県教育委員会では平成 31 年 3 月にリーフレット「不登校対策の基本と支援のポイント」を作成し、小・中学校の全教職員に配付し、全ての教職員が、不登校に対して「不登校を問題行動として判断せず、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得る」という認識をもつことについて、様々な場面で周知している。

- ・全ての子どもたちが存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図るなど、全教職員の共通認識のもと、「魅力ある学校づくり」に取り組んでいる。
- ・高等学校では配置人数を4名増とした。
- ・研修等を通じて、引き続き学校の教育相談体制におけるスクールカウンセラーの活用について、理解促進に努めた。
- ・公募による選考を行い、資格要件を満たす者の人材確保を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・「チーム学校」としての支援体制の構築を進める上で、これまでの関連機関のみでなく、医療や福祉機関との連携についても考えていく必要がある。
- ・昨年度に引き続き、多くの学校で相談業務に勤務時間の大半を費やしているため、教職員に対するコンサルテーションの時間や、予防的な取組みに時間が割けない状況である。

＜課題の原因＞

- ・相談件数の内訳について、「心身の健康・保健」や「発達障害等」の相談件数が大きな割合を占めてきている。起立性調節障害の悩みについての相談も増えている状況から、医療・福祉分野との連携も不可欠である。
- ・勤務時間に対する相談件数が飽和状態にあるだけでなく、相談の内容が多岐に渡り複雑化していることで、継続して面談を行う必要のある生徒が増えてきている。

＜解決に向けた取組＞

- ・「チーム支援」の好事例を収集・共有することで、組織的・計画的な支援の充実を図る。
- ・引き続き、配置人数の拡大に努めるほか、限られた時間の中で効率的に相談業務等に当たれるよう、学校の教育相談体制の充実を図る。

新潟県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ・不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下：ＳＣ）を学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 令和元年度からすべての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に配置した。
- ② 小中学校・義務教育学校、特別支援学校においては、中学校区単位を１グループとし、グループごとにカウンセラーを１人配置した。
- ③ 高等学校においては拠点校方式を採用し、全ての学校に配置した。
- ④ できるだけ多くの学校に配置できるよう、臨床心理士等の資格のあるＳＣだけでなく、ＳＣに準ずる者も含めた計画的な採用をした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

＜配置人数＞（重複あり）

小学校	78人	中学校	78人
義務教育学校	1人	高等学校	47人
中等教育学校	6人	特別支援学校	16人
教育委員会	0人		

＜配置校数＞

小学校	345校	中学校	168校
義務教育学校	1校	高等学校	84校
中等教育学校	6校	特別支援学校	34校
教育委員会	0箇所		

＜資格＞

公認心理師	51人	臨床心理士	54人	精神科医	0人	大学教授等	4人
-------	-----	-------	-----	------	----	-------	----

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・年度当初に、ＳＣ事業連絡会を開催し、活動方針や勤務について周知を図った。
- ・ＳＣ事業連絡会には、中学校区の代表教職員、市町村教育委員会担当者、ＳＣ、県教育委員会担当者が出席し、活動方針等の説明が終わった後に、直接ＳＣと学校の代表者、市町村教育委員会が勤務について打合せをする時間を設けている。
- ・令和元年度については、高校のＳＣは未実施。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・特になし

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

【中等教育学校・高等学校】（8月：地区別研修、12月全県研修）

- S C等及び拠点校及び派遣校の管理職

（2）研修回数（頻度）

年間2回

（3）研修内容

【中等教育学校・高等学校】

- 県内4会場で地区別開催（8月）
 - ・ 架空事例による事例研究（グループ協議）
 - ・ 説明「S C等活用事業について」（県教育委員会）
 - ・ 情報交換「各校におけるS Cの活用状況と効果的な活用例」
- 全県一斉開催（12月）
 - ・ 説明「いじめ問題への対応について」（県教育委員会）
 - ・ 講義「児童生徒の精神症状の理解と対応」（新潟県立大学准教授）

（4）特に効果のあった研修内容

同一地区の副校長・教頭及びS Cが集まり、情報共有及びグループ協議を行うことで、S C間での連携の促進及び各校においてS Cの有効活用を図ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置（無）

（6）課題（○：成果、●：課題）

○ S Cと管理職が同席した上での研修会の実施は、S Cの活用方法についての理解を深めるために効果的であった。

○ S Cや管理職のアンケート結果からは、研修会に対する肯定的評価が多かった。

● 本来であれば、学期に1回程度、事例をもとにS C同士が協議を行う場がもてると、S Cが情報交換を行ったり、他のS Cの成功事例を共有したりすることで、資質向上が期待できるところではあるが、財政面や出張の回数を増やすこと等の課題から、実現が難しい状況にある。

● 昨年度（令和元年度）は高等学校・中等教育学校に配置したS Cを対象に研修会を行ったが、小中学校・特別支援学校のS C対象の研修会も実施する必要があることから、令和2年度は小中学校・義務教育学校のS C対象の研修会を年1回実施する予定である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校解消に向けた活用事例（①⑥⑦⑩）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

小学1年男子児童Aは、入学直後から母親と離れられず登校渋りの状態になった。1学期は、児童玄関まで母親が送り、玄関で担任が出迎えると、泣きながらも教室に行くことができた。Aの対応については、定期的に担任と管理職、母親を交え支援者会議を行っていた。夏休み明けから、Aの登校渋りがひどくなり、母親から離れられない状態になった。母親も精神的に不安定になり、担任との関係が悪化した。

そこで、不登校対策委員会を開催し、管理職が市教育委員会に相談したところ、学校に配置されているＳＣ（大学教授）の活用を勧められ、教頭がＳＣに相談した。その結果、ＳＣを交えた不登校対策委員会での協議で、「①ＳＣによる行動分析、②ＳＣによる定期的なカウンセリング（Aと保護者対象）、③ＳＣの支援者会議への参加、④ＳＣの分析に基づいた学校と母親への助言」を実施することとした。

Aに対しては、週3日の限定的な登校から始め、できることが増えてきたら、Aと母親の意向を確認しながら登校日を増やすようにした。3学期には、週のほとんどを登校することができるようになり、学級での活動も増えた。

【事例2】児童虐待を背景とした不登校への対応のための活用事例（①⑬）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

中学2年女子Bは、中学1年7月まで県外に母親と妹と暮らしていた。母親は、家事全般をBにさせたり、Bへの叱責が多かったりしたことから、Bはつらい思いをしていた。Bは学校生活でも不安定な状態となり、不登校傾向になった。県内に住む祖母が、B宅に行った際に、母親のBに対する態度がひどいと感じ、母親と相談の上、Bだけ祖母宅で生活することになった。

県内の中学校に転校後もBは規則正しい生活習慣が身につかず、不登校傾向にあった。そこで、週1回配置されているＳＣへの面談を学校が勧め、カウンセリングを実施した。ＳＣによるカウンセリングを進めることで、Bは次第に心を開き、県外で生活していたころのつらい気持ちを吐露することが増えた。それと加えて、ＳＣとの面談日には登校できることが増えた。

また、ＳＣの勤務日にはＳＣが生徒指導部会に参加し、学校職員との情報共有を毎行っている。その中で、学校職員とＳＣが連携してBへの対応方針を相談し、対応することができるようになった。その成果もあり、Bの生活習慣も確立され、ＳＣの勤務日以外にも登校できる回数が増えた。現在では、学校職員との関係もよくなり、給食は学年部職員や校長と一緒にとり、話すこともできるようになった。

【事例3】性的被害に対する心のケアのための活用事例（⑮）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

小学4年女子児童Cが、トイレの個室で同じクラス的女子児童から体を触られるなど、性的ないたづらをされた。

学校はいじめ対策委員会を開催し、被害児童のケアのためにＳＣによるカウンセリングが必要と判断した。そこで、被害児童の保護者の同意のもと、カウンセリングを実施した。その中で、Cや保護者の希望で継続的なカウンセリングを行うこととなった。ＳＣのカウンセリング実施後に、生活指導主任と担任、ＳＣがCとの相談内容、その後の対応方針を相談する等、学校職員とＳＣが連携した対応を行うことによって、Cに対するきめ細やかな配慮や対応ができ、被害児童は欠席することなく、登校できている。

年度が変わった現在も、ＳＣによるカウンセリングは継続中である。

【事例４】校内職員研修、生徒対象の講演会に係る活用事例（⑪）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

県内公立高校において、年２回の職員対象の研修会と年１回の生徒対象の講演会で、配置されているＳＣ（大学教授）を講師として活用した。

職員対象の研修会では、具体的な生徒の事例をもとに、生徒の特性理解、その対応方法、WISCIVの見方などについて助言を得られた。発達障害等の特性からくるトラブルを繰り返す生徒や、こだわりの強さから望ましい人間関係が構築できず不適応を示す生徒に関して、ＳＣによる具体的な対応についての助言を得られ、生徒理解を深め、トラブルの予防に参考になったという職員の感想が多かった。

生徒対象の講演会では、「不安との向き合い方」をテーマに講話を行った。専門的な心理にかかわる内容についてわかりやすく話をしてもらい、生徒からは「自分が不安定になった時の対処方法がわかり、よかった」という感想が得られた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○令和元年度のＳＣ配置校数と相談件数

	配置校数	相談件数
小学校	341 校（ 50 校）	10,339 件（ 4,252 件）
中学校	166 校（170 校）	18,037 件（24,310 件）
義務教育学校	1 校（ 1 校）	344 件（ 218 件）
高等学校	83 校（ 83 校）	8,731 件（ 8,033 件）
中等教育学校	6 校（ 6 校）	583 件（ 384 件）
特別支援学校	34 校（配置なし）	1,764 件（未実施）

※（ ）内は平成 30 年度の数値

令和元年度より、県内すべての公立小中学校・義務教育学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校にＳＣを配置した。今年度新たに配置した小学校では、「ＳＣ事業に係る校内連携体制が整い機能しているか」に対し 96.8%が、「窓口となる担当者とＳＣの連携は機能していますか」に対し 97.4%が肯定的評価をしている。

また、高等学校、中等教育学校における相談件数は、H30 に比べて、R1 は 698 件増の 9,314 件となった。ハイリスク事案等、ＳＣの専門的な知見を必要とする事案が増加しているため、相談件数も増加していると思われる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・複雑化・多様化する問題に適切に対応できる専門的な技量をもつＳＣの人材確保
- ・ＳＣがチーム学校の一員としての自覚を持って活動できるよう、意識を高めていく必要性
- ・ＳＣによる個別のカウンセリングだけでなく、教員の相談力向上のための研修や、児童生徒対象の心理教育に対する活用
- ・高等学校においては、定時制高校等へのＳＣの配置時間の拡充による教育相談の充実

<課題の原因>

- ・認定心理師、臨床心理士の資格を有するＳＣの絶対数が少ない。
- ・ＳＣの活用に係る学校の理解が十分でない。

<解決に向け実施した取組>

- ・研修会の実施による有資格者及び準ずる者の資質向上（小中学校、特別支援学校：年 1 回、高等学校：年 2 回）
- ・ＳＣ事業連絡会において、市町村教育委員会、各学校代表に向けてＳＣの有効な活用方法、効果的な連携方法について確認する場を設ける。
- ・高等学校における定時制・通信制高校への配置拡充（全日制高校は週 4 時間の配置に対し、定時制・通信制高校は週 10～12 時間に増やした）

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・令和元年度からこれまでの中学校、高等学校等に加えて、小学校・特別支援学校にもＳＣを配置したが、

新たに配置された小学校等で不登校児童の学習支援を依頼する等、ＳＣの活用方法に係る理解が十分でない面があった。

- ・中学校区の学校間で学校規模、児童生徒数、生徒指導上の諸課題の実状等をもとに、ＳＣの配置時間を配分していたが、各学校におけるニーズに応じて柔軟にＳＣを派遣できるような体制が必要である。
- ・高等学校・中等教育学校においては、希死念慮等のハイリスクな生徒に対する深刻な事案の対応が多いため、ＳＣの有資格者の人材確保や資質の向上が必要である。

＜課題の原因＞

- ・令和元年度から配置された小学校・特別支援学校においては、ＳＣの職務内容や効果的な活用方法に関する経験が不足している。
- ・認定心理師、臨床心理士の資格を有する者の数が絶対的に不足している。

＜解決に向けた取組＞

- ・ＳＣの事業連絡会において、すべての学校の代表、市町村教育委員会、ＳＣに対して、ＳＣの職務内容や効果的な活用事例について一堂に会して周知する場と、ＳＣと学校の代表が勤務について直接話し合う場を設ける。
- ・同一中学校区内において、１日の勤務時間を分割することで、学校のニーズに応じたＳＣの配置時間となるようにした。
- ・ＳＣと準ずる者が一堂に会して、資質を高めるための研修内容を工夫するとともに、特に高校においてはハイリスク事案に対する専門の講師による講演会を実施する。

富山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 県内全公立小中学校（小学校182校、中学校79校）にスクールカウンセラーを配置する。
- 中学校区内での中学校と小学校間の情報共有や連携がスムーズに行われるよう、小中連携型スクールカウンセラーの配置時間の充実を図る。
- 学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。
- 県立高等学校拠点校16校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。
- 県公認心理師協会と連携し、人材確保に努めている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校 : 62人
中学校 : 59人
高等学校 : 15人
教育委員会等 : 12人

○配置校数

小学校 : 182校
中学校 : 79校
高等学校 : 16校
教育委員会等 : 2箇所

○資格（重複して資格を有している場合①→②→③→④→⑤の順に整理）

〈スクールカウンセラー〉

- | | | | |
|--------|-----|------------------------------|----|
| ①公認心理師 | 32人 | ④大学教授等 | 1人 |
| ②臨床心理士 | 14人 | ⑤①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及 | |
| ③精神科医 | 0人 | び経験を有すると認めた者 | 1人 |

〈スクールカウンセラーに準ずる者〉

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 26人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④複数に該当する者及び、地方公共団体が認めた者 1人

○勤務形態について

単独校	52小学校 週1時間	46小学校 週2時間	15小学校 週3時間
	69小学校 週4時間		
	5中学校 週2時間	46中学校 週4時間	28中学校 週7.75時間
拠点校	16高等学校 実態に応じて	週1日1回4時間等	

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

活動方針等に関する指針（ガイドライン）は策定していないが、それに準じたものとして、リーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールカウンセラーの役割や活動方針等、学校の教育相談体制の充実について周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校の管理職等を対象として、スクールカウンセラー連絡協議会（年2回）、生徒指導推進会議（年2回）、学校訪問研修等で教職員の理解促進に向けて周知を図っている。第1回スクールカウンセラー連絡協議会では、スクールカウンセラーと学校担当者として担当者別協議を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

○スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、各校事業担当者（第1回目のみ）

(2) 研修回数（頻度）

○年2回

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーの役割及び、任務遂行に当たっての留意事項の確認
- スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた講演の実施
- 対応事例の報告と対応内容について意見交換及び共通理解を図るため、部会別協議を実施

(4) 特に効果のあった研修内容

- 部会別協議
 - ・各スクールカウンセラー等からの対応事例の報告と対応内容についての検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

- ・経験豊富なスクールカウンセラーをいじめ対策カウンセラーに任命し、SVと兼ねて活用している。

○活用方法

- ・他のスクールカウンセラーの資質向上のため、申請を受けてSVがアセスメントの妥当性やスクールカウンセラーの在り方について助言等を行う。

(6) 課題

- スクールカウンセラーの資質・能力に応じた研修内容を組み立てることが難しい。
- 研修会において講演を行う際の講師人材の確保が難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】中学生のときにあったいじめが原因で対人関係に問題を抱える生徒のための活用事例（②いじめ問題、④友人関係）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・高校1年男子生徒Aは、入学時からクラスメイトを批判する言動が度々見られ、対人関係に問題を抱えて学校を休みがちになり、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けることになった。
- ・カウンセリングの中で、Aは中学生のときにいじめを受けたことで、自分をいじめた生徒への憎しみが強く、怒りの感情を言葉ではき出す様子が見られた。
- ・カウンセリングを継続したところ、Aは過去のいじめではなく、現在のクラスメイトや先生への不満を言うように変わっていった。カウンセリングの度に、他人への不満を怒りとともに吐き出すことがほとんどで、事実がどうかわからないことにも腹を立てていた。
- ・その後、スクールカウンセラーが他人と自分との考え方には違いがあることを話していくと、Aは次第に落ち着きを見せ、クラスメイトのことや先生のことにも気にしないことができるようになってきているという言葉が聞かれるようになった。
- ・いじめが原因で他人に対して不信感をもっており、必要以上に他人に批判的な様子が見られたが、カウンセリングを通して、自分と他人の違いを認めることができるようになってきた。

【事例2】父親からの虐待に苦痛を感じている生徒に対する活用事例（⑬児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

- ・担任が、中学1年男子生徒Aと定期面談を行ったところ、父親にたたかれることがあるので、父親を嫌っていると話した。
- ・虐待を心配した学校は、担任による面談を行うとともに、直ぐにスクールカウンセラーとAの面談の機会を設定した。スクールカウンセラーは、巧みに家庭の様子を聞き出したり、Aの心理面の分析を行ったりするなど、担任とは違うアプローチでAとのカウンセリングを行った。
- ・学校はカウンセリング後にケース会議を行い、Aが小さな時から家庭内で父親から叩かれたり蹴られたりしており、Aが父親と一緒にいたくないと思い詰めている状況が分かった。
- ・学校は家庭内で虐待が行われていると判断し、児童相談所へ通報した。
- ・学校と関係機関が参加したケース会議で対応策が話し合われ、学校においてスクールカウンセラーによるカウンセリングを継続し、家庭内で虐待が再発していないかの確認やAの不安の解消など心のケアを行うことができた。

【事例3】家庭内の問題が原因で登校をしぶる生徒に対する活用事例（⑯ヤングケアラー）＜SCの配置形態：単独校配置＞

- ・中学3女子生徒Aは、連休後、週明けに登校を渋ることが多くなってきた。
- ・担任がAと面談を行った際、母親が病気で入退院を繰り返している、母親が入院している間は、父親と妹と弟の4人で生活していることが分かった。
- ・スクールカウンセラーがAと面談を行ったところ、Aは母親が病気で入退院を繰り返していることへの不安や、母親が入院している間は、母親の代わりに、兄弟の食事の準備や部屋の掃除等の家事をしてことに負担を感じていることを話した。
- ・学校はケース会議を行い、家庭の状況を把握するために、スクールカウンセラーが父親と面談することになった。

- ・スクールカウンセラーが父親と面談すると、父親はAの不安な気持ちや家事等の負担を考えてなかったと反省した。
- ・スクールカウンセラーはAと継続的に面談を行い、家庭の状況の確認やAの心のケアを行った。
- ・その後、Aは登校を渋ることはなくなった。

【事例４】学校における教育相談の基本を共通理解するための活用事例（⑪校内研修）＜ＳＣの配置形態：教育委員会等配置＞

① 生徒会（保健委員会）主催の講演会

- ・スクールカウンセラーが講師となり、「ストレス」「認知行動療法から」「こころのセルフケア」についての講話を実施した。
- ・研修会を通して、教職員や生徒はスクールカウンセラーを身近に感じるきっかけとなり、心の健康について学ぶことができた。
- ・心身の健康には自尊心やコミュニケーションが大切であることや、前向きな言葉を使うと自分自身が前向きになれることや、表情筋の話など興味深く講話を聞くことができたなどの生徒の意見が多数あった。
- ・生徒は、各々の思考したことなどについて対話をして深め、文化祭や学校保健委員会で発表した。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

①相談等を行った人数（延べ人数）の増加

- ・小中学校及び高校において、相談等を行った人数（延べ人数）は増加している。

H29	43,089 人	H30	51,589 人	R元	53,319 人
※H30 に全小中学校にスクールカウンセラーを配置					

②学校における教育支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーが、スクールソーシャルワーカーや、学級担任、養護教諭、生徒指導主事等と情報交換を行うことで、気になる児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が置かれた現状、今後の支援の在り方や関わり方について共通理解を図ることができた。このことで、それぞれの立場でできる関わり方や接し方で対応することができ、保護者がもつ悩みや児童生徒が抱える不安等に対するきめ細やかな支援につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーを配置することで、教育的支援が必要な児童生徒へのこれまでの支援の状況や、家庭環境等の情報等について、小中学校間の情報交換や支援の連携がスムーズに行われた。
- ・若手教員で児童生徒理解や保護者の対応に苦慮した場合、Ｑ－Ｕの結果や生活アンケート、保護者との連絡帳によるやりとり等具体的なものをもとに、スクールカウンセラーの専門的な見地からの意見やアドバイスを受けることができた。助言を受けた若手教員が自信をもって対応することができる等、若手教員の育成につながった。

③児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーが守秘義務を踏まえ、第三者的な立場で専門的な視点から助言や支援を行うことが、保護者の間で語り継がれており、保護者は安心して悩み等を相談することができる状態になっている学校が多い。具体的な子どもへの接し方や受け止め方についてアドバイスを受けることで、スクールカウンセ

ラーと保護者との信頼関係が構築され、学校と家庭の連携した支援を効果的に行うケースが多く見られる。

- ・スクールカウンセラーが全校生徒と個人面接を実施している学校では、普段の学校生活における何気ない悩みや不安を気軽に相談できる信頼関係が構築され、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーが、小学校で教育的な支援を行った児童や保護者に対して、中学校での学校生活の様子や小学校との違いなどについて、具体的な話をすることができた。このことで、中学校に入学後予想される学校不適応にも事前に対応することができ、不登校の未然防止につながった。

④職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・全職員が参加する校内研修等で、相談事例を用いた事案対応をもとに「支援の仕方」や「対応の方法」について意見交換の機会をつくり、スクールカウンセラーが講師となって助言する学校が見られた。教職員が児童生徒に対する見方や接し方等の改善や指導力向上を図ることができ、学級や学年運営に生かすことができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

○スクールカウンセラーの人材確保と資質の向上

- ・質の高いスクールカウンセラーを配置し続けていくためには、公認心理師や臨床心理士の確保が必要である。また、事例検討会等の研修会を充実し、スクールカウンセラーの資質の向上を図る必要がある。

○スクールカウンセラーと教職員との情報共有の在り方

- ・スクールカウンセラーと教職員との間で、事案等の共通理解のための時間の確保が難しい。

<課題の原因>

- ・市町村教育委員会からの、有資格者のスクールカウンセラーの派遣時間の拡充の要望が強いが、有資格者の人材確保が難しく、派遣時間の増や増員などの事業の拡充が困難である。
- ・スクールカウンセラーとしての質の向上を図るための研修会を開催する際に、内容や講師の選定など、全てのスクールカウンセラーの要望に応じた研修会を企画することが難しい場合がある。
- ・不登校児童生徒や行動に問題のある児童生徒への対応は、チーム対応を行うことが大切であるが、教員とスクールカウンセラーが共有できる時間が限られている。

<解決に向け実施した取組>

- ・市町村教育委員会からの派遣要望やいじめや不登校などの生徒指導上の諸課題の状況を総合的に判断して、市町村の実態に応じた配置計画を立てた。また、人員の確保については、公認心理師協会と連携を図るなどして、人材確保にあたった。
- ・各学校で、相談コーディネーターが中心となって、スクールカウンセラーと教職員の円滑な情報共有を行い、チーム対応の充実を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・市町村教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣要望が強く、新たな人材の確保など事業の拡充及びスクールカウンセラーの質の向上を図ることが必要である。

<課題の原因>

- ・いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の要因に対応するための専門性を有する新たな有資格者を確保するなど人材確保することが難しい。
- ・スクールカウンセラーとしての質の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールカウンセラ

一の要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

<解決に向けた取組>

- ・公認心理師協会との連携を図るとともに、採用方法などを県のホームページに掲載し公募を行うなど広く周知させることで、新しい人材確保に努めた。
- ・学校の教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが参加する合同研修会を開くことで、スクールカウンセラーとしての役割を確認するなど、質の向上を図った。

石川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式。
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

拠点校方式

- ・中学校区程度の地域を単位とし、その域内にある学校の中の1校を拠点となる学校（拠点校）としてスクールカウンセラー等を配置し、当該校と域内の他の学校（対象校）を併せて担当する方式。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置校人数について

小学校	：	88人
中学校	：	59人
高等学校	：	19人
義務教育学校	：	1人

※配置校数について

小学校	：	201校
中学校	：	84校
高等学校	：	27校
義務教育学校	：	2校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	47人
②臨床心理士	15人
③精神科医	0人
④大学教授等	3人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務につい

て、5年以上の経験を有する者

45人

※主な配置形態について

単独校	(週2日・1日4時間)×35週	15中学校
	(週1日・1日4時間)×35週	29中学校・19高等学校
	(週1日・1日3時間)×35週	125小学校・23中学校
		2義務教育学校・8高等学校
拠点校	(週1日・1日3時間)×20週	48小学校
	(週2日・1日4時間)×35週	3中学校
	(週1日・1日4時間)×35週	3中学校
	(週1日・1日3時間)×35週	2小学校・9中学校
対象校	(年間35時間)	24小学校
	(要請に応じて派遣)	2小学校・2中学校

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・活動方針等に関する指針の策定：策定済み
- ・事業実施前に、各学校の教育相談担当者（SC担当）とカウンセラー等を招集し、「スクールカウンセラー等活用事業に係る打合せ会」を開催。指針の内容について説明し、確認した。各学校担当者とスクールカウンセラーとが、実施に向けて事前打合せを行うことで、効果的な計画を立てる。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラー全員を対象とする研修会を実施し、資質向上を図った。
- ・石川県教員総合研修センターと連携し、スクールカウンセラーに準ずる者に対して研修の充実を図った。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

- ・スクールカウンセラー６５名、スクールカウンセラーに準ずる者４８名全員を対象として行うもの。
- ・準ずる者４８名を対象として行うもの。

（２）研修回数（頻度）

- ・県教育委員会主催の、全員を対象にした研修会・・・年間１回。
- ・県教育委員会主催の、準ずる者を対象とした研修会・・・年間１２回。

（３）研修内容

- ・県教育委員会主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関して専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラー等に対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行った。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・発達障害についての研修
- ・構成的エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングについての研修
- ・ＳＳＷと学校との効果的な連携についての研修
- ・児童虐待に向けた取組についての研修

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ＯＳＶの設置（ 有 ・ **（無）** ）

（６）課題

- ・スクールカウンセラー等の勤務日や勤務時間に制限があり、十分な研修日を確保することが困難であること。
- ・スクールカウンセラー等の資質向上を効率よく行うこと。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや外部機関との円滑な連携を進めること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①不登校、⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：単独校配置＞

現在中学校3年女子Aは、1年生後半より悩みを抱えるようになった。その都度、担任、学年主任、教育相談担当、養護教諭が連携し対応した。スクールカウンセラーとも定期的なカウンセリングを実施し対応したが、教室へ入りづらくなり、相談室登校をするようになった。

2年時も、相談室登校が続いたが、スクールカウンセラーとの定期的な面カウンセリングを続け、気持ちの変化を確認したり不安の解消を行ったりすることで、欠席はほとんどなく登校することができた。

3年になってからも、スクールカウンセラーとの面談を定期的に行いながら、相談室登校を続けている。高校受験に意欲を示し始め、できることから取組むようになってきた。その中で、得意分野を伸ばすこともでき、教員やスクールカウンセラーにも認めてもらうことで少しずつ自己効力感を持つようになってきている。

【事例2】虐待の疑いのある生徒のための活用事例（③暴力行為、⑬児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学男子Bは、入学当初より友達とのトラブルが絶えなかった。家でも思いが通らないと、癪癪を起こし、自傷行為を行うことがあった。保護者も対応に困っていたことから、担任は保護者を通じ生徒Bのカウンセリングを促した。Bとの継続的なカウンセリングの結果、Bはスクールカウンセラーに対し、落ち着いて自分の気持ち等を話すようになった。

ある日、「母に包丁を突き付けられた。食事にも日に一食しか与えられていない。」とBがカウンセリングの中で話をした。スクールカウンセラーはすぐに管理職への報告を行い、校内でケース会議を開いた。おかげで、市の福祉課への通告や、SSWとの情報共有、警察への連絡等、関係機関と迅速に連携を進めることができた。

現在、母親とBは別居しているが、今後は児童相談所との連携し、B本人と共に、養育に困難さを抱えている母親のケアも続けていく予定である。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜SCの配置形態：単独校配置＞

高校生女子Cは、父親と弟（小学生）の3人暮らし。父親は持病があり、4～5年前から働けない状態にあった。家庭は経済的に苦しく、食費にも困る状況であった。その後父の持病は悪化し、入院した。Cは、家事全般を担当することとなり、そのせいで学校も欠席がちとなった。

SC、SSW、養護教諭、担任等でケース会議を開催。医療機関とも連携を取りながら対応を行った。その結果、Cの負担も減少し、経済状況の改善もみられ、学校復帰を果たすことができた。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜SCの配置形態：単独校配置＞

夏季休業中に、スクールカウンセラーを講師として生徒指導全体研修会を実施した。内容は「子供のSOSに気づくために～いじめ・不登校・自殺～」についてで、学校生活の中で児童生徒が出す「SOSのサイン」のキャッチの仕方・対応について具体的に講話を行った。

研修会の後半で、児童理解の会を実施し、児童生徒の現状と対応についてグループ協議を行った。

参加した、教員からは「カウンセラーの話が具体的だったおかげで、児童理解の会で、今後の指導についても詳しく話ができた。2学期からの指導に役立ちそうだ。」との感想があった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ 県内公立小・中学校、義務教育学校に、スクールカウンセラーを全校配置できた。特に、小学校の配置が増えたことから、生徒や保護者の多様な相談に対応することができ、また教職員への研修や教育プログラムを実施する機会も確保できた。
- ・ スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、不登校やいじめ相談をはじめ、児童虐待や学業不振など、児童生徒の相談に幅広く対応することができた。
- ・ 令和元年度の相談件数は、前年度とほぼ同じであったが、相談件数では不登校に係る相談が前年度に比べ約７％の増加がみられた。内容では、貧困や性的被害に関する相談に若干の増加が見られ、対応が困難なケースにスクールカウンセラーが関わるケースも増えてきている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 限られた勤務日や勤務時間内での十分な相談業務の実施。
- ・ 担当教員との打合せ時間の確保が難しく、情報共有も困難となるケースの存在。

<課題の原因>

- ・ 配置時間拡充のための予算に限りがあること。
- ・ 配置時間拡充に対応（勤務）できるスクールカウンセラー等の人員不足。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 臨床心理士会、市町教育委員会より、次年度スクールカウンセラー増員を働きかけてもらい、スクールカウンセラー１３人、スクールカウンセラーに準ずる者３人を増員した。
- ・ 中学校においては学校規模等に合わせ、週２日体制の学校を設定し（令和元年度は平成３０年度より１校増の１８校とした）円滑な相談業務の実施及び情報共有が行いやすいように配置した。
- ・ 「相談記録」等の活用による情報共有を図るよう周知した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 担い手が少ない地域での、スクールカウンセラー等の人員不足・人材の確保。
- ・ 経験年数の少ないカウンセラー等に対するフォロー、育成体制の充実。
- ・ スクールカウンセラーに準ずる者を中心とする資質向上。

<課題の原因>

- ・ 有資格者の自宅が都市部に多いため、通勤時間がかかる地域への配置が難しい。
- ・ 平成３１年度の小中学校全校配置に向け、毎年１０人前後のスクールカウンセラー等を増員してきた。結果、経験年数の少ないスクールカウンセラー等が増加してきている。

<解決に向けた取組>

- ・ 配置が難しい地域の市町教育委員会と協力し、幅広く人材の確保に務める。本年度も、その地域は、教員ＯＢ等にスクールカウンセラーに準ずる者として配置している。
- ・ 年度末に、次年度勤務予定のスクールカウンセラーに準ずる者を対象とする研修を実施する。
- ・ 教員総合研修センターとの連携のもと、スクールカウンセラーに準ずる者が参加できる研修を設定する。

福井県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題行動に対応し、児童生徒や保護者の心のケア、教職員への助言等を行うために心理の専門家を配置し、問題行動等の未然防止や初期対応（早期発見・早期解決）、自立支援等を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置について

- ・小中学校の配置について、単独校以外の中学校を拠点校、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・常駐のスクールカウンセラーを県教育委員会に2名配置し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に3名配置（1名は学校配置SC兼務）し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

○任用について

- ・設置要綱に示す資格を有し、スクールカウンセラーとして採用を希望する者は、別に定める手続きにより教育長に申請するものとする。
- ・教育長は、申請者について面接を行い、任用の可否について総合的に判断する。ただし、良好な勤務実績があつて再任を希望する者については、面接を省くことがある。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 126人
中学校	: 78人
高等学校	: 5人
教育委員会等	: 2人

【配置校数】

小学校	: 187校
中学校	: 75校
高等学校	: 7校
教育委員会等	: 1箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 6人
- ②臨床心理士 54人（※①②の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 1人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 10人

- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 20人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 1人

【主な勤務形態】

単独校	13 中学校	(週1日・1回3時間)	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)
		(週1日・1回7時間)	(週1日・1回8時間)	
	65 小学校	(週1日・1回2時間)	(週1日・1回3時間)	(週1日・1回4時間)
	7 高等学校	(週1日・1回4時間)		
拠点校	61 中学校	(週1日・1回3時間)	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回5時間)
		(週1日・1回6時間)	(週1日・1回7時間)	(週1日・1回8時間)
対象校	122 小学校	(年間10時間)	(年間18時間)	(年間36時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

福井県教育委員会が策定した活動方針に関する指針「スクールカウンセラーの効果的な活用について」を、年度初めの教育相談業務担当者研修時に配付し、SCの職務の内容や校内における体制づくり等について職員会議等で情報共有を依頼している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SCによる教育プログラムを職員会議や長期休業時に実施している。また、SCの校内巡回、SCとTTによる授業、給食の時間を教職員と共有することで、生徒理解が進むことはもとより、SCの職務の理解促進にもつながっている。さらに、教育相談通信等により、SCの活動の周知を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者研修時）

（2）研修回数（頻度）

年3回（4月・8月・11月）

（3）研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議等

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校の教育相談担当等がグループになり、ロールプレイをして事例検討を行った。各々の立場について考えることができ、より良い連携の在り方について、理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置：有 3名（県教育委員会配置）

○活用方法

- ・県内を2地域に分け、それぞれが担当している。
- ・緊急の事案や困難な事案等に対応している。
- ・採用年数の短い（1年目・2年目）スクールカウンセラー等へのスーパービジョンを行っている。
- ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等

（6）課題

配置の拡大により、若いスクールカウンセラーの数が増えてきており、教育相談技術や保護者とのかかり方、教職員との連携等、経験豊富なスクールカウンセラーがもつ知識や技術の伝達が必要である。スクールカウンセラー同士の交流の機会や積極的にスーパーバイズを受けられる仕組みを構築したい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】登校渋りのある児童のための活用事例（①不登校、④友人関係、⑧心身の健康・保健）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

男児Aは、前学年でのクラス替えをきっかけに、登校渋りが始まった。原因は、仲の良い友達と離れたことや友人間でのトラブルと考えられた。SCを中心とした保護者との面談やケース会議を通して、医療機関の受信や教育支援センター（適応指導教室）の利用、ライフパートナー、心のパートナーとの学習活動につなげた。男児Aは、SCとの定期的なカウンセリングを継続し、担任や関係職員は、SCの助言をもとに男児Aの指導・支援について継続してチームで対応した。SCは、関係機関と連携を図りながら当該児童の見取りを行ったり、支援の方策を立てるなどして、専門的知見からの助言を行い、児童や保護者への適切な支援に繋がった。

【事例2】虐待が原因により児童養護施設で生活する生徒のための活用事例（⑬児童虐待）

＜SCの配置形態：拠点校配置＞

女子生徒Bは、保護者のネグレクトが原因で、児童養護施設に入所し、他市から転校してきた生徒である。転校してきた当初は、新しい生活環境に緊張した様子があり、SCが時々、行動観察を行っていた。転校から1か月ほど過ぎると、生活が安定し落ち着いてきたためか、自分のことを振り返ることが多くなり、女子生徒BからSCに面談の申し出があった。相談内容は、人間関係に恐怖感をもっていることなどであった。SCが話を聞き、励ましの言葉を伝えると、女子生徒Bは安心した様子だった。その後も、学級の友達のことや進路、施設内の人間関係、家族関係や過去の家庭環境など、女子生徒Bが不安に感じるたびに、面談を実施した。SCと面談することにより、その都度前向きに考えることができ、欠席することなく登校した。

【事例3】家事全般を担うなどストレスを抱える生徒のための活用事例（⑯ヤングケアラー）

＜SCの配置形態：拠点校配置＞

下校後、認知症の祖母の面倒を本人が看ているということで、自分のことが後回しになり、かなりストレスが溜まっている様子だった。保健室への来室も多く、余裕がない感じが見受けられた。1回目の面談から、堰を切ったかのように話していた。1時間話し、その後は、清々しい顔で教室へ帰っていく。自身でストレスがたまってきたと感じたら、面談を希望した。次回の面談の約束をしないと不安定になるほど、SCとの面談が心の拠り所となっていた。

【事例4】気がかりな生徒への対応の在り方についての研修会のための活用事例（⑰校内研修）

＜SCの配置形態：拠点校配置＞

様々な悩みを抱える生徒への対応にあたり、教員個人が問題を抱え込むことなく学校全体で組織的に取り組むことを目的として研修会を行った。ある生徒の事例に対して、グループに分かれて生徒の現状報告や課題の情報交換を行い、今後の対応の在り方について意見交換を行った。SCが各グループを回ってアドバイスをした。その後、SCがこれまでの事例や実践例などを交えて効果的な教育相談の在り方について講義を行った。

成果として、参加した教員は、児童生徒に接する際には、発達障害やうつ傾向をもつ児童生徒が増加しているという視点を常にもつことが求められていることをより具体的に理解していた。また、児童生徒の状態や欠席状況を把握し、学校内での共有だけでなく、小中学校間で連携して共有することの重要性も理解することができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校（単独校と拠点校）に対して、年度末に調査研究報告書の提出、および年２回（７月と１２月）活用状況調査（スクールカウンセラーへの評価を含む）の提出を願っている。また、スクールカウンセラーに対し、年２回（７月と１２月）自己振り返り調査を実施している。

成果として、学校で行われている定期的なグループ面接では、学校生活の不適應の初期発見、児童生徒の変容や人間関係の情報を得ることができ、問題行動等や不登校の未然防止に大いに役立っている。また、スクールカウンセラーは、専門的な知識をもち合わせており、教職員と異なる視点からのアドバイスがあり、生徒理解や生徒指導において、効果を発揮している。さらにケース会議や専門機関との連携に際し、助言はもとより、各機関を紹介したり、機関同士をつないだりと重要な役割を担っている。

<参考>

相談者数推移（実人数）

	児童・生徒 (実人数)	保護者 (実人数)	教職員 (実人数)	その他 (実人数)	計
２７年度	4,846	1,148	3,386	276	9,656
２８年度	7,011	1,162	4,611	390	13,174
２９年度	8,366	1,312	5,236	306	15,220
３０年度	8,529	1,461	5,933	353	16,276

県内の問題行動について【国公立】

■１０００人あたりのいじめの認知件数の推移

H27： ９．４件 H28： １１．５件 H29： １４．０件 H30： １８．７件 （全国４０．９件）

■いじめの解消状況推移

H27： ９７．０％ H28： ８６．５％ H29： ８３．１％ H30： ８１．３％ （全国８４．３％）

■１０００人あたりの不登校児童生徒の推移（小中のみ）

H27： ９．６人 H28： １０．３人 H29： １１．７人 H30： １１．６人 （全国１６．９人）

※平成２７年度～平成３０年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・小学校へのＳＣ配置拡充
- ・ＳＣの常勤化
- ・校内研修や教育プログラムへの活用

<課題の原因>

- ・社会環境の大きな変化に伴い、近年、小学校においては、多様な発達上の問題を抱える児童や社会性が未熟で他の児童とうまく関われない児童が多くみられるようになってきていること。また、家庭環境に恵まれず、貧困や児童虐待等の問題を抱えている児童生徒も多くみられるようになってきていること。
- ・ＳＣの人材や財源の確保

<解決に向け実施した取組>

- ・小学校段階で早期に心身のケアを施し、よりよく自立できる素地を形成するために小学校へのＳＣ配置を拡充
- ・ＳＣの有する専門知識や技能を生かした、教職員のスキルアップを図る取組の奨励

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・問題行動等や不登校未然防止のための児童生徒向けの教育プログラムや教職員向けの研修会の開催
- ・保護者が相談しやすい教育相談体制の構築

<課題の原因>

- ・児童生徒に、自殺予防教育を前提とした未然防止の教育プログラムや教職員の生徒理解の力を磨く研修会が十分に行われていない。
- ・保護者に対してＳＣや学校の相談体制の周知が不十分

<解決に向けた取組>

- ・学校の年間計画に、教育プログラムや教職員の研修会を位置づけ
- ・ＰＴＡ総会等や学校便り、ホームページを利用した保護者に対するＳＣの紹介や教育相談に関する周知

山梨県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り、もって教員の資質能力の向上に資することを目的としている。

（２）配置・採用計画上の工夫

令和元年度は、公立小学校（７５校）、公立全中学校（８０校）並びに県立高等学校（６校）に配置した。特に不登校生徒数が多い中学校区の１２学級以上の小学校には重点的に配置を行い、児童生徒理解、小中連携が一層図られるように工夫した。

また、スクールカウンセラーは、配置された当該校を担当するほか、地域や学校の実情により、当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができる。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

小学校 配置校 ７５校 配置人数 ５４人（うち準ずる資格 ６名） １日 ２～４時間×３５週

中学校 配置校 ８０校 配置人数 ４８人（うち準ずる資格 ５名） １日 ４～８時間×３５週

高校 配置校 ６校 配置人数 ７人（うち準ずる資格 １名） １日 ４時間×３５週

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

平成１９年にガイドラインを策定し、その都度、必要に応じて改訂を行ってきた。特に昨年度は、令和２年度の小学校への全校配置に合わせ、職能団体である臨床心理士会からの助言をいただきながら大幅な改訂を行った。

スクールカウンセラー研究協議会にて、改訂の経緯や趣旨について説明し、スクールカウンセラー及び学校の担当者と併せて読み合わせを行い、疑問点や追加すべき項目等を協議するとともに、活用上の留意点や効果的な活用について周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職を対象とした研修会において教育相談体制の充実について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用目的や意義などについて周知を図った。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

学校配置スクールカウンセラー任用者
要請訪問スクールカウンセラー登録者
配置校の教育相談担当者

（２）研修回数（頻度）

年３回（５月・１０月・１月） ※１月は大雪のため中止

（３）研修内容

第１回：いじめ問題の理解と対応について

第２回：山梨県の生徒指導の現状

第３回：活動のまとめ、学校における教育相談充実に係る連絡協議会の環流報告（資料提供）

（４）特に効果のあった研修内容

研修内容：いじめ問題の理解と対応について

- ・ いじめ防止対策推進法に関する「いじめの定義」の理解の徹底を図るとともに、法に基づいた組織的な対応を行う上でのスクールカウンセラーの役割について、事例をもとに研究協議を行った。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ ＳＶの設置（無）

（６）課題

- ・ スクールカウンセラー等の臨床経験や資格要件の内容が大きく違っており、実態やニーズに合わせた研修内容の設定が難しい
- ・ スクールカウンセラー同士の交流の機会を多くしたり、積極的にスーパーバイズを受けられたりする仕組みを構築したい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校状況改善のための活用事例（①不登校、⑩発達障害）＜拠点校配置＞

生徒Aは幼少期より発達の特性があり、小学校では医療機関との連携を行い、助言に基づいた対応を行ってきた。中学校においても医療機関や小学校との連携を継続してきたが、夏休み明けから遅刻や早退、欠席が目立ち始め、不登校状態となった。

学校において、SCや医療機関を交えてケース会議を開催し、保護者との信頼関係のある医療機関からSCへの相談を勧めることにより、家庭訪問による相談が実現した。

SCへの相談において、保護者からは育てにくさによる困り感、本人からは授業や学習に対する不安が話されていた。

その後も、定期的にケース会議を開催し、医療機関への受診状況、SCへの相談の内容、学校の状況などを共有し、複数の視点からアセスメントを行い、支援の方向性や役割、関わり方の頻度等を確認した。

2学期の途中からは、SCとの信頼関係が高まり、面接を楽しみにしている様子もうかがえ、SCの勤務日には登校できるようになった。

【事例2】虐待が疑われる児童のための活用事例（⑬虐待）＜拠点校配置＞

怪我が絶えない児童について、養護教諭から担任・学年主任に報告があった。

怪我について本人から担任や周囲の友だちへの相談がなかったことから、虐待の疑いの可能性も危惧されたため、第三者的な立場であるSCが対応することになった。

SCによる相談において、保護者からの身体的な虐待が確認されたため、学校は児童相談所への通告を行った。

SCによる本人への継続した心理的ケアを行うとともに、学校と児童相談所、自治体との連携により、保護者への対応を行った結果、保護者へのカウセンリングにもつながった。

その後も、学校と関係機関による連携による環境調整支援、SCによる心的支援を行っている。

【事例3】SNSを通じた性被害のための活用事例（⑮性的な被害）＜拠点校配置＞

インターネット上で知り合った他県の人物より、自身の身体の写真を送ってほしいと言われ、画像を送ってしまったことについて、養護教諭を通じて相談があり事実が発覚した。

本人の心情を察し、第三者的な立場のSCが心理的なケアにあたった。

【事例4】生徒向けのストレスマネジメント授業の活用事例（⑯教育プログラム）＜拠点校配置＞

D中学校では「心とからだのアンケート」を実施し、生徒のストレスについての現状把握を行った結果、ストレスが体調不良や欠席の状況に影響を及ぼし、対処法について理解不足であることが課題となった。

結果や課題をSCと共有し、朝の会や休み時間など、個人や学級、部活動などで日常的にストレスマネジメントができるようSCを講師として体験型授業を全学年で実施した。

授業前と授業実施2週間後にストレス症状のレベル状況について質問紙調査をしたところ、心に現れるストレス症状の値が低くなった。また、質問紙調査から、支援が必要な生徒に対し、カウンセリングを実施し、重症化する前の早期対応を行うことができた。

その後も、呼吸法や意識集中法をテスト前や部活動の大会前、行事の折にも行い、学校全体で心のセルフケアに努めている。

本授業を通して、生徒自らが身体の変調に気がつくようになるとともに、SCの役割や専門性について周知が図られ、相談を希望する生徒や保護者が増えている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーを計画的に配置した小学校と計画的に配置しなかった小学校では、令和元年度の不登校児童のうち、９０日以上欠席者の割合が５．４ポイント、出席日数１０日以下の割合が２．７ポイント、出席日数０日の割合が０．４ポイント、それぞれ小さくなる傾向があり、スクールカウンセラーの配置による効果が見られた。スクールカウンセラーを活用することで、不登校児童への家庭訪問による直接的な支援だけでなく、要因をアセスメントしたり、対応について助言したりする間接的な支援が行われ、不登校児童やその保護者を学校や社会につないでいることがうかがえる。

令和元年度	在籍児童数	不登校児童数	欠席９０日以上	出席１０日以下	出席０日
ＳＣ配置あり	23,680	189(0.8%)	92(48.7%)	21(11.1%)	8(4.2%)
ＳＣ配置なし	17,305	134(0.7%)	59(54.1%)	15(13.8%)	5(4.6%)

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 相談件数の増加により、１ケースあたりの相談の頻度が減少する傾向にある。
- ・ いじめや不登校への対応だけでなく、発達障害や家庭環境など、複数の悩みを抱える児童生徒や保護者への対応が必要であるため、時間数の確保に向けた予算措置が必要である。
- ・ 相談や支援を希望しない保護者への対応が困難である。
- ・ スクールカウンセラーが変わった場合の引継ぎ方法や進級、進学時の対応に課題がある。

<課題の原因>

- ・ 児童生徒や保護者が抱える悩みや背景はそれぞれ異なるため、スクールカウンセラーによる心理面でのフォローによる数値上の効果が明確とならない。
- ・ スクールカウンセラーの勤務頻度は週１回程度であるため、チーム学校の一員として活動することについて困難が生じている。
- ・ 県の配置基準や国庫補助割合により、配置規模に影響が及ぶため、スクールカウンセラーの職としての安定性が欠け、人材確保において困難が生じている

<解決に向け実施した取組>

- ・ 学区の学校数や学校規模、特別支援学級数など、幅広い視点から、問題行動や不登校の関連を精査し、配置基準の見直しを行った。
- ・ 学区単位を考慮した配置の拡充を図ることにより、小・中学校の連携を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 会計年度任用職員制度の適用に伴い、雇用の在り方や任用条件を整備するとともに、公務員としての資質について認識を一層高めていく必要がある。
- ・ スクールカウンセラーの臨床経験や資格要件の内容が大きく違っており、実態やニーズに合わせた研修内容の設定が難しい。
- ・ スクールカウンセラー同士の交流の機会を多くしたり、積極的にスーパーバイズを受けられたりする仕組みが必要である。

<課題の原因>

- ・ スクールカウンセラーが職として安定しない労働環境であること。

- スーパーバイザー制度についての知識が足りない。

＜解決に向けた取組＞

- 事業としてスクールカウンセラーが任用されているが、学校教育における必要性は高いため、人事上の定数としての任用について人事担当等と検討を行う。
- チーフスクールカウンセラーを配置し、その職務の在り方について検証し、必要性和効果について実証していく必要がある。

長野県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切且つ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・配置及び派遣により、県内全ての公立学校に対応
 - 全ての市町村立小・中・義務教育学校（小学校 358 校、中学校 182 校、義務教育学校 2 校）にスクールカウンセラーを配置した。
 - 全ての県立高等学校（82 校）および特別支援学校（18 校）には学校からの要請により教育事務所配置のスクールカウンセラーを派遣した。
 - 県立高校附属中学校（2 校）は母体高校の担当スクールカウンセラーが対応した。
- ・学校規模、児童生徒数、生徒指導上の課題等を考慮して各校の配置時間を決定

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

- ・小学校 : 79 人
- ・中学校 : 79 人
- ・義務教育学校 : 2 人
- ・高等学校 : 71 人（教育事務所配置の高等学校担当スクールカウンセラー数）
- ・特別支援学校 : 学校からの要請により教育事務所から派遣
- ・教育委員会等 : 1 人（県総合教育センター）

○配置校数

- ・小学校 : 358 校
- ・中学校 : 182 校
- ・義務教育学校 : 2 校
- ・高等学校 : 82 校（教育事務所からの派遣対応）
- ・特別支援学校 : 18 校（教育事務所からの派遣対応）
- ・教育委員会等 : 1 箇所（県総合教育センター）

○資格

（ア）スクールカウンセラーについて

- ① 公認心理師 10 人
- ② 臨床心理士 22 人
- ③ 精神科医 0 人
- ④ 大学教授等 0 人
- ⑤ ①② 2 つに該当する者 32 人
- ⑥ ①④ 2 つに該当する者 1 人
- ⑦ ②④ 2 つに該当する者 2 人
- ⑧ ①②④ 3 つに該当する者 2 人

計 69 人

(イ) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験をする者 0人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 25人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④ ①②2つに該当する者 6人

計31人

○主な配置形態について

- ・小学校 (週1回・各3時間)
- ・中学校 (週1回・各3時間)
- ・義務教育学校 (週1回・各4時間)
- ・高等学校 (週1回・各3時間)
- ・特別支援学校 (週1回・各1時間)
- ・教育委員会 (週2回・各4時間)

○勤務形態

- ・すべての県スクールカウンセラー（スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者）は非常勤職員
- ・県スクールカウンセラーの平均年間配当時間は約375時間
- ・県スクールカウンセラーと担当校で打ち合わせを行い、勤務日及び勤務時間を決定

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けて取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

- ・活動方針等に関する指針として「県スクールカウンセラー事業の実施の手引き」を作成し、すべての配置校、派遣校に送付した。
- ・4月の教育相談関係者連絡会議において、「県スクールカウンセラー実施の手引き」を資料として、すべての公立中学校・高等学校の教育相談担当者に対して説明を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

平成29年度に、スクールカウンセラーの活用を含む「チームとしての学校教育相談体制」を機能させるためのリーフレットを作成し、県内すべての学校に送付し、各学校での校内研修を促した。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

・教育相談関係者連絡会議	（年1回・4地区開催）	全員参加
・スクールカウンセラー地区別研修会	（年1回・4地区開催）	全員参加
・いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」	（年2回・4地区開催）	希望参加
・いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」	（年2回開催）	希望参加
・自殺予防に関する教員研修会	（年1回・2地区開催）	希望参加

（3）研修内容

- ・教育相談関係者連絡会議（4月）
 - 各学校担当者（教育相談コーディネーター等）と県スクールカウンセラーが参加。
 - 学校担当者との情報共有を通し、担当校の課題、支援計画について検討する。
- ・スクールカウンセラー地区別研修会（9月）
 - スクールカウンセラーの任務の確認及びスクールソーシャルワーカーとの協働体制構築を図る。
 - 事例研究を通して専門的資質の向上と均質化を図る。
- ・いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」（5月、10月）
 - 教育相談体制の充実に関わる県の施策及び本県における生徒指導の現状と課題についての確認。
 - いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に関わる研修を実施。
- ・いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」（6月、11月）
 - いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に関わる研修を実施。
- ・自殺予防に関する教員研修会（6月）
 - 自殺予防に資する取組を推進するための研修を実施。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・教育相談関係者連絡会議
 - 同地区の学校担当者と県スクールカウンセラーが一堂に会したことで、学校間どうしの配置日程調整や前年度の支援内容についての伝達、情報共有をすることが可能となり、事業を円滑に実施することができた。
- ・スクールカウンセラー地区別研修会
 - 経験年数の異なるメンバーで構成する小グループにおいて、現在進行形の事例を扱う事例研究を実施することで、子どもへの支援についての多角的な検討を行うことができた。現在スーパーバイザーを配置していない本県にとって、例年、貴重な研修の機会の場となっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置・・・無

（6）課題

スクールカウンセラー一人ひとりの専門的資質の向上とともに、支援の均質化が課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（①）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

- ・高校1年女子生徒（以下、Aとする。）は中学生のころより日常的な頭痛やめまいなどの症状があり、欠席、遅刻、早退が多かったため、中学3年時に医療機関を受診したところ、起立性調節障害と診断された。しかし、本人の希望で、その後継続的に受診することはなかった。
- ・高校入学後も同じ理由で早退や欠席することが多かったが、2学期に入ると、「教室がうるさくて入りたくない」、「学校の指導が厳しすぎる」と言ってパニックを起こすなど、過敏な反応をすることが多くなってきたため、10月より定期的にカウンセリングを受けた。
- ・スクールカウンセラーから医療機関への受診が勧められ、保護者からの後押しもあり県精神保健福祉センターを受診し、その後、服薬により症状は徐々に治まり、登校できる日数も増えた。
- ・12月、Aには別の疾患が見つかり、定期的に通院することを余儀なくされた。通院により欠席や早退が多くなったことで、「自分は級友からサボっていると思われているのではないか」と思い込むようになり、それに耐えられないと教員に訴えてきた。再度カウンセリングを受ける中で、スクールカウンセラーから早急な医療機関への受診を勧められ、神経内科を受診したが、体調と精神状態は安定には向かわず、登校できない日が続くようになった。スクールカウンセラーによる家庭訪問を行う中で、自分の現状について少しずつ理解できるようになり、自分の体調と相談しながら学習に取り組むことのできる通信制高校へ転学することを決めた。
- ・A及び母親のカウンセリングについては教頭及び教育支援係がとりまとめを行い、Aの状況、家族の様子について、特別支援委員会、学年会、職員会において教職員間の情報共有を行った。
- ・学校ではAと4回、母親と3回のカウンセリングを実施した。その後、Aが登校できなくなり、家庭訪問によるカウンセリングを3回実施した。
- ・Aはカウンセリングにより親や友人にも話せないことを話すことが出来るようになり、気持ちが落ち着く様子が見られた。また、カウンセリングを受けたことで精神的に安定し、将来について前向きに考えられるようになり、進路目標を見出すことができた。
- ・母親は、Aの不登校に対してどのように対応したらいいのかという不安を抱いていたが、スクールカウンセラーからの助言により気持ちが楽になったようである。

【事例2】貧困の問題のための活用事例（⑭）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学3年女子生徒（以下、Bとする。）が小学5年時に、日常的な父親の暴力が原因で両親が離婚。Bは母親に引き取られた。
- ・離婚後、母親は精神的な病を患ったことにより就業することができず、障害年金を受給し、生活保護を受けていた。
- ・母子の関係は良好とはいえず、食事は別々にとり、Bは自室にこもっていることが多かった。
- ・またBは、時折母親に反抗的な態度をとることがあり、母親は子どもの反応を恐れている部分があった。
- ・中学2年に進級した頃から、母親や学校での級友への心無い発言が激しくなり、多動的な行動も目立つようになってきたため、スクールカウンセラーによる継続的なカウンセリングを実施した。
- ・スクールカウンセラーから医療機関への受診を勧められ、受診したところ ADHD 傾向があると診断され、投薬治療を受けることになった。
- ・Bは絵画の才能に長け、その作品は何度も県レベル、ブロックレベルのコンクールで入賞しており、以前より中学卒業後は遠方にある「美術科」の設置されている私立学校への進学を強く希望していた。
- ・母親は、経済的な状況から私立学校への入学は無理と考えており、その原因となった離婚を踏みとどまらなかった自分、仕事に就くことができない自分を責め、精神状態は悪化していった。
- ・スクールカウンセラーと母親との面談から、母親が「できればBの希望を叶えてあげたい」と考えていることが判明。スクールカウンセラーからスクールソーシャルワーカーとの協働が提案され、学校はスクールソーシャルワーカーの派遣申請を行った。

- ・学校では、教頭、学級担任、養護教諭、進路指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがチームになり進路指導にあたり、報告・連絡・相談を密にして情報交換していくことを確認した。
- ・Bは私立高校の自己推薦入試に合格したが、期限までに納入金を支払うことが困難だったため、スクールカウンセラーが母親の許可を取り、スクールソーシャルワーカーへ状況報告と支援依頼を行った。その後、学校長間の相談により、3月末までの納入期限延長の許可を得た。
- ・その後も母親とスクールカウンセラーとのカウンセリングを定期的実施し、カウンセリング後には必ず学級担任との丁寧な情報共有を行った。
- ・スクールソーシャルワーカーは、Bと母親とともに市の社会福祉協議会（生活就労支援センター）を何度か訪れ、相談を進める中で、高校入学に必要な「教育支援金」と「県及び市の奨学金」の借用が可能となった。
- ・カウンセリングの継続、事情の好転により母親の状況が改善してきたので、主治医と相談の上、Bの中学校卒業後は進学先の私立学校の近くへ転居し、就労先を見つけることになった。
- ・当初より、Bと母親をスクールカウンセラーによる支援に早急につなぎ、定期的にカウンセリングを継続することによって、特に母親の精神的な負担が軽減された。
- ・スクールカウンセラーは、生活保護家庭の進路について、母親の心情に寄り添った支援をしつつ、Bと母親の意向をふまえた支援を行った。また、経済的な問題に関しても、スクールカウンセラーの助言により、すぐにスクールソーシャルワーカーと連携を図ることができた。
- ・母親と社会福祉協議会との間にスクールソーシャルワーカーが入ることにより、申請がよりスムーズに進み、教育支援資金、奨学金を借りることができた。その結果、生徒の希望を適えた進学が実現した。
- ・学級担任がBと母親に丁寧に寄り添い、且つ教頭、学級担任、養護教諭、進路指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがチームとして機能し、常に連絡を密に取りあえたことがよい成果へつながった。

【事例３】性的な被害支援のための活用事例（ ⑮ ）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学３年女子生徒（以下、Ｃとする。）は、事例が発生する１か月ほど前から、高校を中退した中学校時代の先輩２名、社会人男子３名と夜遅くまで遊び歩くようになり、学校へ登校する意識が希薄になってきていた。
- ・Ｃの家庭は母子家庭の娘一人で、母親は夜遅くまで仕事をしていたため、Ｃの夜遊びのことは知らなかった。
- ・事例の発生した日、Ｃは先輩とともに社会人男子３人とホテルで同宿、深夜、１人の男性から性行為を迫られた。抵抗したが着衣を脱がされ、拘束から逃れるために応じてしまった。
- ・翌日、Ｃの様子が普段と違うことに気づいたクラスメイトが学級担任に相談し、学級担任と養護教諭で、本人から事情の聞き取りを行った。
- ・Ｃは昨日のこと、今までのことを正直に打ち明け、涙を流して反省をしていたが、母親に知られること、警察への届け出、医療機関への受診を強く拒んだ。
- ・それ以降もＣは遅刻や欠席が多く、精神的に不安定な状態が続いた。そこで、日常的には学級担任と養護教諭で本人の心の動揺を聞き取りながら寄り添うことにし、その上で、専門的な心的ケアと自尊心の回復を目指し、スクールカウンセラーの派遣を要請した。
- ・初回のスクールカウンセラーによるカウンセリングの日時に登校することはできたが、Ｃは人見知りで大人に対して警戒心が強く、ひどく緊張している様子であった。
- ・しかしスクールカウンセラーの言葉掛けによってすぐに信頼感が生まれ、Ｃはスクールカウンセラーへ素直に話をするのができ、その中で、家に帰りづらいという気持ちを聞き出すことができた。
- ・スクールカウンセラーからは、Ｃの精神的な回復を考えると、母親にすぐに打ち明けることや警察への相談は強引に進めることができないという助言を得た。
- ・スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングを本人が強く希望し、そのことがきっかけとなって遅刻や欠席は減り、登校することができるようになってきた。

- ・スクールカウンセラーの働きかけで、被害内容を母親に打ち明けて相談することができ、そのことで帰宅しづらさが軽減された。
- ・生理を迎えたことやスクールカウンセラーによるカウンセリングにより心の回復が進み、進学に向けて意識が高まったことで、登校への意欲が強くなった。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（ ⑩ ）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・Ｄ中学校において、友人関係のトラブルや悩みや学業に係る悩みを理由とした新規不登校者が増加していることを鑑み、その抑止を目的とした教育プログラムをスクールカウンセラーとともに実施した。
- ・１年生、３年生を対象に学年単位で実施。
 - １年生・・・ ソーシャルスキルトレーニング
目的：人間関係を円滑にし、仲間の輪を広げることに役立つ「対人スキル」を身につける
内容：「相手を色々な面から知る」「明るい表情」「思いやりや気配り」
 - ３年生・・・ ストレスマネジメント
目的：試験や大会などの緊張場面で、持てる力を十分に発揮できるよう、「緊張ストレスへの自己対処法」を身につける
内容：「心とからだのつながり」「心を落ちつかせてみよう」「無駄な力の抜き方」「グループワーク」「模擬体験」
- ・「相手の立場に立って考えることの大切さがわかった。」「少しだけ人見知りを克服できた。」「プログラムで身につけたスキルを実際場で使ってみたい」等生徒の感想は良好であった。
- ・プログラムを実施したことにより、子どもたちにスクールカウンセラーの存在の認知が進み、自ら相談を申し出る姿がみられるようになった。

【４】成果と今後の課題

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○令和元年度 相談内容別、相談者別人数 (のべ人数)

- ・限られた時間の中で、児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリングをバランスよく実施
- ・学校からは、教職員との情報共有や支援に関わるコンサルテーションを丁寧に行うことによる効果が報告されている

相談内容 相談者	① 不登校	② いじめ問題	③ 暴力行為	④ 児童虐待	⑤ 友人関係	⑥ 貧困の問題	⑦ 非行不良行為	⑧ 家庭環境	⑨ 教職員との関係	⑩ 心身の健康保健	⑪ 学業進路	⑫ 発達障がい等	⑬ その他の内容	相談者 合計
児童生徒	2226	218	33	26	3540	4	75	1887	215	3304	1812	1268	2384	16992
母親	2386	69	25	5	408	7	214	756	104	1134	515	1200	597	7420
父親	157	6	2	0	14	0	6	57	1	51	27	84	45	450
教職員	886	42	16	16	297	3	18	238	98	870	343	797	1293	4917
その他	28	2	0	0	3	2	2	56	2	14	11	13	261	394
内容別合計	5683	337	76	47	4262	16	315	2994	420	5373	2708	3362	4580	30173

相談内容：不登校：約 19% 心身の健康保健：約 18% 友人関係：約 14% 発達障がい等：約 11% 家庭環境：約 10%

相談者：児童生徒：約 52% 保護者：約 29% 教職員：約 18%

○相談者 (のべ人数) の推移 (H29～R1)

- ・令和元年度は、3月の休校の影響で、相談延べ人数が前年度に比べ若干減少
- ・児童生徒の相談者数、小学校、高等学校の相談者数は年々増加

相談のべ人数の推移 (相談者別) [人]

	H29	H30	R1
児童生徒	14,534	16,461	16,992
保護者	7,072	7,935	7,870
教職員	5,600	5,697	4,917
その他	417	435	394
合計	27,623	30,528	30,173

相談のべ人数の推移 (学校種別) [人]

	H29	H30	R1
小学校	9,435	12,106	12,158
中学校	13,015	13,089	12,380
高等学校	5,056	5,084	5,282
特別支援学校等	117	249	353
合計	27,623	30,528	30,173

○会議、研修会、講演会等の人数と回数 (H29～R1)

- ・スクールカウンセラーがチーム学校の一員であるという意識の浸透が進んでおり、学年会・職員会へ参加し、教員に対して専門的立場からの助言を行う機会が年々増加

対象者・参加者		H29		H30		R1	
		人数 [人]	回数 [回]	人数 [人]	回数 [回]	人数 [人]	回数 [回]
1	生徒指導に関する会議	4,692	1,498	5,273	1,417	3,891	1,245
2	学年会・職員会	473	55	1,693	200	788	146
3	校内等の研修会	1,646	56	3,184	111	2,174	97
4	講演会・集会	6,515	61	12,283	136	13,177	137
5	授業中の参観・観察	34,951	1,688	46,744	2,079	53,714	1,953
合計		48,277	3,358	69,177	3,943	73,744	3,578

(２) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度 (平成 30 年度実践活動事例集) に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・スクールカウンセラーの確保。
- ・スクールカウンセラーを活用した「予防的な取組」「早期発見の取組」「SOSの出し方に関する教育」の推進。
- ・不登校児童生徒に対する、子どもの居場所における相談体制の構築。

＜課題の原因＞

- ・県内における公認心理師、臨床心理士の人材不足。

- ・不登校在籍比の増加。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・スクールカウンセラーを活用した「予防的な取組」「早期発見の取組」を県内 25 校においてモデル実施。
- ・学校以外の子どもの居場所における支援を令和元年度より開始。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・スクールカウンセラーの計画的な任用
- ・県境地区を担当できるスクールカウンセラーの確保。

＜課題の原因＞

- ・県内における公認心理師、臨床心理士の人材不足。

＜解決に向けた取組＞

- ・年に 2 回、県の心理士協会との懇談の場を設け、スクールカウンセラー事業への協力を要請している。
- ・公認心理師養成コースを設置している 2 大学から学生実習を受け入れ、県スクールカウンセラー業務の紹介を行う。

岐阜教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等の生徒指導上の問題への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、生徒指導上の問題への早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。（岐阜県スクールカウンセラー事業実施要項より）

（2）配置・採用計画上の工夫

■小・中学校配置について

- ・県内全中学校を拠点校として、各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。
- ・各中学校区を、教育相談ニーズから「重点校区」「配置校区」に分け、「重点校区」にはスクールカウンセラーに加え、スクールカウンセラーに準ずる者（以下スクール相談員）を配置した。
- ・令和元年度より、全小学校に年間2回12時間の配置拡充。SCの「顔の見える紹介」と「人間関係形成の集団指導」の実施を進め、不登校などの児童生徒が抱える諸課題への未然防止、早期支援につなげた。
- ・市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用されるようにした。

■公立高等学校・特別支援学校配置について

- ・1回2時間を原則とし、月1回～3回、全ての公立高等学校及び特別支援学校へスクールカウンセラーを配置した。
- ・県外募集校11校に対して、通常配置に加えて年9回配置した。
- ・配置回数にSCを活用した校内研修1回の実施を含む。

■教育委員会等配置について

- ・1回4時間を原則とし、週3日配置した。
- ・岐阜県教育支援センター「Gープレイス」に配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

■配置人数（述べ人数）

[スクールカウンセラー]

中学校区 : 109人
高等学校 : 47人
特別支援学校 : 16人
教育委員会等 : 4人
SV専任 : 3人

[スクール相談員]

中学校区 : 60人

■資格（延べ人数）

[スクールカウンセラー]

① 公認心理師 89人
② 臨床心理士 117人
③ 大学教授等 6人

[スクール相談員]

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人（①②に該当する者は①とする。）
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 51人

■配置校数

小学校 : 368校
中学校 : 177校うち98校にスクールカウンセラーに準ずる者を配置（拠点校配置）
高等学校 : 66校（単独配置）
特別支援学校 : 22校（単独配置）
教育委員会等 : 2箇所

■主な勤務形態・配置形態について

【小・中・義務教育学校】勤務時間：1回6時間

学校規模、教育相談ニーズ等に応じて5段階の配置

重点校区A（15校区）	スクールカウンセラー 週2回	スクール相談員 週1回
重点校区B（40校区）	スクールカウンセラー 週1.5回	スクール相談員 週1回
重点校区C（43校区）	スクールカウンセラー 週1回	スクール相談員 週1回
配置校区A（35校区）	スクールカウンセラー 週1回	
配置校区B（44校区）	スクールカウンセラー 週0.5回	

【高等学校】勤務時間：1回2時間

学校規模、教育相談ニーズに応じて3段階の配置

年間28回・・・8校
年間19回・・・21校
年間10回・・・37校

【特別支援学校】勤務時間：1回2時間

年間10回・・・22校

【教育委員会等】勤務時間：1回4時間

教育事務所 年間35回
総合教育センター 週3回

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・年度当初に、教育相談担当者、スクールカウンセラー等及びスクールソーシャルワーカーへ「SC、S相及びSSW活用ハンドブック～SC等やSSWの連携による教育相談体制の充実を図るために～」を配布した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・SC等連絡協議会において、各校の教育相談担当者、市町村（組合）教育委員会 教育相談担当者に対して、事業概要や重点施策に係る講話を実施。
- ・教職員対象経年研修「教育相談」の講座において、教育相談体制の充実に向けてSC及びSSW専門スタッフの参画について周知。
- ・高校、特別支援学校担当者会議において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を促進。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

- ①スクールカウンセラー等連絡協議会
 - ・各小・中学校 教育相談担当者
 - ・スクールカウンセラー、スクール相談員
 - ・各市町村（組合）教育委員会教育相談担当者
- ②スーパーバイザーによるスクールカウンセラー個人面接
 - ・スクールカウンセラー

（２）研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー等連絡協議会を、年間１回（４月～５月）県内６教育事務所において開催。
- ②スクールカウンセラー個人面接を、スクールカウンセラーとしての勤務３年未満の者は年２回、３年以上の者は年１回実施。

（３）研修内容

- ①スクールカウンセラー等連絡協議会
 - ・スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続きについて
 - ・教育相談担当者、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
 - ・各教育事務所管内の不登校の現状と課題
 - ・スーパーバイザーによる講話、演習
 - ・各中学校区別連絡会
- ②スクールカウンセラー個別研修
 - ・児童生徒理解のあり方
 - ・児童生徒、保護者への教育相談の手法
 - ・教職員への支援・助言の在り方
 - ・その他教育相談に関して必要と認められるもの

（４）特に効果のあった研修内容

- ・年度当初に連絡協議会を行い、スクールカウンセラー等、教育相談担当者、市町村教育委員会担当者が本事業の共通理解を図ったことは、本事業を円滑に進めていく上で大変有意義であった。
- ・スーパーバイザーによる個人面接では、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

■ＳＶの設置（☒有・無） ６教育事務所に７名配置

■活用方法

- ①スクールカウンセラーに対する指導・助言
〔活用の場〕スクールカウンセラー等連絡協議会、スクールカウンセラーへの個別研修
- ②県内の活動状況のとりまとめ、事業の方向性等についての検討
〔活用の場〕スクールカウンセラーＳＶ連絡協議会（年２回開催）
- ③児童生徒の抱える課題解決を図るために必要と認められること
〔活用の場〕教育事務所や市町村（組合）教育委員会、学校等の主催する教育相談に関する研修
学校でのコンサルテーション等

（６）課題

- ・スクールカウンセラー等の配置拡充に伴い新規スクールカウンセラー等が増加しており、県内のスクールカウンセラー等の力量に差があることは否めない。スクールカウンセラー等の専門性の向上に資する研修について検討する必要がある。
- ・スクールカウンセラー等に求められる学校現場のニーズに応じた研修内容を検討し、ＳＣ等連絡協議会において研修を企画する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】不登校児童への支援に関する活用事例（①④）＜拠点校配置＞

〔概要〕

2年生から登校ができなくなったA男に対し、スクールカウンセラーを中心に、ほほえみ相談員（市費のカウンセラーに準ずる者）、教育相談担当や担任等が連携して働きかけた結果、4年生4月から徐々に教室外登校を始め、教室で学ぶことができるようになった。

〔経過・対応等〕

A男は2年生2学期から登校ができなくなった。

4年生4月、家族の希望で特別支援学級へ入級。4月当初は教室へ入りづらい様子だった。スクールカウンセラーが給食時に声をかけ、教室へ入ることができた。

A男に対し、スクールカウンセラーとの面談を1か月に2～3回実施。スクールカウンセラーは、面談により把握したA男の様子を、ほほえみ相談員、教育相談担当や担任と情報共有し、コンサルテーションを行った。スクールカウンセラーからの「スケジュールが立っていると本人が安心でき、登校しやすくなる。」という提案を受け、1週間の大まかなスケジュールや、登校した日の流れを作成した。また、A男の気持ちを尊重しながら興味のもてる活動を計画することで、登校を支援した。

スクールカウンセラーを中心に関係者が連携をしてAに寄り添い、支援した結果、A男の登校の状況が好転した。

【事例1-2】教育相談体制の充実に向けた活用事例（①②④⑥⑧⑨⑪）＜S Cの配置形態：拠点校配置＞

〔概要〕

教育相談コーディネーターが中心となり、スクールカウンセラーを活用して教育相談体制の充実を図った取組

〔取組〕

・小中合同教育相談会の開催

スクールカウンセラーが小中合同教育相談委員会に参加することで、学校側の教育相談体制を理解し、円滑な相談活動実施へとつながった。

個別の支援を必要としている児童生徒について、本人、担任、保護者などの面談や、授業参加などでの観察を基に、スクールカウンセラーの指導助言により、個に応じた支援を検討した。

・小中合同職員研修会の開催

スクールカウンセラーを講師として「SOSの受け取り方」と題し、事例を元に対応を学んだ。

・スクールカウンセラーの見立てと支援にかかわる助言

定期的にケース会議を開催し、生徒への支援を検討した。スクールカウンセラーが面談により把握した保護者の希望、生徒の実態から支援にかかわる助言をした。スクールカウンセラーの助言により、医療機関につなぐことができた。

ハイパーQ Uテストと教育相談アンケートの結果をスクールカウンセラーと共有し、支援にあたった。

・生徒全員を対象とした面談の実施

生徒全員がスクールカウンセラーと面談する機会を設けた。面談を経験したことで、必要な時に相談しやすい状態をつくることができた。また、面談内容について教師と共有することで、生徒理解を深め、生徒指導や支援をする際に役立てることができた。

【事例2】 ⑬児童虐待、⑭貧困の問題に関して記載できる事例はない。

【事例３】性的な被害を受けた生徒、保護者への心のケアに関する活用事例（⑮）＜拠点校配置＞

・家庭内における性的被害

女子生徒が学級担任に、実兄に身体を触られたことを相談した。担任はスクールカウンセラーに伝え、スクールカウンセラーから助言を受けた。

家庭への介入も必要であるため、子ども相談センターと連携し対応した。当該生徒の心身の安定を図ることができた。

・男子生徒に身体を触られた相談

女子生徒母より、女子生徒が男子生徒に身体を触られたことを相談があった。スクールカウンセラーが教育相談主任とコンサルテーションをする。

スクールカウンセラーの助言により被害生徒及び保護者への心のケアと見守り体制を整えた。また、加害者生徒及びその保護者への指導についても具体的な示唆を受け、対応した。

スクールカウンセラーとのコンサルテーションにより、生徒への心のケアを考えた対応ができた。

【事例４】義務教育学校における教育プログラム実施のための活用事例（⑯）＜拠点校配置＞

〔概要〕

義務教育学校において学年に応じて「ＳＣとの顔の見える紹介と人間関係形成の集団指導」の授業を実施。

〔取組〕

・年度当初のＳＣとの顔の見える紹介と人間関係形成の集団指導

年度当初に１～４年生の低ブロック、５・６年生の中ブロック、７～９年生の高ブロックに分かれて「ＳＣとの顔の見える紹介と人間関係形成の集団指導」を実施。児童生徒が仲間のことを知る、困ったときに相談しやすい関係づくりを進める機会となった。

・人間関係促進のための集団指導

４年生から８年生の各学級で、人間関係促進のための集団指導を実施。自分も相手も大切にする「アサーション」の授業を行い、自分と価値観が異なる人たちと互いに尊重し合うコミュニケーションスキルについて学習した。

これまでの自分を振り返って、自分の思っていることをなかなか言えなかったことや、相手の考えを聞かずに自分の思いを通していた自分に気づき、今後の行動について考える機会となった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和元年度 相談内容別、相談者別人数（述べ人数）を次の表に示す。

平成３０年度の相談者合計３４，２３０名に比して、令和元年度は３７，４８４名と３，２５４名増加している。【表２②参照】

相談者数の学校別人数の推移をみると、校種を問わず相談者数が増加。スクールカウンセラーの活用が進んでいる。【表２①参照】

また、相談内容⑩心身の健康保健の相談者数が増加している。各校から提出されるＳＣ等活用事業実施報告書によると、不眠、自傷行為、リストカット等の行為に顕在化された相談や、新しい環境に馴染めないことによる情緒の不安定さ、自己肯定感の低下等の心身の不調等に係る相談があった。スクールカウンセラーの的確な見立てと適切な対応が必要とされる相談内容である。心身の健康にかかわる相談の中で、言語化できない不安や悩みを初期段階で傾聴することによって不登校に陥らずに済んだという好事例の報告があった。

相談者数の増加、相談内容別相談人数の内訳、実績報告書より、各校においてＳＣ等の活用が進んだと捉える。

【表 1：令和元年度相談内容別・相談者別人数（述べ人数）】

相談者 相談内容	① 不登校	② いじめ問題	③ 暴力行為	④ 児童虐待	⑤ 友人関係	⑥ 貧困の問題	⑦ 非行不良行為	⑧ （④、⑥を除く） 家庭環境	⑨ 教職員との関係	⑩ 保健身の健康	⑪ 学業・進路	⑫ 発達障害等	⑬ その他の内容	相談者 （人）合計
児童生徒	2,493	178	49	55	2,232	3	73	1,803	199	4,581	1,168	1,212	1,392	15,438
保護者	3,233	35	48	11	279	0	30	705	98	1,455	303	1,456	214	7,867
教職員	3,672	176	74	85	1,085	0	90	1,379	249	3,104	625	2,366	1,104	14,009
その他	64	0	0	0	15	0	4	18	5	39	5	6	14	170
合計	9,462	389	171	151	3,611	3	197	3,905	551	9,179	2,101	5,040	2,724	37,484

平成 28 年度から令和元年度までの相談人数の推移を次の表に示す

【表 2 ①：学校種別相談者数の推移（人）】

	H28	H29	H30	R1
小学校	9,707	12,220	13,143	14,975
中学校	14,242	18,203	17,964	18,562
義務教育学校		125	70	344
高等学校	1,360	2,263	2,494	3,001
特別支援学校	296	486	559	602

【表 2 ②：相談者別相談人数の推移（人）】

	H28	H29	H30	R1
児童生徒	12,733	12,806	13,000	15,438
保護者	7,863	7,449	7,193	7,867
教職員	4,842	12,691	13,943	14,009
その他	167	351	94	170
合計	25,605	33,297	34,230	37,484

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・問題行動調査により、いじめられた児童・生徒の相談状況として、「誰にも相談していない」と回答する児童生徒がいる。つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ機会が必要である。児童生徒が、命や暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいかを具体的に学ぶことができるよう、スクールカウンセラーを活用した「顔の見える紹介・人間関係形成に関する集団指導」「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進する。

<課題の原因>

- ・児童生徒の抱える生活上の諸課題が深刻化しており、スクールカウンセラーの活用は問題解決的教育相談に重点が置かれる。

<解決に向け実施した取組>

- ・令和元年度より、「顔の見える紹介と人間関係形成の集団指導」「ＳＯＳの出し方に関する教育」を目的としてスクールカウンセラーを全小学校へ年 2 回 12 時間配置。
- ・「ＳＣ・Ｓ相及びＳＳＷ活用ハンドブック」の配布、ＳＣ等連絡協議会における各校教育相談担当者への周知、不登校対策主事会にける取組の交流により促進。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラー等の配置時間拡充に伴い、新規の採用者が増加している。教育相談体制の充実に向けてスクールカウンセラー等の専門性の向上が課題。
- ・学校とスクールカウンセラー等との連携が必要である。限られた配置時間の中で、スクールカウンセラー等の効果的な活用を進め、連携して教育相談の充実を図ることが課題。

<解決に向けた取組>

- ・スクールカウンセラー等の専門性の向上に向けた研修について検討する。
- ・「ＳＣ・Ｓ相及びＳＳＷ活用ハンドブック」に取り組み事例を紹介し、「顔の見える紹介・ＳＯＳの出し方に関する集団指導」「教育相談体制の充実に向けてスクールカウンセラーの活用」の推進を図る。
- ・不登校対策指導主事会においてスクールカウンセラー等活用事例を共有し、管内の学校に対して指導助言する。

静岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かして学校における教育相談機能を高め、問題行動や不登校等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

ア 小・中学校

原則として中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置している（小中連携型）。小学校で関わったスクールカウンセラーと中学校でも関わりを持てるようにすることで、子どもや保護者に大きな安心感を与え、「学区のスクールカウンセラー」として、小・中学校9年間を見通した支援ができるようにしている。

問題行動等への早期対応を図るため、学校規模（児童生徒数）に応じて配置時数を細かく定めている。特に近年は、小学校への配置時数拡充を図っている。

採用については、県教育委員会がホームページにて選考・登録案内を掲載して募集を行い、新規任用希望者は面接により選考する。継続任用希望者は、勤務校の学校長による勤務評価等を基に判断する。

イ 高等学校

不登校を始め、悩みを持つ高校生や保護者の相談等に適切に対応するため、県内28校（単独校20校、拠点校4校、重点巡回対象校4校）にスクールカウンセラーを配置している。1拠点校当たり年間135時間の業務を行う。このうち、重点巡回校が指定されている4拠点校においては、年間20時間を重点巡回校への派遣に充てる。また、各拠点校は年間35時間までは他の県立高等学校からの要請に応じた派遣に充てることができる。

ウ 特別支援学校

拠点校を定め、全38教場へ派遣している。カウンセラーの担当する範囲が広く、相談件数も地域差がある。

採用に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として必要な採用条件の他、志願資料や面接等で特別支援学校該当児童生徒等についての知識や対応の経験等を確認した上で選考する。心理面だけでなく、障害についての理解も必要となるため、人材確保が課題である。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小・中学校	： 126人（義務教育学校を含む）
高等学校	： 28人
特別支援学校	： 11人

○配置校数

小学校	： 317校
中学校	： 172校（義務教育学校を含む）
高等学校	： 28校
特別支援学校	： 12校（拠点校方式。38全ての教場に派遣。）

○資格

＜スクールカウンセラー＞

- ① 公認心理師 ： 15人
- ② 臨床心理士 ： 68人
- ③ 大学教授 ： 4人
- ④ ①、②に該当 ： 13人
- ⑤ ②、③に該当 ： 2人
- ⑥ ①、②、③に該当 ： 1人

＜スクールカウンセラーに準ずる者＞

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 ： 1人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 ： 48人
- ③ ①、②に該当する者 ： 13人

○主な配置形態

＜単独校＞	3中学校	（月3日・1回7時間）
＜拠点校＞	169中学校	（月3日・1回7時間）
	20高等学校	（週1日・1回4時間）
	12特別支援学校	（週1日・1回6時間）

＜対象校＞ 317 小学校 (月2日・1回7時間)
4 高等学校 (年20時間) ＊重点巡回校
38 特別支援学校 (週1日・1回6時間) ※分教室1含む

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ア 小・中学校

4月に「スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会」を開催し、基本方針や事業内容の概要について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達している。

協議会の中では、業務内容、相談体制の充実、小・中学校の連携、市町教育委員会の連携等を、基本方針として伝達している。また、活動内容の詳細は、Q&A集として示し、周知を図っている。

イ 高等学校

県スクールカウンセラー派遣事業実施要項を定め、すべての県立高等学校に周知している。

ウ 特別支援学校

実施要領を作成し、趣旨や実施内容、カウンセラーの職務等を通知することで、心理専門員を効果的に活用する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

ア 小・中学校

生徒指導担当者連絡会の行政説明の中で、児童生徒の問題問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題についての現状を伝え、スクールカウンセラーの効果的な活用を呼び掛けている。

イ 高等学校

生徒指導主事研修会の所管事項説明で事業について取り上げ、周知している。

ウ 特別支援学校

カウンセラーによる相談計画を教員や保護者へ周知し、カウンセリングの希望を取る。

教員に対し、各校で適宜、カウンセラーが関わった事例（概要）を紹介したり、生徒理解のための校内研修を実施したりする。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- | | |
|----------|--------------|
| ア 小・中学校 | 全スクールカウンセラー等 |
| イ 高等学校 | 未実施 |
| ウ 特別支援学校 | 全スクールカウンセラー等 |

(2) 研修回数（頻度）

- ア 小・中学校
- ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会（年1回 全員対象）
 - ・スキルアップ研修会（年2回 1、2年目＋希望者対象）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会（年1回 全員対象）
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会 年1回

(3) 研修内容

- ア 小中学校
- ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会
基本方針や事業内容の概要について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達するとともに、中学校区ごとに本年度の勤務計画を立て、本事業の推進を図る。
（本事業の概要説明、事務手続きの説明、中学校区別分散会等）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会
経験の少ないスクールカウンセラー等が、職責を自覚し、学校での勤務の在り方や心構えについて理解を深め、資質の向上を図る。
（講話「学校が求めるスクールカウンセラーの活動と資質」、スクールカウンセラーが行う校内研修について、スーパーバイザーによるグループスーパービジョン等）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同スキルアップ研修会
学校現場において問題を抱える子どもに対して、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが協働して効果的に支援することができるよう、互いの専門性、協働支援の手立て等を研修する。
（講話「関連機関との連携について」、グループワーク「アセスメントシートを基にした模擬ケース会議」等）
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会
重篤な問題行動や不登校等による、カウンセリングが有効な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応する教育相談機能を高めるため、事業についての理解、相談体制についての協議、事例検討等を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア 小・中学校
- ・年度当初に連絡協議会を行い、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者が顔を合わせ、本事業の共通理解を図れたことは、本事業を円滑に進めていく上で大変有意義であった。
 - ・各種講話を通して、スクールカウンセラー等の専門性を高めることにつながった。
 - ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョンを通して、日頃の悩みを解決する一助となった。
 - ・スクールソーシャルワーカーとの合同研修会を開催したことで、互いの役割、専門性について理解するとともに、学校現場での協働に関してのイメージを深めることができた。
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・相談体制や対応困難事例等の検討を通して、障害特性に応じた支援、教職員等との連携など、解決に向けた方策や成果、課題を共有することができた。
 - ・各地域の情報や取組、支援リソースを知る機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ア 小・中学校
- SVの設置の有無 有（4人）
 - 活用方法
 - ①年間6回行われるスクールカウンセラー等活用事業検討会議において、担当指導主事とともに各研修会の内容等を検討し、本事業の推進について助言する。
 - ②各研修会において、スクールカウンセラー等に対する講義やグループスーパービジョンを行う。
- イ 高等学校
- SVの設置の有無 無
- ウ 特別支援学校

○SVの設置の有無 無

(6) 課題

ア 小・中学校

- ・経験が不足しているスクールカウンセラー等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、研修の機会をこれ以上増やすことが難しいため、個々の自己研鑽に委ねる部分が多い。

イ 高等学校

- ・研修会を実施していないため、スクールカウンセラー同士の情報交換や資質向上に向けての対策を考える必要がある。
- ・小学生、中学生と高校生とでは、アプローチの方法が異なる場合もあり、地域によっては適切な人材が確保できないケースもある。

ウ 特別支援学校

- ・協議会の回数を増やすことが難しいため、カウンセラーが学びたい内容、情報交換したい内容を議題としたい。
- ・研修会で上がった課題や対策等について、各校に周知し、共有していくことが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

小・中学校

【事例1】発達障害等のための活用事例（⑩）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

Aは小学5年まで成績優秀で、相手に臆することなく正しい意見を言うことから、教室内で高い評価を得ていた。時々、対立する意見が出た際に、自分の意見を曲げることができず、相手に対して適切なトーンで主張できない場面も見られたが、他の児童や教員が気になるほどではなかった。家庭では、意見の対立について不満をこぼすことがあり、しばしば登校を渋り、休むこともあった。

小学6年になりクラスのまとめ役を任された際、Aは気が重かったがそれを強く主張できずに引き受けることとなった。その後しばらくして、他の児童に意見や注意をしても聞いてくれない、との不満から不登校状態になった。Aは知的能力が高いものの、共感的な他者理解、自分の気持ちを感じ取ること、臨機応変な対応などが苦手であった。SCから保護者へその旨を伝えたところ、年の離れた姉も似ていること、専門機関でグレーゾーンと言われたが特別な対応はなされなかったこと、通信制高校への通学ができていることなどから、Aの専門機関への関わりには否定的だった。

Aは小学校へは行けないまま中学生となり、最初の一か月は登校して教室での学習をしたものの、些細な友人とのやり取りが元となり、再び不登校状態となった。以降、Aは「教室でやることは無理」と言い、教室へ行くことなく卒業した。

Aは「学習はすればできるが、していないからできない。友達とも交流しようと思えばできるけど、面倒くさいからしない。」など、自分のできないことを直視できず、すべてが自分の意志で選択していることだから問題はない、と考えていた。それでも時々、「このままではいけない、どうにかしないといけない。」との言葉も出て、他者とのコミュニケーションを図ろうとしたものの、うまくいかずに「やっぱりいい。」と自分のプライドを守ることへと舵を切ってしまうことが繰り返されていた。

SCは、Aが他者との関係を閉じてしまわないよう、SCとの関係維持を一番に考えるとともに、Aのもつ他者との関係の取れなさを、カウンセリングの中で修正すること、不安になった際に安定を図ることを目的として関わった。結果、Aの性格傾向には大きな変化はなかったものの、成長とともに多少の融通が利くようになり、他者とのコミュニケーションも意欲は維持できているようになった。

Aは通信制の学校（いわゆるサポート校）の受験、進学をした。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）＜SCの配置形態：対象校配置＞

小学3年男子、小学5年女子、小学6年女子は姉弟。どの子も、学校へは毎日登校し、友人関係はおおむね良好で、多動やこだわり等の発達の偏りはなく、学習面も中程度であった。ただ、全員いつも洗濯されていない同じ服を着ており、髪もべたべたで匂う状態であった。筆記用具や身の回りの持ち物が減ったり古くなったりしてもなかなか新調されないなど家庭環境に心配な点があった。

両親は健在で二人とも仕事をしているが、給食費等学校への支払いが滞っている。PTA活動には参加しないことが多い。持ち家一戸建て住宅だが、いわゆるゴミ屋敷状態で、家の中だけでなく家の周りもゴミで埋まっていて近所でも有名であった。母親はうつ病で通院中という噂で、家庭訪問の日は父親が対応するが、家の中へは入れてくれず玄関先で立ち話をする程度であった。これまでの担任や学校の管理職が家の状態や子どもたちの衛生状態のことを改善できないかやんわりと話しても激昂してしまうため、ここ1～2年ほどは学校からはアプローチせず、市の子育て支援課に対応を任せている状態だった。それを除けば、子どもたち3人は学校では特に問題はなく生活できていた。

SCは赴任してこの状態に違和感を持ち、校長と話をしたが、校長としてもどう打開したらいいかわからない、市の子育て支援課とは連絡を取っているが、毎回「訪問したが親には会えなかった」という報告しか来ないと悩んでいた。そこでSCは学校と子育て支援課とのケース会議を校長に提案、しばらくして実現することになった。すると折良く、近隣住民から児相にこの家のネグレクトの通報が入った。児相にはこれまでこの件について子育て支援課からの報告がいつておらず、児相からもケース会議に参加してもらえないことになった。

ケース会議は、児相から2名、子育て支援課から2名、小学校は校長、教頭、教務、養護教諭、3人の各担任、SSW、SCが出席した。それぞれの立場から情報を報告しあうと、子育て支援課職員もこの親へのアプローチがうまくいかず悩んでいることがわかった。今後の方針として、学校と家庭との関係を悪くできないため家庭へのアプローチはこれまで通り子育て支援課が行うが、通報が入っている以上児相も関与する必要があるということで、今後は児相も子育て支援課をバックアップしながらこの家庭を訪問し、うまくいけば親への指導を行うということだった。学校は子どもたちがこれまで同様学校生活を維持できるよう見守っていく方針の下、SCは3人と定期的に面談して家庭内の状況や本人たちの状態を把握していくことになった。

その後家の状況は大きくは変わらないものの、関係各所が定期的に集まってケース会議の機会を持つことができるようになり、子どもたちに何かあれば各所がすぐに対応できる体制を整えることができた。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩）＜SCの配置形態：対象校配置＞

校内教育相談部会の中で、学年主任より「年末に転入してきた中学生男子Aが、1週間登校したのみで冬休み明けから欠席が続いている」と報告があった。Aは、もともと活発で成績も良かったが、小学校高学年より欠席がちとなり、前籍校ではほぼ不登校であった。そのため、担任は心配していたものの、転入後1週間で緊張もほぐれ、休日に遊びの約束をする友人もできていたため、担任はひとまず安心して冬休みに入ったとのこと。

担任は、A及び欠席連絡をしてきた母親が不安定であったことから、学年主任と共に家庭訪問をした。その後、担任が父親に連絡をとったところ、「母親はA出産後から不安定になりがちで時々受診もしていたが、Aが登校できれば母親も元気になるので一日も早く登校させたい」とのことであった。

教育相談部会では、今後の支援について話し合った。SCからは、ケースの見立てとともに「登校を促す働きかけばかりではなく、ヤングケアラーとして過ごしてきた可能性を視野に、母親の医療的ケアが継続できるような支援の重要性」についての指摘があり、役割分担や関係機関との連携についても具体的に話し合った。

母親は、家庭児童相談室に相談に行くとともに、SSW・SCとの面談を経て、当初抵抗のあった医療機関を受診・服薬することができた。1ヶ月半後、家庭児童相談員を含めたケース会議を学校で開催し、あらためてヤングケアラーに生じがちな不安についての共通確認を行い、またそれぞれの役割分担や今後の連携の仕方について話し合った。その後、Aは連続での登校や欠席を繰り返したが、担任との信頼関係が徐々に進んで意思表示ができるようになった。

【事例4】教育プログラム（ストレスマネジメント）のための活用事例（中学生男女）（⑬）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

＜目的＞：中学生は、身体面や心理面での変化が大きく、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。さらに、反抗期ゆえに親子のコミュニケーションが不足しがちになり、思春期的課題が多く現われる。このためストレスフルな生活を改善することによって、情緒的な安定を図ることを目的とする。

＜方法＞：養護教諭、SCが協働し、学校保健委員会において生徒のストレス調査を行う。養護教諭とSCは質問紙の作成や調査の実施、結果の整理など学校保健委員会の活動に協力する。12月の全校生徒が集まる生徒健康講座では、学校保健委員会が調査の結果を報告し、SCがその結果についてコメントするとともに、ストレスのメカニズムや解消法について解説する。終了後にアンケート調査を実施し、分析する。

＜経過＞：6月上旬、養護教諭よりSCに教育プログラム（ストレスマネジメント）への協力依頼をした。6月中旬、養護教諭とともに保健委員会生徒たちが作成したストレスに関するアンケート調査の質問項目について検討を行った。9～10月、1年生2クラス、2年生3クラス、3年生2クラスにおいてアンケート調査を実施した。10～11月にかけてアンケート調査の結果整理と分析を行った。12月初旬、体育館に全校生徒を集めて生徒健康講座を実施。（当日のプログラム①開会あいさつ（校長）、②実態調査結果報告（学校保健委員会）、③講演「思春期の心理とストレス解消法」（SC）、④閉会あいさつ（教頭）、⑤アンケート記入（各教室））

＜結果と効果＞：実態調査では、ストレスを感じる要因として、「友達のこと」、「勉強のこと」が上位となった。またストレス解消法としては、「寝る」、「音楽を聴く」が上位となり、「我慢する」というものも相当数あった。SCからは講演の中で、思春期の心理状態について説明すると同時に解消法としては「誰かに話をする」ことの効果について強調した。またさらに、「漸進的筋弛緩法」「呼吸法」についての実習を行った。この実習に関しては、事後アンケートでも家でやってみたいとの回答も多く見られ、朝のホームルームで実践するクラスもあった。学校全体のストレスレベルが減少したように感じた。

高等学校

【事例1】心身の健康・保持のための活用事例（④、⑧）＜SCの配置形態：単独校配置＞

＜生徒の状況＞

小学生の頃にいじめにあい、人への不信感が強くなった。学校の休み時間には漫画を描いたりして過ごしているが、日々緊張しており、大声で走り回ったり叫んだりしたいと思っている。家庭では、親から期待されていないと感じているが、些細なことでもよいので、褒められたいとも感じている。自分は「うつ」ではないかと悩んでいる感がある。

＜カウンセラーの対応＞

毎回のカウンセリングでは、生徒は、学校生活や家族との関係、進路や受験等、様々な悩みを打ち明けており、スクールカウンセラーが丁寧に傾聴している。スクールカウンセラーが行った「樹木画」による心理テストでは、未来に期待している様子、親に依存している傾向がみられた。スクールカウンセラーからは、教室内や友人関係への配慮等について助言があった。カウンセラーからの助言は、教育相談担当、養護教諭、担任、管理職で情報共有している。生徒は徐々に安定しているが不安定さも残るため、今後も継続してカウンセリングをしていく。

【事例2】なし

【事例3】なし

【事例4】なし

特別支援学校

【事例１】生徒の対人関係構築のための活用事例（⑦）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・進級による環境変化への適応と教職員との関係構築に時間を要することが心配された。
- ・新担任へのカンファレンスにより、本人や保護者の納得する支援や配慮がなされ、信頼関係が深まりつつある。

【事例２】なし

【事例３】なし

【事例４】教員への研修の事例（⑪）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・自立活動の研修として、担任とカウンセラーのコンサルテーション（協議）の場を公開した。協議の流れや内容等を共有することで、他の教員も実践できるようになってきた。

【４】成果と今後の課題等

ア 小・中学校

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 児童生徒や保護者への対応に加え、教職員へのコンサルテーションという面からも、校内で欠かすことのできない存在として活躍するスクールカウンセラーが多い。

イ スクールカウンセラーを中学校区ごとに配置し、「学区のＳＣ」として小・中学校９年間を見通した関わりを行うことで、子どもや保護者に大きな安心感を与えている。定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等にもＳＣが参加しやすく、小中連携の推進や、問題の早期発見にも役立っている。

○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		R1 年度	
相談・助言件数	99,327		112,564		110,457		103,589		105,022	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒（相談）	14,489	15,267	13,088	20,138	13,999	19,816	13,823	18,389	13,255	18,530
保護者（相談）	13,378	11,626	16,626	12,916	16,695	11,962	16,081	10,026	17,171	10,906
教職員（助言）	23,743	20,824	24,669	25,127	23,935	24,050	23,317	21,953	24,636	20,524
計	51,610	47,717	54,383	58,181	54,629	55,828	53,221	50,368	55,062	49,960

○相談・助言内容

	小学校児童生徒	小学校保護者	小学校教職員	中学校児童生徒	中学校保護者	中学校教職員
1 位	20% 友達	18% 発達上問題	20% 発達上問題	18% 友達	21% 不登校	18% 不登校
2 位	17% 家族	16% 健康・保健	15% 健康・保健	17% 学習・進路	17% 健康・保健	17% 健康・保健
3 位	14% 健康・保健	14% 家族	15% 家族	17% 健康・保健	15% 学習・進路	13% 家族

(２) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 不登校数等が増加する中、ＳＣのニーズは高まっており、配置時数の拡充が課題である。

イ ＳＣの人材確保及び資質の向上が課題である。

<課題の原因>

ア 国庫補助額が大幅な増額が見込めない状況にある中、有資格者の増加、国庫補助額の伸び悩みにより、配置時数が減少傾向にある。

イ 地域によってはＳＣが不足しており、配置や配置換えが困難である場合が散見されている。また、経験が不足しているＳＣ等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、配置時数が減る中、研修の機会をこれ以上増やすことが難しい状況にある。

<解決に向け実施した取組>

ア ＳＣのニーズの高い大規模校への配置時数の拡充を図り、各校への配置時数を調整した。本事業は、国の補助を受けて実施しており、今後も配置拡充に向けて予算確保に努めていく。

イ ＳＣの知見を広げるとともに、ＳＳＷと連携したチーム支援の促進に向け、ＳＣ・ＳＳＷ合同研修会を実施した。合同研修会の実施に当たってはＳＣ、ＳＳＷのスーパーバイザーが集まり、限られた時間の中で質の高い研修会となるよう検討会を開催した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 配置時数の拡充が課題である。

イ ＳＣの人材確保及び資質の向上が課題である。

<課題の原因>

ア 国庫補助額が大幅な増額が見込めない状況にある中、有資格者の増加、国庫補助額の伸び悩みにより、

配置時数が減少傾向にある。

イ 地域によってはＳＣが不足しており、配置や配置換えが困難である場合が散見されている。また、経験が不足しているＳＣ等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、配置時数が減る中、研修の機会をこれ以上増やすことが難しい状況にある。

<解決に向けた取組>

ア 今後も配置拡充に向けて予算確保に努める。

イ 関係機関と連携し、中山間地域における適切な人材の確保に努めるとともに、スーパーバイザーの積極的な活用や、県公認心理師協会との連携を視野に入れ、研修会等の充実に努める。

イ 高等学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

発達障害を抱える生徒の増加など、心の健康問題についてカウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、それに起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性があるため、各学校におけるニーズは一層高まっており、その期待は大きい。

○相談対応実績

	総時間数	総日数	総相談件数	内訳			
				生徒	保護者	教職員	その他
R 元年度	3,089	857	6,385	2,918	748	2,560	159

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 小、中学校でスクールカウンセラーを全校配置しており、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性がある。

イ カウンセリングを必要とする生徒に十分に対応できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
必要者数(A)	2,004 人	2,133 人	2,502 人	2,290 人	2,416 人
実施数(B)	219 人	215 人	130 人	113 人	288 人
実施率(B/A*100)	10.9%	10.1%	5.2%	4.9%	11.9%

※スクールカウンセラーによる面談が必要と思われた生徒数（A）に対して、県配置のスクールカウンセラーが、拠点校・重点巡回校以外の高校で面談を実施した生徒数（B）の割合。

<課題の原因>

ア 中学校・高校間の連携（情報の共有）を推進するために、高校は現在、入学決定後に中学校から「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の提供を受けるよう努めているが、中学校からの情報提供や高校での情報活用が十分ではないことがあり、継続支援が難しい。

イ 予算面で限りがあり、配置校の拡充が難しい。

<解決に向け実施した取組>

ア 中学校との情報の共有については、義務教育課と連携し方法等について検討している。

イ 本事業は、国の補助を受けて実施しており、今後も配置拡充に向けて予算確保に努めていく。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、生徒が長期に渡って心身共に不安定になることが予想される。生徒の状況を的確に把握する必要がある。

イ 平成 30 年度の県事業のスクールカウンセラーによる面接等の実施数は 1,998 人（昨年度比+512 人）であった。面接等が必要と思われた生徒は 2,433 人（前年度比+17 人）であったが、拠点校・重点巡回校以外の学校からの派遣要請に応じた面接生徒数は 188 人（前年度比-100 人）で、実施率は 7.7%（前年比-4.2%）であった。県事業のスクールカウンセラーによる面談等の件数とスクールカウンセラーによる面談等の必要があると思われる生徒数の両方とも増加している。カウンセリングを必要とする生徒に十分に対応できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

<課題の原因>

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、長期的な対応を求められることが見込まれる。

イ スクールカウンセラーの配置校について、地域により差があり、中山間地域における配置が十分でない。

＜解決に向けた取組＞

- ア 生徒の様子を注意深く確認するとともに、精神的に不安定な様子等小さな兆候を見逃さず、きめ細かな把握に努め、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどの健康問題に適切に取り組む。
- イ 関係機関と連携し、中山間地域における適切な人材の確保に努める。

ウ 特別支援学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・相談対応実績

	総時間数	相談件数	内訳			
			生徒	保護者	教職員	区別なし・不明
平成 29 年度	1,918	1,792	868	291	632	1
平成 30 年度	1,883	1,766	824	316	615	11
令和元年度	1,764	1,683	758	367	552	6

- ・各校の設置状況（在籍児童生徒の障害種や発達段階等）を踏まえつつ、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への助言ができた。
- ・スクールカウンセラーの役割や活用方法の理解が進み、保護者からの相談件数が増加した。

＜課題の概要＞

- ・派遣時間や日数拡充の希望や継続相談の希望への対応
- ・スクールカウンセラーの校内研修での活用や有効な活用の共有
- ・校内体制の構築とカウンセラーや関係機関との連携

＜課題の原因＞

- ・義務教育課と連携しながら派遣時間や日数を決めている
- ・派遣時間や日数によっては、研修時間が確保できない
- ・事案が発生した場合の校内体制や関係機関との連携の流れを共有していない

＜解決に向け実施した取組＞

- ・派遣時間や日数を拡充するとともに、同じカウンセラーに継続任用を依頼する
- ・研修を実施している学校の取組を周知する
- ・事案が発生した場合の流れをカウンセラーと共有する

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・次年度に向けた体制作り
- ・研修事例を周知する

＜解決に向けた取組＞

- ・次年度に向けた派遣時間の確保や継続任用を計画する
- ・研修事例を取りまとめ、各校に周知する

愛知県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒の諸課題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の教育相談機能の充実を図ることが重要である。本県では、学校教育相談体制を充実させるために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを、市町村教育委員会及び県立高等学校・特別支援学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者等への助言を行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

一部の小学校、高等学校、特別支援学校は拠点校方式、中学校は単独もしくは小中連携型配置で全校に配置するとともに、スクールカウンセラースーパーバイザーを愛知県総合教育センターに5名配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

勤務形態（校数） ※全小中学校、高等学校、特別支援学校に配置

- ・ 小学校拠点校配置・・・年34週 週1回 1回6時間 年1週 週1回 1回4時間を配置
- ・ 中学校単独校配置・・・年34週×1回6時間＋年1週×1回4時間を基本に配置。
- ・ 小中連携型配置・・・中学校には中学校単独校配置時間を基本に、小学校1校当たり52時間を配置
- ・ 義務教育学校・・・年34週×1回6時間＋年1週×1回4時間を基本に配置
- ・ 全日制課程高等学校（通信制課程含む）年20日～14日 1回7時間を基本に配置
- ・ 全日制課程・定時制課程併置高等学校・・・年33日～24日 1回7時間及び4時間を基本に配置
- ・ 特別支援学校・・・年40週×2回7時間を拠点校1校に配置

資格

- ・ 臨床心理士 369人
- ・ スクールカウンセラーに準ずる者 19人

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に対する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ 学校教育相談体制におけるスクールカウンセラー・ガイドライン（小中学校及び義務教育学校教職員SC用リーフレット）を毎年改訂して、年度当初にスクールカウンセラー担当者会を開き、県内市町村教育委員会の指導主事に対して、ガイドラインについての周知を行った。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 市町村教育委員会教育相談担当者を対象とした研修会の実施（年度当初）
- ・ スクールカウンセラー活用実績に基づく効果指標を用いた理解促進

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・ 小・中・高等学校・特別支援学校スクールカウンセラー
- ・ 小・中・高等学校・特別支援学校スクールカウンセラー担当者
- ・ 相談業務担当者（市町村教育委員会教育相談担当者、適応指導教室担当者等）

（2）研修回数（頻度）

- ・ 年1回

（3）研修内容

- ・ スクールカウンセラー設置事業についての説明
- ・ グループ協議及び情報交換
- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講話及び指導助言

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 「スクールカウンセラーを交えた学校教育相談体制の確立について」「不登校やいじめ等、生徒指導上の諸課題への未然防止・早期対応への取組について」の2つの協議題でグループ協議を行った。
- ・ 普段一人で業務を行っているので、同じ地区の相談担当教師とスクールカウンセラーとの情報交換を行うことは、カウンセリング業務においても、よい影響を与えることができた。特に小中学校とともに、不登校児童生徒が増加傾向にあるので、小学校担当者、中学校担当者がそれぞれ違う地区でグループを組み、不登校児童生徒への対応について情報交換を行い、未然防止・早期対応に向けての協議を行った。違う地区で協議を行ったことで、様々な効果的な関わり方を学ぶことができたという声があった。
- ・ 小中連携型配置も進んでいるが、市町村教育委員会ごとに小中連携した研修会を行っていくことも、より効果的な方法だと考える。

（5）スクールカウンセラースーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SCSVの設置

- ・ 平成24年度から愛知県総合教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザーを配置している。平成27年度からは、5名を配置している。

○ 活用方法

- ・ 重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図っている。また、スクールカウンセラースーパーバイザーによる指導が必要であると判断した場合には、経験のあるスクールカウンセラーも巡回対象としている。
- ・ スクールカウンセラー連絡協議会等の研修の場において、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー担当教員に対し、指導・助言・講話を行っている。

（6）課題

- ・ 経験の浅いスクールカウンセラーに対する研修（SCSVによる指導、1年目：年2回、2年目：年1回は必ず実施）を行っているが、相談時間の確保が優先され、研修の時間をさらに増やすことがなかなかできない。
- ・ 小中連携型配置校を61中学校区に昨年度より拡大して実施した。実施した中学校区からは「児童や保護者が安心して相談できるようになった」「児童や保護者との信頼関係が構築されているスクールカウンセラーから直接、中学校の教員が紹介されるので、信頼関係が築きやすく、引継もスムーズである」といった成果が報告された一方で、相談件数が増えたことにより、対応できる相談時間の確保が必要となった。
- ・ 生徒指導上の諸課題について、その背景に虐待や貧困等がある現状を踏まえ、子供の環境に働きかける福祉の専門であるスクールソーシャルワーカーとの連携が少しずつできるようになってきた。しかし、スクールソーシャルワーカーが設置されていない自治体での関係機関との連携の在り方や、設置されている自治体でのスクールソーシャルワーカーとのよりよい連携の在り方を確立していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①不登校）＜単独校配置＞

① 概要

生徒Aは中学1年の9月より腹痛による体調不良で欠席するようになり、10月はほとんど欠席するようになった。本人は「学校に登校したい」という気持ちがあり、担任が夕方に家庭訪問を行うと元気な姿を見せながらも、朝登校前になると腹痛によって家を出られないことが続いた。学力的には問題もなく、友人関係のトラブルもなかった。本人もなぜ学校に行けないのか分からないと言っていたが、友達から誘われて入部した部活動に参加できていないことを気にしている様子が見受けられ、そのことが一因になっていると推測された。行事等や部活動が休みの日には出席でき、クラスでは友達と仲良く過ごす姿が見られたが、3学期には腹痛に加え発熱や吐き気の症状が見られたり生活リズムが崩れたりするなど、状況が悪化した。

② スクールカウンセラーの活用

担任から本校SCを紹介し、母親との相談が中学1年の10月より始まる。2回目の相談では父親も来校し、本人との関わり方について相談をした。母親からは、本人と関わるのが少なかったことが原因ではないか、心療内科での診察で本人が「勉強は苦手で、自分は頭がよくない」と諦めているような言動があったことなどの話を受けた。本人が近い存在である両親からなかなか肯定的な言葉をかけてもらえず、さらに兄との比較で自己肯定感が下がってしまったのではないかと、また、その結果としてもっと見てほしいという欲求の表れとして、体調不良になったのではないかと推測された。中学1年の1月からは本人との相談も始まり、母親とSCは、本人の取り組みたいことを応援し自信と意欲が高まるように話をしていくこととした。

③ チーム学校としての成果

相談で聞いた内容を担任と共有し、学校の行事に向けて少しでも関わりを持たせることで意欲と自己肯定感の向上、居場所づくりを行った。参加できた行事は、学年全体で情報を共有し、声掛けをしたり見守ったりするなどの対応を行った。そうした取組に加え、担任から出された「遅刻して1時間でも大丈夫」という提案により、出席に対するハードルを下げ、次第に学校に通うことが多くなったと考えられる。

④ 成果と課題

当初は学校に登校できない原因が分からず、本人・母親・担任が対応に困っていたが、SCに繋いだことで少しずつ本人が抱える気持ちや背景をつかむことができ、情報共有をすることで共通理解をもって対応することができた。本人の自己肯定感や自信をつけさせるという時間がかかる取組であったが、登校できない本人の気持ちや一番関わりの深い母親とSCが継続的に相談を続けられたことがよかった。

【事例2】児童虐待家庭のための活用事例（⑬児童虐待）＜拠点校配置＞

① 概要

児童Aは、小学校中学年時に母親からの身体的虐待で保護されたことがある。母親の再婚により、6年生で本小学校に転入した。母親は、現在の夫との子どもを妊娠し、今年に入ってから出産した。

② スクールカウンセラーの活用

懇談会の時に、母親が本人の前で、「いらないから、施設に預けたい」と話した。事情を母親に聞くと、児童Aは、自分の部屋に閉じこもり、学校に行きたがらず、登校させようとしても、暴れて抵抗するので、もう面倒をみたくないとのことだった。この頃の児童Aは、登校したりしなかったりの状態で、学校に登校しても保健室でずっと寝ていて、担任には、「夜は家で寝られない、ご飯も食べていない」と話した。しかし、児童Aが詳しいことは話さないため、気持ちや実際の家庭の状況がつかめないでいた。そこで、児童Aが安心して、自分の気持ちや考えていることなどを話すことができるよう、SCに、じっくり話を聴いてもらい、少しでも児童Aの気持ちが安定することをめざした。

③ チーム学校としての成果

SCがゆっくり話を聴くことにより、児童Aは自分の気持ちを吐露することができた。カウンセリング後は、毎回SCが、教頭に児童の様子や気持ちを伝え、それを担任や養護教諭、特別支援教育コーディネーター等と情報共有し、児童Aと母親への支援を協議した。

教頭は、市教育委員会や市の子育て支援課、児童相談所とも連携をとりながら、母親が児童Aへ虐待をしないよう支援を進めた。特別支援教育コーディネーターは、母親の話を継続して聴くなどの対応をし、担任や養護教諭は、児童Aが学校で安心して過ごすことができるよう対応した。

④ 成果と課題

SCが、児童Aの話を聴くことにより、Aの気持ちが少しずつ安定してきた。また、学校でAの気持ちに寄り添った対応をすることができた。

母親が仕事をしていたため、SCとのカウンセリングを行うことはなかったが、特別支援教育コーディネーターがSCと連携をとりながら母親の話を聴くことで支援をすることができた。もっと早く、児童Aや母親の悩みや不安に気が付き、SCにつなげ、カウンセリングを受けることができればよかったと考える。

【事例3】性的被害のための活用事例（⑮性的な被害）＜拠点校配置＞

① 概要

学年内の仲のよい女子児童グループが、校舎の裏側など、誰もいないところで集まって話をすることを好んで行っていた。グループのうち、女子児童A、B、Cはトイレの個室に入り、休み時間に過ごすことがあった。その際、互いの体を見せ合ったり、触り合ったりということがあった。A、B、Cに対し、個別に事実の確認と今後について指導を行い、学校から保護者に説明をした。この件の後、Cは、A、Bから嫌われるのではないかと不安から、教室に行きたくないと家庭で保護者に話し、登校を渋ることがあった。

② スクールカウンセラー（SC）の活用

- ・ 3人の児童に対し、個別にSCが面談を行った。また、SCは、今後について不安を抱えているCの保護者とも面談を行った。
- ・ 学校から、A、Bの保護者にも、カウンセリングの話をした。Aの保護者は必要性を感じていないことから、Bの保護者は日中に時間が取れないことから、SCのカウンセリングを受けなかった。

③ チーム学校としての対応

- ・ 校内サポート委員会を開き、四役、支援担当、生徒指導担当、養護教諭、学年担当教員に加え、SCとスクールソーシャルワーカーが参加し、情報共有を行い、今後の支援について検討した。SCからは、支援方法についての助言を受けた。
- ・ 3人の女子児童について、SCのカウンセリングと並行して、事後の様子を観察しながら、1週間に1度、担任や学校の支援担当、学年主任が、二人一組で児童一人ずつと面談を行い、心のケアに努めた。

④ 成果と課題

- ・ SCとのカウンセリングや学年教師との面談を重ねるうちに、Cの登校しぶりはなくなっていった。Cの保護者とも、SCがカウンセリングを行い、今回の件だけでなく、以前から抱いていた子どもへの不安について相談をすることができた。
- ・ 3人の女子児童について、継続して支援していく体制を取ることができた。
- ・ Aの保護者が今回の件について軽く考えている様子で、教員との面談についても必要だと捉えていないようであった。A自身も深く反省できていない様子が見られ、再発の不安が残っている。

【事例4】学級経営のための活用事例（⑰校内研修）＜拠点校配置＞

① 対象 教職員

② 概要 ・Q-Uの分析を活用した学級経営 ・6年生への授業

③ スクールカウンセラーの活用

- ・ 数年前から、全学年でQ-Uを行っていたが、その結果や分析を十分に学級経営に生かすことができていなかった。令和元年度より、Q-Uの分析にたけたスクールカウンセラーが赴任したことをきっかけに、担任一人一人が学級の状態を理解し、Q-Uの結果分析や情報を、担任が学級経営に活かせるよう、SCによる研修会を行うことにした。
- ・ 卒業を間近に控えた6年生に対し、「こころの授業」と題し、SCがアンガーマネジメントについて授業を行うことにした。

④ 成果と課題

- ・ 年2回のQ-Uを行い、学級全体の様子、気になる生徒の個別の様子など、1回目からの変化についてもSCが分析し、特別支援学級の担任も含め、学年全体でその分析結果について話を聞き情報共有を行った。担任は、学級全体の人間関係や学級集団の傾向を知るだけでなく、個別に支援が必要な生徒への関わり方についても知ることができた。集団の中でその生徒がどう感じ、何に困っているかをSCが丁寧に分析するため、どの担任も安心して要支援群や不満足群の生徒にも適切に声をかけることができた。学校の生徒についてよく理解しているSCが、Q-Uの分析をすることは、大変説得力があり、教師も安心をして学級経営を行うことができていた。今後もSCとの日常的な情報共有とQ-Uの分析結果を機能させることで、不登校対策にも役立てていきたい。
- ・ 6年生に対して行った「こころの授業」では、SCがアンガーマネジメントについて授業を行った。思春期に入り、人間関係が固定化しがちな傾向にあるなかで、自分の気持ちをコントロールする方法について学んだ。心が柔軟であるために、どうすると気持ちが落ち着くか、自分なりの方法を書き出した。好きな音楽を聴く、読書をする、甘いものを食べる、クッションをたたくなど、様々な方法が上がり、自分自身の気持ちを落ち着かせる方法について意識するよい機会となった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【小・中学校】

【中学校】	項	目	R1		H30	
			学校数	割合	学校数	割合
A	不登校の生徒が、別室登校等よい方向に変化した。		213	69.8%	213	69.6%
B	不登校生徒の保護者の心が安定してきた。		264	86.6%	265	86.6%
C	登校しぶりの生徒が、登校できるようになってきた。		175	57.4%	171	55.9%
D	登校しぶり生徒の保護者の心が安定してきた。		209	68.5%	214	69.9%
E	いじめに関わった生徒の心が安定してきた。		25	8.2%	24	7.8%
F	いじめに関わった生徒の保護者の心が安定してきた。		18	5.9%	23	7.5%
G	心身の発達について相談があった生徒の心が安定してきた。		222	72.8%	227	74.2%
H	心身の発達について相談があった生徒の保護者の心が安定してきた。		225	73.8%	230	75.2%
I	友人関係で悩んでいる生徒の心が安定してきた。		233	76.4%	238	77.8%
J	友人関係で悩んでいる生徒の保護者の心が安定してきた。		144	47.2%	145	47.4%
K	教員のカウンセリングマインドを高めることができた。		189	62.0%	196	64.1%
L	スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。		216	70.8%	215	70.3%
M	学校体制で相談活動ができるようになった。		207	67.9%	204	66.7%
調査対象校数			305校		306校	

【小学校】	項	目	R1		H30	
			学校数	割合	学校数	割合
A	不登校の児童が、別室登校等よい方向に変化した。		110	39.7%	92	37.1%
B	不登校児童の保護者の心が安定してきた。		177	63.9%	155	62.5%
C	登校しぶりの児童が、登校できるようになってきた。		158	57.0%	129	52.0%
D	登校しぶり児童の保護者の心が安定してきた。		198	71.5%	175	70.6%
E	いじめに関わった児童の心が安定してきた。		29	10.5%	28	11.3%
F	いじめに関わった児童の保護者の心が安定してきた。		31	11.2%	24	9.7%
G	心身の発達について相談があった児童の心が安定してきた。		211	76.2%	203	81.9%
H	心身の発達について相談があった児童の保護者の心が安定してきた。		253	91.3%	236	95.2%
I	友人関係で悩んでいる児童の心が安定してきた。		174	62.8%	170	68.5%
J	友人関係で悩んでいる児童の保護者の心が安定してきた。		151	54.5%	148	59.7%
K	教員のカウンセリングマインドを高めることができた。		173	62.5%	167	67.3%
L	スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。		205	74.0%	203	81.9%
M	学校体制で相談活動ができるようになった。		179	64.6%	177	71.4%
調査対象校数			277校		248校	

- ・ 丁寧な相談活動を行うとともに、教員と情報共有を行いながら、きめ細やかな支援を行うことにより、小・中学校とともに、児童生徒・保護者の相談件数の合計が増加した。
- ・ 小・中学校とともに、不登校及び登校しぶりの児童生徒・保護者が、スクールカウンセラーとカウンセリングを行うことにより、別室登校等よい方向に改善したり、保護者の心が安定したりするなどの成果につながった。
- ・ 心身の発達についての相談は多く、スクールカウンセラーとカウンセリングにより、相談者の心の安定につながった。

【高等学校】

- ・ 高等学校においては、スクールカウンセラー一人当たりの相談件数は、前年度に比べ増加した。不登校についてスクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者の数は369人で、カウンセリングを受けて293人（79.4%）の生徒について、状況が改善した。
- ・ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実が図られ、過去数年間における中途退学者数が減少している。
- ・ リストカットや自殺願望等命に関わる重篤な事案が少なくない中、スクールカウンセラースーパーバイザーが緊急支援を行うことで、生徒の命をつないだ例も見られた。

【特別支援学校】

- ・ スクールカウンセラーとの面談により、当該生徒の不安軽減につながった。助言を受けたことで、学年主任や担任が今後取り組む方向性を確認することができた。
- ・ コンサルテーションにより、情報を共有し、校内の支援体制を構築しすることで、職員全体で支援の連携を図ることができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 全ての相談希望に対応できない現状

＜課題の原因＞

- ・ 不登校の問題や発達障害に関する相談件数が増加している現状下では、相談希望者に対して全てに対応できていない。また、教職員との情報共有する時間が足りない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 現状の配置時間の中で、よりきめ細やかな相談活動ができる体制づくり

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 多様化する諸問題に対する相談希望者全員分の相談時間が確保できない現状
- ・ 教職員とのコンサルテーション等の時間が足りない現状。
- ・ 不登校児童生徒等の諸問題に対するよりきめ細やかで継続的な教育相談体制づくりの強化

＜課題の原因＞

- ・ 相談希望件数の増加に伴う配置時間の不足

＜解決に向けた取組＞

- ・ 現状の配置時間の堅持、もしくは配置時間の増加と配置方法の工夫
- ・ 現状の配置時間の中で、よりきめ細やかで継続的な相談活動ができる体制の確立

三重県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心の在り方と深い関りがある問題に対応できる教育相談体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図る。
- ・ 中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置することにより、小中連携のもと、途切れのない支援を行うとともに、スクールカウンセラーの専門性を活用することにより、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校など、児童生徒を取り巻く様々な課題に対して、未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、心理的、環境的な原因等、さまざまな要因が考えられることから、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員、弁護士等と連携し、関係機関につなぐなど支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 児童生徒の学びを保障するための環境づくりを推進するため、中学校区を単位としてスクールカウンセラーを配置する。このことにより、小中学校間の途切れのない支援や地域の関係機関との連携による、教育相談体制の充実・活性化を進め、児童生徒が安心をして学べる環境づくりを目指す。また、校区の実情に合わせ、校区内で配当時間の弾力的な運用を図る。
- ・ スクールカウンセラーが小中学校間のパイプ役となり、丁寧な引継ぎや入学後のケアを行うことにより、中1ギャップによる中学校1年生での増加率が高い不登校や問題行動等の減少を図る。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

＜配置校数＞	・ 小学校	:	3 1 5 校
	・ 中学校	:	1 5 2 校（義務教育学校 1 校を含む）
	・ 高等学校	:	3 7 校
	・ 教育委員会等	:	1 箇所（スーパーバイザー）

＜資格＞	ア、スクールカウンセラー	計	7 5 人
	① 公認心理師	:	5 人
	② 臨床心理士	:	2 8 人
	③ ①②兼ねる者	:	4 2 人
	④ 精神科医	:	0 人
	⑤ 大学教授等	:	0 人（※ 1 人が該当するが、公認心理師で計上してある。）
	イ、スクールカウンセラーに準ずる者について	計	4 4 人
	① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者		5 人
	② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者		3 9 人

＜主な勤務形態＞	・単独校	小学校	3校	(6時間×31週)	(6時間×32週)
		中学校	17校	(6時間×32週)	
		義務教育学校	1校	(6時間×42週)	
		高等学校	37校	(5時間×32週)	(6時間×32週)
				(7時間×37週)	(7時間×42週)
	・拠点校	中学校区	135校区	(4時間×19週～7時間×74週)	
	・小小配置		2校区	(6時間×30週)	

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインこそ策定していないが、スクールカウンセラーの活用について、業務内容や、事務手続き、学校における教育相談体制の充実等に言及した手引きを年度ごとに作成し、全スクールカウンセラー、配置校、市町等教育委員会に対し配付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度始めの4月に、全スクールカウンセラー、配置校の教育相談担当教員及び市町等教育委員会スクールカウンセラー担当者が一堂に会し、スクールカウンセラーの活用方法について県教育委員会から説明し、併せてスクールカウンセラースーパーバイザーから学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用方法と留意事項について研修をした。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

新規任用スクールカウンセラー（第1回）、全スクールカウンセラー（第2回、第3回）

(2) 研修回数（頻度）

計3回

(3) 研修内容

①第1回新規任用SC研修会

- ・講義『スクールカウンセラーの役割と具体的な取組』

（講師）三重県スクールカウンセラースーパーバイザー

- ・事例検討（グループワーク）

②第2回スクールカウンセラー研修会

- ・講義『虐待の三重県内の現状とその対応について』

（講師）三重県児童相談センター 心理士

- ・事例検討（グループワーク）

③第3回スクールカウンセラー研修会

- ・講義『「チーム学校」とスクールカウンセラーの位置・役割』 ～開かれた学校づくりのために～

（講師）京都大学 藤原 勝紀 名誉教授

- ・事例検討（グループワーク）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・虐待やいじめなど、世の中が関心のあることや、課題として取り上げられたことを中心に研修のテーマとし、講義においてはテーマに含めて話してもらうことにより、最新の情報を手に入れることが可能となるとともに、現場での対応に即した研修とすることができた。
- ・事例検討（グループワーク）を研修会開催時には必ず実施し、横のつながり作るとともに、自分が抱える事案についての悩みや方向性を出し合い、確認する時間とした。また、配置校が近いスクールカウンセラーでグループを構成するようにし、近辺の病院等相談者をつなぐことができる関係諸機関の情報などを交流する機会とした。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無）

○活用方法

- ・県教育委員会事務局に配置
- ・スクールカウンセラーの要請に応じてのスーパービジョン
- ・緊急事態発生時の対応
- ・研修会における講師 等

(6) 課題

- ・児童生徒を取り巻く環境が常に変化し複雑化している状況下で、スクールカウンセラーに対しより幅広く、高度な知識や具体的な助言、適切な対応が求められている。それに対応した質の高い研修の機会と内容を用意できるかが課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】不登校のための活用事例（①不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学校において欠席が多い生徒がいた。おとなしく、自分のことを話すことが苦手なこの生徒は昨年度から継続的にスクールカウンセラーとつながり、カウンセリングを受けてきた。その中で、人間関係等日々の生活の中で感じる違和感や、心にため込んでいるモヤモヤを吐き出し、また、心の持ちようや、考え方、行動の仕方等に助言をもらうことにより、カウンセリング後すっきりした様子を見せるようになった。それに従い、今年度は欠席が幾分か減っていった。

【事例1-2】家庭環境のための活用事例（⑥家庭環境）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学校において学級が落ち着かない状態となり、対象児童も離席など不適切な行動が目立つようになっていたが、学校の丁寧な対応により、学級は落ち着きを取り戻していった。しかし、対象児童は、その後も学習することを避け続けた。

進級し、新しい担任が本児との関係を再構築し、家庭とも連携したことで、何とか教室に居ることはできるようになったものの、不適切な行動が止まらないため、中学校に進学したときに不適應を起こすのではないかとという保護者の不安もあり、児童とその保護者に対しスクールカウンセラーとの面談が実施された。児童本人も自分の行動の原因がわからずにイライラを募らせ、保護者も児童の行動の原因の見当がつかず困っていたが、スクールカウンセラーと面談し、話をする中で、徐々に落ち着いてすごすことができるようになっていった。中学校区には同じスクールカウンセラーが配置されているので、今後も継続的につなげていく。

【事例２】児童虐待の危険性がある問題のための活用事例（⑬児童虐待）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

児童は、授業中に立ち歩いたりするなど、授業に集中できない様子が続いていた。また、友人とも、度々トラブルになることがあった。そのような状況の中、母親から児童が反抗的な態度をとった時などの関わり方に悩んでいることや、子どもに感情的に接してしまう等の相談を受けた。

学校では支援委員会を開催し、児童への指導や支援の在り方について検討を行った。併せて、母親が感情的に児童を指導することで、児童のイライラがつのり、他の児童への暴言等が生じることが心配されることから、母親の子どもへの関りに対し助言をするために、スクールカウンセラーにつなげられた。児童本人から話を聞くとともに、保護者は感情的な言動で子どもを指導した後、後悔し自分を責めて苦しんでいることから、その気持ちにカウンセラーが継続して寄り添うことで、保護者が子どもの気持ちを冷静に聞くことができるように方向づけていった。それに伴い、子どもの安心感が増し、落ち着いた学校生活が送れるようになっていっている。

【事例３】について

「⑮性的な被害 ⑯ヤングケアラー」に関わって、スクールカウンセラーを活用した事例は把握していない。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑱教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

小学６年生対象に「心の授業」として、ＳＯＳ出し方・受け止め方の授業を実施した。最初はこころのＳＯＳの状態を「こころのコップ」でイメージして、「つらい」「不安」等がたまると、心や身体の調子が悪くなることを、イラストから説明した。次に「元気の取り戻し方」について、①相談②発散③リフレッシュの３分類を挙げ、子どもたち自身の仕方を発表した。最後にＳＯＳを伝えることの大切さを説明し、ＳＯＳを出していい人、いい場所を説明・紹介した。今回の授業を通して、児童がＳＣの仕事やどんな人なのかを知ることになり、ＳＯＳを出してもよい場や人が学校にあること、また、信用できる人にはＳＯＳを出しても良いのだということを知る機会となった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○スクールカウンセラーが関わって好ましい変化が見られた児童生徒数（令和元年度）

小学校	：	3, 4 2 6 人（5 3. 4 %）
中学校	：	1, 9 2 7 人（5 9. 2 %）
高等学校	：	6 9 9 人（7 5. 0 %）
全体	：	6, 0 5 2 人（5 7. 1 %）

○スクールカウンセラーへの相談件数

全小中高等学校	平成 2 9 年度	5 4, 8 1 4 件
	平成 3 0 年度	5 4, 3 1 3 件
	令和 元年度	5 5, 1 8 7 件

○児童生徒の支援のために行った取組（令和元年度）

・ ケース会議や研修会等	小中学校及び高等学校	1, 6 3 5 回
・ 教育プログラム（授業等への参加）	小中学校及び高等学校	1, 0 3 1 回

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 学校からのニーズに対応するため、配置時間を拡充する。
- ・ 専門性の高い人材を確保する。
- ・ スクールカウンセラーと学校を結びつける、各学校の教育相談コーディネーターを育成する。
- ・ 教員のカウンセリングスキルを育成し充実を図る。
- ・ 中学校区としての成果と課題を共有し、小学校段階からスクールカウンセラーの効果的な活用を図ることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 小中学校間における丁寧な引き継ぎや新入生に対する面談等の取組を実施するなど、小学校から中学校へのよりスムーズな接続により、中1ギャップ等への対応を図り、中学校区としての教育相談体制のさらなる充実を図る。
- ・ 児童生徒の不登校や問題行動等の背景にある、心理的、環境的な要因等に対して、状況に応じてスクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を密にして、効果的にチームでの支援ができるように努める。

＜課題の原因＞

- ・ スクールカウンセラーが学校からその有用性を認識され、学校現場におけるニーズが増えたため。
- ・ スクールカウンセラー等専門家が学校に入ることにより、専門家への事案対応の丸投げが見られるため。
- ・ 配置時間、任用人数の制限により、教育相談以外の時間的余裕がないため。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置し、小中学校をつなげた支援ができるように配慮した。
- ・ 学校が組織として児童生徒に寄り添い支援できるように、学校の校務分掌にスクールカウンセラーを位置付けるように働きかけた。
- ・ スクールカウンセラーの任用人数を増やした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 常勤化に向けて人数を増やしていきたいが、医療などスクールカウンセラー以外の仕事と兼ねている人の確保がむずかしくなることが予想される。
- ・ 複雑化した学校現場の事案に対応することができる、知識や対応方法等を身に付ける研修制度の確立。
- ・ 学校現場のニーズと、スクールカウンセラーの任用形態のギャップ。

＜課題の原因＞

- ・ 人数を増やすことにより、スクールカウンセラーの質が下がることが懸念される。
- ・ 常勤化を目指そうとすると、週5日間スクールカウンセラーとして勤務できる人材の確保が必要となる。
- ・ 本県のスクールカウンセラーは会計年度任用職員であるため、労働条件や賃金等に関わり、スクールカウンセラーの勤務の態様と矛盾する部分がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 質の高いスクールカウンセラーを配置するために、オンライン研修等の新しい形態も取り入れながら、より効果的な研修を考え、進めていく。
- ・ 他業種の勤務が未だないと思われる新採の獲得に向け、近辺の大学・大学院を訪問し、本県のスクールカウンセラーをアピールする機会を持つ。
- ・ スクールカウンセラーにとって働きやすい形態と、学校現場の教育相談体制の充実等ニーズが少しでも一致するように、募集形式の選択肢を増やすように努める。

滋賀県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要になっている。このため、児童生徒の心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（以下「ＳＣ」）を公立小学校・中学校・義務教育学校、県立高等学校等に配置・派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資する。

（２）配置・採用計画上の工夫

全ての公立中学校・義務教育学校および県立高等学校に配置。小学校では重点配置校を置き、それ以外の小学校には、中学校に配置されたＳＣを派遣する。その他、緊急事案の対応等では、要請に応じてスクールカウンセラースーパーバイザーを中心に当該校に緊急派遣する。採用については、滋賀県の関係団体と協力して実施。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア．配置人数

小学校 21 人、中学校 66 人、義務教育学校 1 人、高等学校 31 人、教育委員会等 8 人

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、教育委員会等で重複あり。

イ．配置校数

小学校 220 校、中学校 98 校、義務教育学校 1 校、高等学校 43 校、教育委員会等 1 箇所

※中高一貫校 3 校は中学校で計上。

ウ．資格

（ⅰ）スクールカウンセラーについて

公認心理師 1 人、臨床心理士 77 人

（ⅱ）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 5 人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者 5 人

エ．配置形態について

・単独校 43 高等学校 高等学校重点配置校 8 校（月 4 回・1 回 3 時間程度）

一般校 35 校（月 3 回・1 回 3 時間程度）

※中高一貫校 3 校は中学校と高等学校あわせて時間を配分し、中学校で計上している。

・単独校 1 義務教育学校 月 2～3 回・1 回 3 時間程度

・単独校 30 小学校 小学校重点配置校（月 2～3 回・1 回 3 時間程度）

・拠点校 98 中学校 中学校常駐校 4 校（週 5 日・1 日 4 時間程度）

小中連携校 8 校（月 9～12 回・1 回 3 時間程度）

一般校 86 校（月 2 回・1 回 2 時間程度～月 5 回・1 回 4 時間程度）

※中学校の一般校は生徒数や課題等を考慮して配置時間を決定

・対象校 190 小学校 対象校：中学校から域内の小学校へ派遣（年 6 時間以上）

※小中連携校は一般校より多く小学校にＳＣを派遣

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ＳＣの活用方針や職務等について、ＳＣと教職員が共通理解を図れるように「スクールカウンセラー活用リーフレット」を作成しており、年度初めに全ＳＣと全配置校に配布。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・新たに特別な配置校になった学校（小学校重点配置校、中学校常駐校、小中連携校）には指導主事等が訪問し、ＳＣの活用等について配置校の管理職や担当者と協議を行い、助言を行う。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全てのＳＣ、各校ＳＣ担当教員（コーディネーター）

(2) 研修回数（頻度）

ＳＣは年２回、ＳＣ担当教員は年１回

(3) 研修内容

- ・１回目＜４月＞（ＳＣ担当教員の研修会を兼ねる）
 - ①「スクールカウンセラーを有効に活用するために」（講義）
 - ＳＣの役割 ○コーディネーター（ＳＣ担当教員）の役割 ○学校で出会う諸問題
 - 心理教育（心理授業）の有効性 ○緊急支援について ○異なる専門家との協議 等
 - ②「スクールカウンセラーと協働した、児童生徒への効果的な支援について」（グループ協議）
 - 各校の取り組みについて（意見交換）
 - 各校における効果的な支援について（ＳＣとＳＣ担当者の協議）
- ・２回目＜８月＞
 - 「虐待や命に関わる事案等での対応や支援について」（講義・演習）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・年度初めにＳＣと学校担当者同席のもと、ＳＣの活動内容や担当者の役割等について説明を行い、ＳＣの活用等について再確認をすることで、ＳＣの効果的な活用にいかすことができた。
- ・自傷行為や虐待等の命に関わる事案において、どのように関わっていけばよいのか、どのように連携していけばよいのかについて研修を行った。小グループで具体的な事例検討を行い、ＳＣ、教員、教委担当者のそれぞれの立場から見立てや対応について意見交流ができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有）

○活用方法

- ・県内の４地域に２人ずつＳＶを割当て、各担当地域で発生した問題行動等を中心に緊急対応を行う。ＳＶが担当する地域の新規採用ＳＣ等への助言・援助や県教育委員会への事業に対する助言・提言を行ったりする。また、研修会の講師を務めたりしている。

（６）課題

- ・ＳＣやＳＣ担当教員の研修のさらなる充実について必要性を感じているが、予算や多忙化の問題もあり、研修会の拡充（研修内容や回数）が難しいところがある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

小学校女子児童で３年生から行きしぶりがあり、ＳＳＷと連携していた。５年生よりＳＣとの面談を月１回のペースで継続し、母親とＳＣとの面談も並行して継続している。本人の不安や母親の悩みを聞きながら、心配事への対処策などを具体的に相談し、安定を図ってきた。５年生３学期から１時間目からの教室復帰ができて、６年生も続けられた。修学旅行などの大きな行事や、中学校進学などへの不安については、早い時期から回数を重ねながら、本人の思いに寄り添い、面談を行った。母親、本人ともに面談を通して、徐々に安定し、５年生３学期からの教室復帰を、６年生では１年間継続できたことは本児にとって自信となった。いろいろな学習や活動への意欲も高まり、友達関係も深まり、表情も明るくなり、中学校進学への意欲も持てるようになった。ＳＣと教育相談担当、担任、保護者で状況や、不安材料への対応策などを共有できたことがよかった。

【事例２】貧困の問題のための活用事例（⑭貧困の問題）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

中学校女子生徒の家庭は電気や水道が止められることもある生活困窮家庭であり、また一方で物があふれて足の踏み場もない家庭内環境の中で、洗濯や入浴の回数が少ないという生活実態があったことから、体臭の問題が学級でのトラブルの一因となっていた。ＳＣが本人の力で原因の改善に取り組むことができるように、また本人を通じて保護者に協力を求めるように働きかけを行ったところ、保護者の協力を得ることができ、少しずつ改善に向かうことができた。服装が整ったり、髪の手入れが良くなったりすることの「気持ちよさ」を生徒が自覚することができるようになり、家や学校の施設を使用して身だしなみを整えることができるようになった。ＳＣや養護教諭の協力で乗り越えることができた。

【事例３】性的な被害のための活用事例（⑮性的な被害）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

担任との話から、いここから性的被害を度々受けてきたことが発覚した中学校女子生徒の事案。保護者への連絡の後、児相、医療、家児相、警察に相談しながら、生徒指導、担任を中心に保護者と共に動いた。ＳＣはこの件はもちろん、日々の大変さ、不安など話を聞きながら対応の仕方を一緒に考えている。担任を含む教員、ＳＣ、本人の関係はとても良く信頼関係ができたことで、今回の告白に至ったと考えられる。保護者と教員との信頼関係もでき、子どものために一緒に考えていくことができている。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑯教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

ＳＣが心理授業を中学校１年生の５クラスで実施。内容は適切な自己主張をしていくためのトレーニング（アサーション）を行った。生徒に実際に演じてもらうなど、能動的な活動を意識して取り入れた。

生徒に能動的に演じてもらうことにより、より自分に引きつけて考えることができた。攻撃的な主張をジャイアン、非主張的な自己主張をのび太、アサーティブな主張をしずかちゃんと、ドラえもんシリーズにたとえて教えることにより、生徒からはわかりやすいと大変好評であった。またクラスにＳＣが行くことによりＳＣの存在を身近に感じてもらい、日頃からのＳＣへの声かけが増えた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
SCとの相談件数(件)	31,067	32,259	34,662

- ・相談件数は年々増加傾向にあり、ＳＣのニーズは年々高まってきている。
- ・ＳＣの存在や役割が認知された効果が表れている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
SCが関わった不登校児童生徒数 (不登校傾向を含む)	788	866	812
教室復帰ができた人数(人)	164	152	120
(関わった児童生徒の中の割合)	20.8%	17.6%	14.8%
登校できるようになった人数(人)	157	178	171
(関わった児童生徒の中の割合)	19.9%	20.6%	21.1%
好ましい変化が見られた人数(人)	296	298	293
(関わった児童生徒の中の割合)	37.6%	34.4%	36.1%
好転した人数合計(人)	617	628	584
(関わった児童生徒の中の割合)	78.3%	72.5%	71.9%

- ・ＳＣが相談活動や教職員とのコンサルテーションを行い、組織として不登校児童生徒への支援を行うことによって、登校できるようになった、好ましい変化が見られた割合が増加している。
- ・ＳＣが関わることで好転した割合はやや減少しているが、全体的に高い割合を示し、ＳＣが関わる効果が表れている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
SCが関わったいじめの件数のうち、 早期対応・解決の割合	76.2%	85.5%	85.0%

- ・いじめ事案にＳＣが関わり、関係児童生徒の見立てや対応についての助言を得ることで、早期対応や解決につながる割合が高く、８割程度を維持している。また、いじめ対策委員会等においてＳＣからのアドバイスを受け、いじめの未然防止の取組につなげている場合もある。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ＳＣの支援・助言が必要とされるケースは増加傾向にあるが、時間数が限られる。
- ・ＳＣによる校内研修やケース会議等を通じて教員の力量を高める必要がある。
- ・より早い段階（小学校低学年）でのＳＣ活用の必要がある。
- ・県内で必要なＳＣの人材確保が難しい。

<課題の原因>

- ・予算を大きく増額できず、配置時間数が大きく拡充できない。
- ・限られた時間数の中でＳＣのニーズが多く、校内研修やケース会議等の時間が取れない。

<解決に向け実施した取組>

- ・小学校重点校30校の配置時間数を6時間拡充した。
- ・ＳＣの活用において面談だけでなく、教員とのコンサルテーションやケース会議への参加を啓発した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・不登校やいじめ、児童虐待等、子どもたちを取り巻く課題は深刻で、ＳＣの支援・助言が必要とされるケースは増加傾向にあるが、時間数が限られる。
- ・ＳＣの人材確保とともに資質向上を図る必要がある。
- ・より早い段階（小学校低学年）でのＳＣ活用の必要がある。
- ・ＳＣが専門性を発揮し児童生徒の心理的支援にあたるために、担当教員（コーディネーター）の力量を向上させる必要がある。また専門家との連携を効果的にすすめるための教育相談体制の充実を図る。

<課題の原因>

- ・限られた時間の中で面談のニーズが高く、面談後のコンサルテーションやケース会議の時間が十分に確保できていない。
- ・小学校配置校、配置時間が少なく、日常的に専門家に相談できる体制ができていない。

<解決に向けた取組>

- ・小学校重点校を 30 校から 35 校に拡充した。
- ・校内でより効果的に協働・連携するためのＳＣやコーディネーターの役割について研修をおこない啓発した。

京都府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中学校等に臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

府内各市の各拠点校から対象校への派遣を行い、市内小・中学校にスクールカウンセラーの計画的配置（派遣）が行われるように、市町（組合）教育委員会で調整をしている。また、府立高等学校・特別支援学校については、府教育委員会の担当課で調整している。

スクールカウンセラーの採用に関して、新規採用者の他、小・中学校に配置するスクールカウンセラーについては、同一校に継続して3年勤務した者を対象に、また、府立高等学校・特別支援学校に配置するスクールカウンセラーについては毎年、面接を実施している。

京都府臨床心理士会の推薦を受けた臨床心理士を採用し、質の確保に務めている。

また、スクールカウンセラーの専門性の確保と維持のため、スクールカウンセラースーパーバイザー制度を導入し、経験豊かな6名を登録して、要請があればスクールカウンセラーの支援に当たっている。

公認心理師の資格のみを持つ方も採用するため、令和元年度採用より一部公募を実施している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 36 人	中学校	: 72 人
高等学校	: 38 人	義務教育学校	: 1 人
特別支援学校	: 2 人		

【配置校数】

小学校	: 39 校	中学校	: 96 校
高等学校	: 47 校	義務教育学校	: 1 校
特別支援学校	: 2 校		

【資格】

＜スクールカウンセラーについて＞

- ① 公認心理師 0 人
- ② 臨床心理士 62 人
- ①② 2つに該当する者 61 人
- ③ 精神科医 0 人

- ④ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にあるもの者又はあった者 0 人

- ⑤ 上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0 人

＜スクールカウンセラーに準ずる者について＞

なし

【主な勤務形態】

単独校	11 小学校	(週1日・1回8時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回4時間)	(年4日、1回4時間)
	18 中学校	(週1日・1回8時間)	(週1日・1回7時間)		
	47 高等学校	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回7時間)	(週1日・1回8時間)

	1 義務教育学校	(週 1 日・1 回 6 時間)	
拠点校	78 中学校	(週 1 回・1 回 8 時間) (週 1 回・1 回 7 時間) (週 1 回・1 回 6 時間)	対象校 165 小学校 9 特別支援学校
	28 小学校	(週 1 日・1 回 8 時間) (週 1 回・1 回 4 時間)	
	2 特別支援学校	(週 1 日・1 回 4 時間)	

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールカウンセラー事務処理要領」及び「スクールカウンセラー配置要綱」を策定し、勤務形態や報酬、身分や資格、職務などを定め、各学校へ周知している。また、拠点校方式により配置されている学校から配置されていない学校（派遣対象校）に派遣する場合の取扱いについても定めている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各市町教育委員会やスクールカウンセラーが配置されている学校の生徒指導担当や教育相談担当、スクールカウンセラーを対象として、年 1 回、5 月にスクールカウンセラー連絡協議会を実施している。その中で、スクールカウンセラーの活動や教職員との連携について協議を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラー配置校担当教員（教育相談担当教員、コーディネーター等）

(2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会（京都府教育委員会主催：年 1 回）

スクールカウンセラー連携会議や研修

（各教育局、市町（組合）教育委員会主催：回数は主催者による）

(3) 研修内容

スクールカウンセラーによる効果的な活動が展開されるように、交流協議や事例研修、大学教授等による講義等を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上と学校における教育相談体制の充実を図る。

(4) 特に効果のあった研修内容

脱ひきこもり支援センターのコーディネーターによる不登校やひきこもりの生徒に対する取組についての講演、事例紹介

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・無）

○活用方法

個々のスクールカウンセラーだけでは対応できないケースが生じたとき、要望に応じて、スクールカウンセラーを指導、支援、マネジメントするための経験豊かなスーパーバイザーを派遣する。

(6) 課題

児童生徒や保護者との面談だけではなく、教員へのコンサルテーションや事例のコーディネートについても担ってもらう必要性が年々高まっている。また、校内研修等の講師や児童生徒に向けての授業を行うことも増えてきているが、面談の予約だけで時間が埋まってしまう状況もあるため、スクールカウンセラーの配置時間数の増加を求める学校が多くなっている。

問題行動や不登校、いじめ等児童生徒を取り巻く状況は厳しさを増しており、その背景も複雑化していることから、資質能力の向上が急務で、さらなる研修の充実が求められる。

また、地域によっては、スクールカウンセラーの担い手が少なく配置が難しくなっている現状がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１－１】他機関と連携して不登校生徒の家庭を支援するための活用事例（①不登校）

＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

不登校で、担任が家庭訪問をしても本人と会うことができない状態だった３年生男子生徒の保護者と、スクールカウンセラーが継続的にカウンセリングを実施した。そのときに保護者から聞いた本人の情報をもとに、カウンセラーと担任が一緒に対応を考えることができた。進路は決定することなく卒業となったが、京都府の「脱引きこもり支援センター」を紹介することで、保護者が行ってくれることになった。スクールカウンセラーとセンターの心理士が連携し、家族を支えてもらえる場所に繋ぐことができた。

【事例１－２】関係機関と連携して不登校生徒を支えるための活用事例（①不登校 ⑧心身の健康・保健）

＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

精神的に不安定である生徒で、昨年度から継続してカウンセリングを行っていた。２学期は学校に登校できない日が多かったが、自宅にてカウンセリングを継続した。精神的に厳しい状況が続き、自傷行為や問題行動を起こすこともあったが、定期的にカウンセリングを行うことで、日々の様子や本人の思いなどを丁寧に把握することができた。校内ケース会議へスクールカウンセラーが参加し、専門的知見から助言をもらうことで、校内での対応だけでなく、医療機関との連携など幅広い支援に繋ぐことができた。その成果もあり、３学期からは週３日ほどのペースで登校し、高校への進学も決まった。

【事例２】スクールソーシャルワーカーと連携して児童と家庭を支えるための活用事例（⑭貧困の問題）

＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

リストカットをした児童に対して、スクールカウンセラーがカウンセリングを行った。家庭背景が複雑だったため、スクールソーシャルワーカーと連携して、保護者に社会資源の活用を助言し、利用の手続きについて細かく丁寧に説明をした。児童の不安定な状態を家庭と学校で支えていけるように土台作りを行い、また児童とスクールカウンセラーが面接を続けながら、担任、養護教諭と連携して児童を支援することで、児童がリストカットを行う危険を回避することができた。

【事例３】

＊「⑮性的な被害」「⑩ヤングケアラー」に関わって、スクールカウンセラーを活用した事例は把握しておらず、記載は困難である。

【事例４】校内研修の内容を授業に活かすことができた事例（⑰校内研修）

＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

校内研修で、スクールカウンセラーが、遊戯療法に関する理論から、子どもの遊びに関する発達促進的な意義や心理的治癒効果について講義を行った。教員は、教育に遊びを有効に活かすという視点を学ぶことができた。また、描画療法の一つである紙芝居技法実習を行い、遊びの心理的効果を体験学習することで、授業のアイスブレイキングとして、またはコミュニケーションを良好に促進するために遊びが重要であることについて理解が深まった。後日、ある担任が学級で紙芝居技法を実施し、授業に活かすことができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜スクールカウンセラーの相談件数＞

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
児童生徒	7,111	7,013	7,117	8,286	8,193	9,321
保護者	4,528	5,684	5,794	6,248	7,172	7,189
教職員	10,870	14,328	14,404	15,065	14,244	14,819
その他	544	646	535	314	586	268
計	23,053	27,671	27,850	29,913	30,195	31,597

○スクールカウンセラーの需要が多くなり、毎年相談件数は増加している。特に、この３年間は児童生徒や保護者の相談件数が多くなっており、子どもや保護者にとってスクールカウンセラーが身近な存在になってきている。

○児童生徒や保護者との面談だけでなく、教員に対するコンサルテーションが積極的に行われるようになってきた。

○児童生徒の抱える課題が複雑化・多様化する中、様々な視点から見立てを行い、対応を検討する必要性が高まっており、スクールカウンセラーがケース会議等に参加し、心理の専門家としての助言が活かされる機会が増えている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

カウンセリング希望者の増加、ケース会議への参加などから、スクールカウンセラーの需要が追いつかない学校がある。学校によって活用に差がある。北部を中心にスクールカウンセラーの必要数を確保することに課題がある。

＜課題の原因＞

配置時間数の増加が必要である。スクールカウンセラーの活用について十分に理解できていない学校がある。スクールカウンセラーの人材確保。

＜解決に向け実施した取組＞

連絡協議会や生徒指導担当の研修で、スクールカウンセラーの効果的な活用例を示す。公募を活用しながら、人材確保に努める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

スクールカウンセラーの需要の増加に対応できていない学校（特に小学校）がある。北部を中心にスクールカウンセラーの必要数を確保することに課題がある。

＜課題の原因＞

小学校に対する配置時間数が少ない。スクールカウンセラーの人材確保（特に北部在住のスクールカウンセラー）。

＜解決に向けた取組＞

公募を活用しながら、人材確保に努める。小中連携を意識したスクールカウンセラーの活用を進める。教育支援センター配置のスクールカウンセラーの活用を進める。

大阪府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

○学校の教育相談体制の充実を図るため、以下の業務を行う。

- ・児童・生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- ・その他、学校が必要と思われること

○緊急事案発生時に、スーパーバイザーを派遣し、各市町村教育委員会と連携し、学校支援にあたる。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置市町村または地区内で定期的に配置替えをすることにより、様々なスクールカウンセラー（以下、ＳＣ）の視点で教育相談体制が普及できるようにするため、同一校で最長５年の勤務を可能としている。

○配置市教育委員会の活用方針のもと、市の人材や連携可能な機関等の把握とＳＣのネットワークづくりのためにチーフＳＣを配置。

○ＳＣと配置校の校長に活動状況アンケートを実施し、学校の適切な活用とＳＣの活動について把握。チーフＳＣ及びＳＣスーパーバイザーと次年度の方針を相談の上、市町村教育委員会が配置希望調書を作成し、府教育委員会で次年度配置を決定するとともに、次年度更新を希望しないＳＣの欠員を補充するために、毎年度公募審査を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数について

小学校	:	0人
中学校	:	243人
義務教育学校	:	7人

配置校数について

小学校	:	0校
中学校	:	280校
義務教育学校	:	7校

資格について

ＳＣ：臨床心理士・公認心理師の両方、もしくは一方

ＳＣに準ずるもの：該当なし

主な勤務形態について

拠点校	287中学校（義務教育学校（後期課程）7校を含む）	（週1日・1回6時間）
単独校	該当なし	
対象校	593小学校（義務教育学校（前期課程）を除く）	（週1日・1回6時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーハンドブック

～スクールカウンセラーになられた方のために～（平成22年3月発行）

ＳＣの心構えや活動内容、緊急対応等の進め方をまとめたものである。その中で、ＳＣの専門性及び校内での役割を教職員に理解してもらえるよう、学校を知ること、教職員との信頼関係をつくることもＳＣの努めとしている。本ハンドブックは、大阪府公立学校へ配置した全ＳＣに配付しており、新規採用者には、新規採用ＳＣ連絡会において、大阪府の求めるＳＣの説明を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット

～いじめや暴力行為等の未然防止を解決に向けて～（平成 25 年 8 月発行）

この「ブックレット」は、矯正施設で実施されている「社会性涵養プログラム」を参考にして、暴力行為等の問題行動の解消に向け、臨床心理学の観点から児童生徒の内面を引き出すために必要な「表現」「気づき」「行動」の３つの要素でワークを構成したものである。

また、本冊子のワークは、ＳＣと教員が協働して実施する構成となっており、ＳＣと教員とで事前に打ち合わせを行い、共に実践を重ねることで教職員の児童生徒理解促進につなげている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

ＳＣ

市町村教育委員会担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・ＳＣ連絡会（兼研修）（年２回）
- ・ＳＶ・ＣＳＣ会議（課題に即した講義や協議を通して専門性を高める研修）（年２回）
- ・新規採用ＳＣ説明会（３月に実施）
- ・地区別ブロック連絡会（年２回）
…多職種連携を目的とした連絡会であり、スクールロイヤー・ＳＳＷスーパーバイザー・ＳＣスーパーバイザー・チーフＳＣ・市町村指導主事が参加する。大阪府内を４ブロックに分け、実施している。

（３）研修内容

- ・府教育委員会からＳＣの活動に係る今年度の重点についての説明
- ・ＳＣの資質向上に係る講義
- ・事例報告及び情報交換
- ・市町村教育委員会によるＳＣ活用方針の交流
- ・事例をもとにした多職種連携の在り方についての協議、等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＣスーパーバイザーによる「いじめ事案対応におけるスクールカウンセラーの関わりについて」講義
- ・ＳＣによる「いじめ事案にかかる支援のあり方について」をテーマとした、校内でＳＣがすべきアプローチに係る協議

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・無）

府内を５ブロックに分け、各ブロックにＳＣスーパーバイザーを配置

○活用方法

- ①新規採用ＳＣへの指導助言
- ②各ブロックでの市町村教育委員会及びＳＣへの助言
- ③緊急事案発生時に教育委員会と連携した学校への直接支援

（６）課題

- ・個別相談業務に留まらず、問題行動等の予防的アプローチも含めたＳＣの効果的な活用についての認識が十分でない市町村教育委員会や学校もあり、チーム支援体制の中におけるＳＣの有効な活用について、理解を深めるよう、研修会の充実をはかる必要がある。
- ・経験の浅いＳＣ、配置校変更初年度のＳＣを含め、ＳＣ同士が情報共有できるように、各市町村や地区でのＳＣ連絡会の実施を促す。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】適切な時期に不登校生徒を登校へつなげるための活用事例

(①不登校、④友人関係) <SCの配置形態：拠点校配置>

中2生徒(以下、A)。中1の時、Aは、部活動における友人関係がこじれ欠席が続くようになった。電話をしても声は聞けず、家庭訪問をしても会えないことが続いた。安否確認のためにと家庭訪問をした時、Aは布団の中であった。しかし、担任は熱心に働きかけを続け、何とか中1のスキー旅行には参加することができた。Aが母と一緒に提示されたスキー旅行の写真を見るため登校した際、SCからAに声をかけた。その時のAは、SCの話に頷くものの会話が続くことはなかった。

中2になったAに対し、SCと担任で家庭訪問を行った。担任と母が話をしている間、SCはAと話し、部活動の同級生からLINEで言われた言葉に傷ついたこと、恐怖さえ感じていることを聞くことができた。SCはAの気持ちに共感し、別室登校について提案するとともに、次の家庭訪問を約束した。1週間後の家庭訪問で、SCからAに「会いたい同級生がいるか。」と尋ねたところ、放課後の児童館活動に参加している生徒の名前が挙がった。その同級生に会うため、放課後に登校することをSCが提案すると、SCと一緒に学校へ行きたいとの返事であった。

以降、SCは学級担任とともにAのサポートを続け、Aは、児童館活動の時間に合わせて登校できるようになり、放課後だけでなく、授業時間内にも別室登校をするようになった。別室や放課後児童館活動には、学級担任や前学級担任、児童館活動職員や不登校対策委員、学生サポーター等がSCの見立てのもと、それぞれが適切なタイミングで関わるようにしたところ、他の別室登校生徒との関わりも増え、修学旅行に参加できるまで改善した。

不登校生徒への対応は、中学校3年間という短い期間の中で、目標設定をどこに置くか、どの場面で教員や市町村の持つ施設と連携していくかが重要である。本事例は、SCがカウンセリングを通じて当該生徒の見立てを深め、良いタイミングで教員及び市の職員と連携できたことがAの登校に結び付いた。放課後の児童館活動から登校をスタートさせたAに対し、多くの教員や市の職員が関わりを持ったことが、Aの人間的な成長にも繋がったと考えられる。

【事例2】カウンセリングから明らかになった児童虐待事案を他機関と連携し母子の安全を守るための活用事例 (⑬児童虐待) <SCの配置形態：拠点校配置>

中2生徒。当該生徒は、父から過度な勉強の強制とそれに伴う暴力を受けた。

本人は、小学校時の転居を機に、それまで受けてきた療育機関における発達症へのサポートを終えていた。小学校高学年では、勉強は苦手であったが、学校生活での大きな課題は感じられなかった。

中学校からの勉強は父が見ることになり、勉強が深夜1時や2時まで続くこと、週末に1日中勉強机に向かわれることが起こるようになった。本人の理解が追いつかなかったり、眠そうな態度が見られたりすると激しく罵倒されたり時には物を投げつけられたりすることもあった。その件で母が市の相談窓口に行ったことを知った父は、裏切り行為と見なし、毎日のように母に離婚や別居を迫った。

これまでの面談で、母は、発達障害に関する相談と子育ての悩みを話していた。しかし、面談の中で、父からの暴力で本人がケガをしたことを聞いたSCは、管理職に報告し、学校は、即座に子ども家庭センターに通告した。学級担任が本人の頭部のケガを確認し、父に脅え、家に帰りたくないと話したため、その日の放課後、一時保護となり、母も父からのDVとして保護されることとなった。

一時保護の期間中、SCを中心にケース会議を進め、中3からの支援学級入級や発達検査を受けるにあたりスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)による病院のケースワーカーとの連携、SCとSSWの働きかけにより福祉課でも母親が相談を利用できる体制を整えるなど、多職種で連携した関わりを持つことができ

た。現在、親子の関係は改善しているが、母子の安全が守られるよう継続して見守っている。

【事例３】性的な被害を受けた生徒への対応と医療連携のための活用事例

（⑮性的な被害）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

中３生徒。中２の折、家庭での性的虐待により一時保護となった。一時保護は解除されたが、再度通告に至り、その後、里親宅より通学することとなった。

養護教諭とＳＣとの連携で１週間の様子を聞き取りながら、週１回のカウンセリングを続けた。週１回のカウンセリングでは、表情や気分のアップダウンが表出することもあったため、ＳＣは、保護者を通して、心療内科の担当医からの診療情報提供書を入手し、医療の視点を取り入れたカウンセリングを進めた。個別面談でＳＣにしんどさや悩みを話すことで、担当医にも自身の現状や気持ちを伝えられるようになった。「突然体を触られているような気がする時がある。」「階段を登った後などに起きるハアハアという息が怖い。」など、フラッシュバックと考えられる話を本人がする時期があり、担当医との連携のもと、フラッシュバックについて、本人が知識を得た上で、呼吸法の実践を行った。中３の進路選択の時期には、学校見学や模擬試験等で電車に乗る機会が増え、カウンセリングの中で本人が電車に乗ることへの過度な恐怖心を持っていることが分かった。関係機関合同ケース会議の中で、ＳＣから子ども家庭センターへ、次年度以降の本人の居住地は、なるべく公共交通機関の利用時間を短縮できる場所を、との提案を行った。

電車に乗ることへの嫌悪感は依然として残っているが、願書の提出や受験など、乗車する経験を重ねることで本人も少しずつ慣れを実感してきている。カウンセリングを通して不安を和らげ、医療機関とも連携しながら見守りを継続している。

【事例４】ＳＣと教員が連携して児童生徒理解と支援を深めるための活用事例

（⑯教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

○学校の様子

・暴力行為発生件数は年々減少してきている学校であるが、日々の学校生活の中では、自分の気持ちを言葉に表すこと、相手の気持ちを理解すること等コミュニケーション力への課題が依然として見られる。また、不登校生徒数の増加も課題である。今後の問題行動等を未然に防ぐためにも、安心して自己を表現し、共に学ぶ中で生徒一人一人の自己肯定感を高めることをめざし、ＳＣと教員による以下のワークに取り組んだ。

○ワークの概要

・いくつかの猫の表情にあわせ、吹き出しの中に猫が話しているだろう言葉を記入し、学級で交流する。
最後に振り返りを行う。

○ワークのねらい

・さまざまな気持ちを表現する。 ・表現することによってこころが軽くなることを体験する。

※本事例では、前段の【１】－（４）-②で記載した「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」を活用している。

「ブックレット」のワークは、ＳＣが生徒の状況に合わせて加工して活用することで、カウンセリングルームなどで個別の児童生徒に実施したり、学級担任からの依頼により、学級でＳＣと教員が連携してワークを実施したりすることができる。

○実施準備

- ・学年会議で、各学級担任より学級運営上の課題を出し合い、生徒の課題に沿ったワークになるよう内容を検討した。

○実施の効果

- ・準備段階で学級担任から学級の課題を聞き、ＳＣが学級での子どもの様子を観察できたことで、生徒や学級担任との距離が近くなり相談しやすい関係を築くことができた。
- ・気持ちの言語化や相手の立場にたって考えることが苦手な生徒もいるが、ワークに参加した生徒は、ゆったりと自由に表現する心地よさを感じることができた。
- ・振り返りシートから読み取れる生徒の課題、心理の視点、予防の視点を教員とＳＣで共有できた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・府内の全中学校（府内２８７校（義務教育学校７校含む））にＳＣを配置することができ、府内で統一した教育相談体制を整えることができた。
- ・ＳＣへの相談件数は、（表１）のとおりであり、前年度よりも３，４７０件増加している。

表１）【ＳＣへの相談件数（延べ人数）小学校・中学校・その他を含む】

	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度
相談件数（人）	８５，８８９	８５，１４４	９０，５０９	９３，９７９

○相談件数における相談者の内訳より

- ・保護者からの相談件数は、平成３０年度１３，５６０件から令和元年度１４，０１０件となり、４５０件増加している。個別相談業務等の対応で、ＳＣが保護者の思いに寄り添いながら話を聞く姿勢が保護者の安心感につながっていると同時に、「カウンセラー便り」を発行しているＳＣも多く、ＳＣに対する保護者の認知度が高まっている。
- ・教員からの相談件数は、平成３０年度５７，７２６件から令和元年度６１，２０９件となり、３，４８３件増加している。児童生徒・保護者の個別面談だけでなく、教員に対する心理の専門家として助言やケースのアセスメント、今後の支援の在り方を話し合う機会が増えている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

いじめの重大事態及びいじめの第三者委員会が設置される事案が発生
各校でのいじめ対応へのＳＣの関わりや認識の不足

<課題の原因>

校内のいじめ防止対策組織には、ＳＣをはじめとする専門家が位置付けられている。しかし、ＳＣ業務の多くの時間を個別面談によるカウンセリングに費やしたり、いじめ対策委員会開催日とＳＣ勤務日の調整をつけなかったりするなど、チームで、事案対応や未然防止の取組みを進めるためのＳＣ活用が、学校として十分でないことが原因と捉えている。

<解決に向け実施した取組>

府教育庁が主催するＳＣ連絡会において、ＳＣスーパーバイザーによる「いじめ事案対応におけるスクールカウンセラーの関わりについて」の講義を全ＳＣ及び各市町村教育委員会指導主事を対象に行った。また、「いじめ事案にかかる支援のあり方について」をテーマとし、ＳＣによる協議を行った。

さらに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、元大阪府ＳＣスーパーバイザーであった大阪府教育委員会教育委員を講師に、大阪府いじめ防止緊急校長研修を開催した。「国におけるいじめ対策について」、「学校におけるいじめ対応、重大事態への対応について」を御教授いただき、法に基づいたいじめ防止対策の正しい認識のもと、ＳＣ等専門家を位置付けたいじめに対する学校体制の見直しを行うよう、府内全校の校長に周知した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・現状でのＳＣの業務は、多くのカウンセリングや重篤なケースの相談が占めているが、生徒指導上の課題に対し、未然防止や予防の観点を持ち、校内でのＳＣ活用を推進していく必要がある。
- ・生徒指導上の課題は、生徒自身の問題だけでなく保護者や地域の関わりも多く、学校だけでの対応や解決が困難な事案は、重篤化する場合もある。

＜課題の原因＞

- ・児童生徒の命や安全に係わる緊急かつ重篤な事象（いじめ、虐待、自死等）や学校のみでは対応が困難な事象（暴力行為等）の増加に伴い、ＳＣによる早期のケースへのアプローチや多職種連携を含めた学校体制構築の必要性が高まったこと。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大によって引き起こされる様々な問題に対して、児童生徒・保護者・教員への心のケア等も含め、学校においてＳＣに求められる役割が大きくなっていること。

＜解決に向けた取組＞

- ・学校におけるＳＣの位置付けを全教職員で共通理解を図るとともに、ＳＣをはじめとする専門家が校内会議へ参加する機会や授業観察等ができる時間を確保する。
- ・緊急事案及び事案発生時に、ＳＣスーパーバイザーをはじめ、スクールロイヤーやＳＳＷ、学校アドバイザー（管理職ＯＢ等）といった多職種の各専門人材による緊急支援チームを派遣する体制を府教育庁として設置。
- ・緊急支援が必要かどうかの判断が、市町村教育委員会によっては不十分な面もあるため、今年度の緊急支援チーム派遣後に提出される市町村教育委員会からの報告書を元に、判断基準を共有していく。
- ・ＳＣスーパーバイザーやチーフＳＣによる緊急支援後に、中長期的な視点で支援が続けられるように、各校に配置されたＳＣと学校および教育委員会が連携できる体制づくりを進める。

兵庫県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立小中学校等に配置し、子ども達の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程には全校に配置している。また小学校において平成30年度から130校を拠点校に配置し、連携する小学校への相談に対応している。スクールカウンセラーの採用は、兵庫県臨床心理士会に所属しているスクールカウンセラー希望者を県内6カ所の教育事務所から、各学校の実情を考慮して採用している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置人数（神戸市を除く）

小学校	: 130人	中学校	: 256人
高等学校	: 0人	中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 0人	義務教育学校	: 2人
教育委員会等	: 0人		

配置校数（神戸市を除く）

小学校	: 130校	中学校	: 256校
高等学校	: 0校	中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 0校	義務教育学校	: 2校
教育委員会等	: 0箇所		

拠点校	257	中学校等	(週1日・1回6時間)
拠点校	130	小学校	(週1日・1回6時間)
単独校	2	義務教育学校	(週1日・1回6時間)
連携校	454	小学校	

資格

令和元年度の兵庫県のスクールカウンセラーはすべて②の臨床心理士の有資格者

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー配置事業に係るスクールカウンセラーの活動方針等に関する指針（ガイドライン）は策定していないが、事業実施要項やそれに補足する運用面の別添資料等において、スクールカウンセラーの活動について示している。周知については、各教育事務所を通じて各市町組合教育委員会、各配置校へも通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全ての配置校において、配置スクールカウンセラーが年間2回以上の教職員対象のカウンセリングマインド研修を実施している。令和元年度については2～3月において、新型コロナウイルス感染症拡大による休校等の影響により、一部実施できなかった学校もあったが、それ以外の学校では全て実施している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

兵庫県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

3回（年間）

(3) 研修内容

趣旨 スクールカウンセラーと学校等の連携した取組における諸課題について、研修を行いスクールカウンセラーの専門性を向上させ、児童生徒の問題行動・不登校等の課題解決に資する。

講演・シンポジウム 「学校が安全・安心な場であるために」

意見交流 「教職員間のトラブルや問題」

対談・討論会事例研究 「次年度S C派遣事業についての説明補足等」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例研究をもとにしたスクールカウンセラー同士の意見交流
- ・講義を踏まえた事例についてのグループごとの意見発表

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (有)

スーパーバイザーを4名配置している。うち3名は担当地区を決め必要に応じて緊急派遣できるようにしている。また、平成30年度より1名を追加配置し全県をカバーできるようにした。

活用方法

- ①重大な事件が起こった場合、学校等の状況を考慮し、市町組合教育委員会の要請によってスーパーバイザーの派遣を行い、当該学校への支援として、校長への助言、スクールカウンセラーへの助言や教職員の研修会、保護者説明会などにおいて講演などを行う。
- ②新任スクールカウンセラーへのスーパービジョンを含む県内のスクールカウンセラーに対する助言を行う。

(6) 課題

- ・公認心理師の資格所有者が増加し、令和2年度現在では公認心理師資格のみ保有しているスクールカウンセラーも出てきている。このため、これまで臨床心理士会の協力を得て研修の企画・運営・案内を行ってきたが、案内などの周知方法は見直す必要が出てきた。
- ・令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、200名規模の研修会場を借りて研修を実施することが困難になった。オンラインでの研修などを検討する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】⑫その他の内容（自傷行為）のための活用事例＜SCの配置形態：拠点校配置＞

1. 事例の概要

当該児童、母親の2人家族。本児が幼少時に両親が離婚し、その後転居を繰り返したため、安定的な基盤を持たずに過ごす。小学校中学年の頃から、自分の体をカッターや彫刻刀で傷付ける自傷行為を行うようになる。

当初は家で1人の時間にだけ、自傷行為を行っていたが、授業中でも手の甲を傷付けるようになった。その背景には、両親が離婚したことを自分の責任であると感じ、自分を傷付けることでその辛い気持ちに蓋をしようとする思いがあったものと考えられる。

2. 学校・SCの対応

自傷行為の跡に気付いた担任教諭が本児に確認すると共に、管理職と相談し、SCにもガイダンスを求めた。SCは、本児との支持的な面接を継続すると共に、自傷行為をテーマに職員研修を行い、当該事例への対応方針を確認した。

3. 保護者対応

当初は、本児が自傷行為のことを「母親には言ってほしくない」と話していたが、辛い気持ちに向き合うためにも、母親の協力が必要であると話すと、本児は母親にも「自傷行為のことを話し合いたい」と言ったため、母親との面談を行うことになる。母親との面談を通して、家庭で本児が表現できなかった気持ちを受け止めて行くことを確認しつつ、担任教諭や管理職が母親に対する支援を行った。

4. チーム学校としての対応

児童理解委員会で本児の情報を学校全体で共有すると共に、SCが自傷行為をテーマに、職員研修を行い、本児に対する共通理解を計った。その上で、担任教諭を中心に、管理職を始め複数の教員が本児の支援に関わるようになった。

【事例2】⑬児童虐待のための活用事例＜SCの配置形態：拠点校配置＞

1. 事例の概要

当該生徒、父親、母親、姉、妹の5人家族。父親がアルコール依存の傾向があり、飲むと暴言を家族に吐くことがしばしばあった。中学進学後のある日、父親がアルコールを飲み、本児を強く叱責、その直後、本児が自室で自殺未遂。本児は、入院加療が必要になる。その後、両親は別居することになった。

2. 学校・SCの対応

管理職、担任教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭らが中心となり、本児が新たな自殺未遂を企図することを防止するために、医療機関、子ども家庭センター、要保護児童対策協議会などの関係機関との連携、協議を行った。

また、本児の退院後は、SCが継続面接を担当し、母親との面接も担任教諭と協力しながら実施することとした。

3. 保護者対応

母親との面接の中では、別居後の家庭環境を中心に話し合った。その中で、母親自身が本児との子育てに自信がなかったという不安感情を吐き出し、本児に対してどう向き合ったら良いか分からないことへの不安などが語られた。面接の過程で、本児が対人関係を築き辛いことと関連があり、母親自身も支援を必要としながらもこれまで必要な援助が得られなかったという体験として感じていることが分かった。その一方で、本児が自殺未遂を計ったことで、夫と距離を置くことが必要であり、そうすることで本児を守ることになると思い、別居を決意した。その後、SCとの面接を通して、本児の感情を理解し、本児と関係を再構築することとなった。

4. チーム学校としての対応

当該生徒のケース会議を開き、複数の教諭が当該生徒を共通理解し、支援できる体制を整えた。SCは、家庭問題と自殺未遂についての職員研修を行い、本事例についての共通理解を計り、担任教諭や養護教諭らに定期的にガイダンスを実施した。また、学校内でも生徒支援委員会を開いて、SCと学校が情報共有できる時間を持った。

【事例3】⑮性的な被害のための活用事例＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

1. 事例の概要

中学生女子。本人から担任に「親族から性暴力を受けた」と相談があった。

2. 学校・ＳＣの対応

女子生徒からの相談を受け、担任は速やかに学年主任に報告した。協議の上、ＳＣ、ＳＳＷとも連携を取った方がよいと判断。担任から女子生徒にＳＣへの相談を提案したところ、本人が承諾したため、速やかに面談の実施となった。ＳＣは傾聴に努め、安心感の保障を心掛けた。

3. 保護者対応

ＳＣ面接実施に際して、担任が保護者に家庭連絡をした。女子生徒の兄弟がＳＣの支援を受けていたことがあったため、保護者の理解を得ることができた。女子生徒から訴えがあった直後、母親は該当する親族に対して本人への接触を固く禁止するよう申し入れたとのことだった。家族の意向としては、現段階で外部相談機関を利用する予定はないとのことだった。

4. チーム学校としての対応

保護者の意向を踏まえ、担任、学年主任はＳＳＷと協議。当面の間、女子生徒に対するＳＣ面談も含め、支援を継続する方針とした。年度が変わり、異動に伴い、ＳＣ間で引き継ぎがなされ、女子生徒は後任ＳＣとも面接を継続することになった。混乱していた時期に寄り添い続け前任ＳＣに対しては感謝の意が述べられた。時間の経過とともに性暴力被害に対する心境の変化が窺われた。特に自分の性暴力の告発を機に親族と接触が絶たれてしまったことに対して複雑な思いを抱いていることが語られた。

【事例4】⑯教育プログラムのための活用事例＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

＜プログラムの概要＞

目的 非言語的コミュニケーションを通じて、コミュニケーションの大切さへの気づきを促す。

内容

(1) ウォーミングアップ：バースデーチェーン作り（10分）

非言語のコミュニケーションツールを駆使して、誕生日順に一重円を作る。

(2) 主活動

ア 抽象画が何に見えるか？

目的：集団の中には様々な考え方、感じ方を持っている人がいることへの気づきを促す。

内容：抽象画（空に浮かぶ雲）が“何に見えるか？”を想像し、数名に発表してもらう。

イ 非言語による伝達ゲームの導入

目的：心を開き他者とつながる体験や、正確な情報把握と主体的判断や伝達を体験する。

内容：円隊形で目を閉じ、肩を組み、合図を送る。最後まで、合図が正しく届くことを目指す。

ウ 人文字（心）作り

目的：一人一人固有な認知を持つ違う存在であることを認め合いつつ、協力して目標（ゴール）を達成する喜びを共感する。

内容：円隊形で、非言語コミュニケーションを駆使し、“心（こころ）”の人文字を作る。

(3) 講話 人間関係の紡ぎ方について

(4) 提出したワークシートにコメントを添え返却

＜実施の効果＞

①構成的エンカウンターグループの手法での演習を通じて、生徒間交流が深まった。

②教育プログラムを通じて、生徒とスクールカウンセラーとの顔つなぎができ、昼休みや放課後にカウンセリングルームを訪れる生徒が増えた。

③生徒は日常生活の困りごと（友人関係にまつわることなど）を吐露する中で、課題解決が図られ、課題が深刻化することを予防できた（予防的カウンセリング）。

④進路など、開発的カウンセリングへとつながった生徒もいた。

⑤生徒の了解の下、担任や学年主任、部活顧問との情報連携や行動連携へとつながった。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒、保護者へのスクールカウンセラー相談が周知され、相談体制が整っている。
- ・スクールカウンセラーを活用することで教員のいじめに認知に対する意識が高くなる一つの要素となり、組織として早期発見・早期対応の一助となっている。
- ・学校のいじめ対応チームにおいて、ほとんどの公立学校で外部の専門家としてスクールカウンセラーの見地や専門性が活用されている。教育を専門とする立場の教師と心理学を専門とする立場のSCが両輪となり、多様で、柔軟な児童生徒理解の幅を広げた。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
相談人数	１０２，３１９	１１０，５５３	１１１，５６４
うち教職員の相談人数	５１，３４３	５５，８３０	５６，６３３

(２) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ①－(１) 各スクールカウンセラーの経験によって、事案に対する対応能力に差があり、研修の積み重ねが必要である。
- ①－(２) 学校の実情に応じ、スクールカウンセラーの年齢・性別などのニーズが異なることから、スクールカウンセラーの確保が困難になることがある。
- ①－(３) 年度途中で離職することがあり、十分な引き継ぎの時間がとりにくい。
- ①－(４) スクールカウンセラーと教員の立場で相談者の問題解決に当たるため、それぞれの立場を考慮しつつ、密な連携をとる意識を高めていく事が不可欠である。
- ①－(５) 令和元年度、小学校における拠点校は平成３０年度と同じ１３０校であったが、カウンセリングを希望する児童生徒、保護者の数は増加している現状にある。その中で、カウンセリング対応できる数を増やすために、１件の相談時間を短くして対応している現状にあり、カウンセリングの質の点から考えるとこの対応で、相談者を増やすことには限界を感じる。カウンセリングの質を下げる事なく、適切な相談対応をするためにはスクールカウンセラーの増員が急務であると考える。

<課題の原因>

- ①－(１) 新任から１０年以上と経験年数に差があることが大きな原因の一つとなっている。
- ①－(２) 配置校のニーズとスクールカウンセラーの性別などが必ずしも一致しないケースがある。
(例) 新１年生の中に女性にしか相談をできない生徒がいるが、配置SCが男性である場合など
- ①－(３) 出産のため、退職されるケース、病気のため退職されるケースなどがある。特に後者の場合は悪性腫瘍などで急遽入院される場合があり、事前に準備することが難しい。
- ①－(４) 教員のスクールカウンセラーの立場への理解が乏しい場合があることが要因の一つとなっている。
- ①－(５) 財政的な面が大きな要因である。また、過疎地域等の人材確保が難しいことも要因としてあげられる。

<解決に向け実施した取組>

- ①－(１) 新任のスクールカウンセラーに対しては、スーパーバイザーによるスーパービジョンを実施している。また、他のスクールカウンセラーについても、必要に応じてスーパーバイザーによる面談を実施し、指導している。
- ①－(２) スクールカウンセラーの配置について教育事務所を通じて調整を行い、適材適所で配

置できるように努めている。

- ①－(3) 市町教育委員会や学校の協力を得ながら、スムーズに引き継ぎができるように努めている。
- ①－(4) 管理職だけでなく、養護教諭や学級担任など、教員との連携を密にとっていくことの重要性を研修会等で周知している。
- ①－(5) 財政的な面もあり、小学校での拠点校配置は昨年度と同じ130校となっている。スクールカウンセラーの増員はできなかったが、緊急派遣が必要な場合など状況に応じて当該校が申請すれば、スーパーバイザーを派遣できるしくみを整備している。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ②－(1) S Cの人材確保に向けた仕組みの構築
- ②－(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における児童生徒への支援や研修会の実施

<課題の原因>

- ②－(1) 人材確保における地域間格差が大きいことや公認心理師の国家資格ができ、資格所有者が増加する中で、公認心理師のみ資格保有するケースが増えてきたため。
- ②－(2) 新型コロナウイルス感染症拡大により県内各学校も休校措置をとる中で、スクールカウンセラー自身も通常勤務することが困難なケースが出てくることが予想されたため。

<解決に向けた取組>

- ②－(1) 令和元年度からスクールカウンセラー候補を公募し、書類選考後、教育事務所単位で面接し採用するというしくみとなった。これにより、臨床心理士会に所属せず公認心理師資格のみ保有している方もスクールカウンセラーとして任用できるようになった。
- ②－(2) 各教育事務所、教育委員会、学校、S Cあて、Q & Aを作成し周知を図った。また、令和2年度第1回スクールカウンセラー研修会は中止とし、研修資料を全S Cあて送付することで実施に変えた。その後の研修会はオンラインでの開催を検討している。

奈良県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒の心の相談にあたりるとともに、悩みを抱えた児童生徒の保護者に対する支援を行う。また、児童生徒に対し多面的な支援ができるようにスクールカウンセラーが教員に対してコンサルテーションを実施することにより、学校の教育相談体制の強化・充実を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に役立てる。

（2）配置・採用計画上の工夫

在籍生徒数及び学校の状況により、配置時間を変える。

中学校に配置しているスクールカウンセラーが必要に応じて校区内の小学校へ出向き、相談業務等に就く。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

中学校 : 103校

高等学校 : 11校

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師 23人

②臨床心理士 27人

③精神科医 0人

④大学教授等 0人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県または指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

拠点校	103中学校	(年34回・1回5～6時間・6中学校)
		(年17回・1回5～6時間・63中学校)
		(年11回・1回4時間・34中学校)
単独校	11高等学校	(年34回・1回5～6時間・1高等学校)
		(年35回・1回5時間・6高等学校)
		(年30回・1回5時間・3高等学校)
		(年20回・1回7時間・1高等学校)

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールカウンセラー活用事業実施要領」、「スクールカウンセラー活用事業の運用について」、「スクールカウンセラーの職務」等を作成し、４月に開催するスクールカウンセラー活用事業の連絡会で配布している。連絡会には、市町村教育委員会の担当者や各校の教育相談担当者、スクールカウンセラーが出席する。各校には、連絡会で配布した資料をもとに、教職員へ周知をお願いしている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

「県立高等学校教育相談担当者会」及び「スクールカウンセラー活用事業学校担当者会」を開催し、研修や行政説明においてスクールカウンセラーへの理解の促進に努めている。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

本事業で採用しているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者全員

（２）研修回数（頻度）

年３回 ４月 連絡会

 ７月 スクールカウンセラー研修会（「『こころと生活等に関するアンケート』について」）

 １２月 スクールカウンセラー研修会（「子供理解からはじめる指導と支援について」）

（３）研修内容

行政説明、講演、事例研修、情報交換

（４）特に効果のあった研修内容

大学教授による問題を未然に防ぐ『こころと生活等に関するアンケート』の活用についての講演会
教職大学院非常勤講師による認知行動療法にもとづく子供理解についての講演会
事例研修、情報交換

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 有・２人

○活用方法 希望するスクールカウンセラーへのスーパービジョン、研修会での助言

（６）課題

- ・スクールカウンセラーは他の職業にも就いており、研修会へ参加のための日程調整が難しい者もいる。また、研修会等への参加費用（旅費や日当）は経費として計上できないため、参加者の自己負担となっている。
- ・スーパーバイザーの効果的な活用について検討する。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒への進学支援のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

生徒自身の健康不安に加え、保護者の健康問題が生じたことで不登校状況の長期化と、家庭の経済状況が深刻化し、生徒の高校進学が極めて困難な事態となっていた。生徒と社会とのつながりを絶たないことを第一の支援策と定め、担任やＳＳＷと学校内でのケースカンファレンスを定期的を実施。生活実情の把握を行いながら学校・ＳＳＷ・ＳＣが同一の方向性で生徒と保護者を支援できるように意思疎通を図ると共に、生徒や保護者の意向に沿った支援を行えるよう定期的かつ継続的にカウンセリングを実施した。進捗状況を見ながら管理職を通じて適宜行政機関との情報共有と支援の連携を図った。

既述の支援を行う中で生徒が卒業後も学習面の支援だけではなく、安心して日々の生活が送れ、困難な状況に陥った際にはすぐに外的な支援を求められるように心理教育を行い、生徒・家庭への援助システムを整えた。

【事例2】母親からの虐待が疑われた生徒支援のための活用事例（⑬児童虐待）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

生徒が頻繁に保健室利用を行う中で、夜間母親が不在になることや、母親との言い争いから暴力を受けていることが発覚しＳＣとの面接につながる。これまでの育ちの中で、要保護児童対策地域協議会の保護対象となっていたことや児童相談所の介入があったことから、管理職を通じて生徒の状況を関係機関へ通告した。生徒の情報の中で虐待のリスクが高いと判断された際には管理職から関係機関に対して見守りの強化を依頼し、生徒の負担を最小限にしながら学校生活が継続できるよう支援を行った。

また保護者と直接関わる担任や養護教諭と生徒のカウンセリングを行うＳＣが緊密に連携し、生徒への適切な養育となるよう教員へのコンサルテーションを通して保護者支援を行った。

【事例3】子育てと家事をこなす生徒支援のための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

学校内でしんどさや不安を訴えることが継続し、保健室利用が頻回になったことから養護教諭、教育相談担当教員が窓口となりＳＣへの相談につながる。これまでの生い立ちから傷つき体験を繰り返していたことが明らかであった為、心理教育を中心に据えて継続的な面接を実施。教育相談部会で検討し、生徒の情報を学校全体で共有した。支援を継続していく経過において、幼い兄弟の養育や家事全般を保護者から任されている状況が日常的に発生していることが確認され、生徒の心身の健康上の問題にも影響を及ぼしていた為、管理職を通じて行政機関との情報共有を行った。

生徒と保護者の関係性を維持する為、直接的な保護者への介入は生徒のニーズと緊急性から鑑みて行わず、生徒の見守りと支援を学校内で継続できるようにコンサルテーションを実施。幼い兄弟の乳幼児健診の際には行政機関の支援が行き届くよう、管理職を通じて行政機関との連携を図りながら、生徒の生活状況の見守りと心理支援を継続して行っている。

【事例4】保護者対応に関する校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

配置校の校内研修として、保護者対応について実施した。研修で取り上げた具体的な事例は、自傷を行う生徒の保護者と連携体制を構築するための対応と発達にばらつきのある生徒の保護者への支援方法についてである。

まず、保護者対応の基本である信頼関係を築いていくための話の聴き方・進め方や教職員間の連携の大切さについての研修を行った。その上でトラブルが起きやすい状況での受け答えについて考えていくワークを行い理解の促進を試みた。

次に自傷を行う生徒の保護者対応について、伝え方や注意点を丁寧に確認した。そして、保護者が抱く感情

について、不安が高いなど、性格ごとにパターンを分けて、その対応を考えた。更にこの事例への対応については、自傷についての理解を深めることも大切だと考え、自傷を行う生徒の心理状態についての研修も行った。

最後に、発達にばらつきのある生徒の保護者への対応について考えた。障害の有無ではなく、今後の対応について話し合うという未来志向的な基本姿勢の理解が重要であると考え、保護者への寄り添い方や保護者が前向きになりやすい話の進め方などを、具体例を挙げながら説明した。その後、保護者はどのように障害を受容していくのか、その段階ごとの対応例をいくつか伝え、保護者が傷つきやすい場面の一つである、専門家へ繋ぐ際の対応について細かく注意点を確認した。最後に全体の質疑応答を行い、研修を終えた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜年度＞	＜配置校数＞	＜ケース数＞	＜相談件数＞
平成２４年度	６８校	１，１７８件	５，６０１件
平成２５年度	６７校	１，６０６件	７，０９９件
平成２６年度	６８校	２，３３８件	６，５５７件
平成２７年度	１１０校	２，６１７件	７，１０１件
平成２８年度	１１３校	２，３２５件	６，４７６件
平成２９年度	１１３校	２，４９４件	６，９１７件
平成３０年度	１１１校	２，３０３件	６，９８２件
令和 元年度	１１４校	３，８１５件	１０，６６３件

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・配置校数、配置時間の一層の拡充が必要であり、そのための予算確保が課題である。
- ・重大事態等により緊急支援を行う場合に、効率的な支援体制を組むことが難しい。
- ・山間部にある学校へ配置する人材を確保することが難しい。

＜課題の原因＞

- ・生徒指導上の課題の複雑化やスクールカウンセラーを含めた教育相談に基づく指導及び支援が進み、相談件数が増加したため。
- ・県教育委員会にスクールカウンセラーを配置していないため。
- ・山間部の学校へは交通機関が少なく、宿泊が必要となる学校もある。また、冬季の道路事情の関係からも配置できる人材に限られるため。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・スクールカウンセラーによる校内研修を実施し、カウンセリングマインドを基にした支援と指導についての考えを広めた。
- ・配置時間数を増やすために、予算の増額を要求した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・各校で相談件数及び相談時間が増加し、小学校配置を進めることや各配置時間の一層の拡充が必要である。

- ・学校では対応しにくい案件への対応や緊急支援を行う場合に、迅速に対応することが難しい。
- ・山間部にある学校へ配置する人材を確保することが難しい。

＜課題の原因＞

- ・生徒指導上の課題の複雑化やスクールカウンセラーを含めた教育相談に基づく指導及び支援が進み、相談件数が増加したため。
- ・県教育委員会にスクールカウンセラーを配置しておらず、センター機能をもてていないため。
- ・山間部の学校へは交通機関が少なく、宿泊が必要となる学校もある。また、冬季の道路事情の関係からも配置できる人材が限られるため。

＜解決に向けた取組＞

- ・小学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校（拠点校）のスクールカウンセラーの負担を軽減する。
- ・高等学校の配置時間数を増加する。
- ・センター機能を発揮できるよう、県教育委員会にスクールカウンセラーを配置する。

和歌山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒に係る課題に対して児童生徒、教職員及び保護者のカウンセリングを行うとともに、学校における相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村教育委員会及び県立学校から提出される申請書に基づき、スクールカウンセラー等の勤務日数及び、勤務時間数の調整を行う。
- ・各市町村教育委員会は、提出する申請書に、所管する学校に在籍する児童生徒数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数等を記載するとともに、配置希望校の優先順位の記載を併せて行う。単独校配置対象とされない学校については、近隣の中学校が拠点校となり、スクールカウンセラー等（以下、「スクールカウンセラー」と表記）が相談や訪問等をする等、対象校として対応する。
- ・配置希望校の地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況等）と、スクールカウンセラー等の勤務条件（通勤手段、可能勤務日数、曜日等）を考慮して配置を行う。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数について

小学校 77 人、中学校 66 人、義務教育学校 1 人、高等学校 29 人、特別支援学校 9 人

※配置校数について

小学校 140 校、中学校 107 校、義務教育学校 1 校、高等学校 25 校、特別支援学校 10 校
適応指導教室 13 箇所

※資格の記入について

スクールカウンセラー（有資格者）について

- ①公認心理師 14 人
- ②臨床心理士 27 人（※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0 人
- ④大学教授等 0 人
- ⑤上記①②の両者に該当する者 43 人
- ⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 1 人

スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 11 人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者 15 人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について 1 年以上の経験を有する者 0 人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 8 人

※主な配置形態について（配置日数は、主な日数）

- ・単独校 1 3 8 小学校 （年 1 7 日・1 回 5 時間）
 5 3 中学校 （年 3 5 日・1 回 5 時間）
 2 5 高等学校 （年 3 5 日・1 回 5 時間）
 1 0 特別支援学校 （年 3 5 日・1 回 5 時間）
- ・拠点校 2 小学校 （年 3 5 日・1 回 5 時間）
 5 4 中学校 （年 3 5 日・1 回 5 時間）
- ・対象校 9 1 小学校 （拠点校の日数に含まれる）
 9 中学校 （拠点校の日数に含まれる）
 1 3 適応指導教室 （年 2 0 日・1 回 5 時間）

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインは未策定

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

4 月の連絡協議会にて、市町村教育委員会担当指導主事等及び県立学校スクールカウンセラー担当教員を対象に、事業内容と活動方針等について説明を行った。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

和歌山県スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者、市町村教育委員会担当指導主事、県立学校スクールカウンセラー担当教員

（2）研修回数（頻度）

全体研修 年間3回、地域別研修 年間1回

（3）研修内容

○全体研修

①第1回研修会

「チーム学校体制における心理的な支援のあり方」

鳴門教育大学大学院 葛西 真紀子 教授

②第2回研修会

「クラスで担任とつくるストレスマネジメント授業—いじめ予防からストレスチェックを活用した面接まで—」

兵庫県立大学大学院 富永 良喜 教授

③第3回研修会

「特別支援教育の視点を活かしたかかわり」

鳴門教育大学大学院 小倉 正義 准教授

○地域別研修

グループスーパービジョン研修（6地域7会場）

- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザー（以下、「スーパーバイザー」と表記）1名が、事例検討の意義と手順等について講義を行い、各勤務校において、事例検討を効果的に実施できるよう指導した。
- ・スクールカウンセラーが持参した実践事例をもとに、スーパーバイザーが、検討過程におけるファシリテーターを行い、グループスーパービジョンを実施した。

（4）特に効果のあった研修内容

地域別のグループスーパービジョン研修では、スーパーバイザーがファシリテーターとなり、事例についてアセスメントを進めることでスクールカウンセラーの知識と技能を高めた。

また、事例検討をもとに、アセスメントの方法、学校組織におけるスクールカウンセラーの役割、教育相談体制のための働きかけ等について助言するなど、実践に繋がる研修となった。

他府県出身のスクールカウンセラーも多数勤務するため、勤務する県外の地域の状況や活用資源等について情報を得る機会にもなった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・無）

学校臨床について、長年にわたる経験に裏打ちされた知識が豊富なスーパーバイザー3名により、学校における実践の質の担保と資質向上を目的に、スクールカウンセラーへのスーパービジョンを実施した。

また、学校での緊急事態発生時において、県教育委員会としての対処や派遣するスクールカウンセラーの人選等について、県教育委員会に対して助言した。

○活用方法

①個別スーパービジョン

3名のスーパーバイザーが分担し、年間34日においてのべ119名のスクールカウンセラーへの個別スーパービジョンを実施した。実施にあたって、県教育委員会が、事前に個別スーパービジョンを希望するスクールカウンセラーを募り、スケジュールを作成した。スクールカウンセラーは、勤務校において対

応に苦慮するケース等についてまとめた資料を持参し、スーパービジョンを受けた。

②グループスーパービジョン

6地域7会場に1名ずつスーパーバイザーが出席し、スクールカウンセラーから提供された事例についての検討過程におけるファシリテーターの役割を果たした。

③学校での緊急事態発生時における対応

不測の事態により、児童生徒の生活への影響が予測される際に、県教育委員会が県臨床心理士会とどのように協働すべきかなどについて助言を受けた。

緊急時の対応について、重大案件である場合、市町村教育委員会や学校に出向き、相談・支援の体制作りや具体的対応について、助言を行った。

(6) 課題

多くのスクールカウンセラーが公認心理師資格試験に合格したことにより、スクールカウンセラーに準ずる者の占める割合は低下した。

しかし、スクールカウンセラーによりケースへの対応力に差がある。スクールカウンセラーの対応力や問題意識を高めるために、県教育委員会は各スクールカウンセラーの能力を把握して支援したり、全体研修を充実させたりすることが必要である。また、スクールカウンセラーに学校現場で必要とされる知識等を習得させる必要がある。

スーパービジョンについては、利用するスクールカウンセラーが減少傾向である。県教育委員会は、より多くのスクールカウンセラーにスーパービジョンを受けるよう促す必要がある。スーパーバイザーに対しスーパービジョンの質の向上を求めていくことが必要であると考えられる。そのための方策として、スーパーバイザーに対しアンケート調査を行い、スーパーバイザーの満足度に関するフィードバックをスーパーバイザーに対し行うことも一つの方法であるとする。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自傷行為を繰り返す生徒への支援における活用事例（④友人関係 ⑥家庭環境 ⑧心身の健康・保健）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

リストカット、薬物（風邪薬）の過剰摂取を繰り返し、欠席が目立ち始めた女子中学生に対し、担任が丁寧に面談を行った上で、スクールカウンセラーが面接を開始した。当該生徒は面接において、母親が精神的に不安定であること、同居している父親祖母から自身への叱責が強く、登校する気力がなくなると話した。また、今のクラスでは、気の合う友人がおらず、教室でいることが苦痛であるとのことだった。担任から母親に当該生徒の状況を説明したところ、母親は当該生徒とどうかかわっていいかわからず、向き合って話し合うことを避けていたとのことであった。学校は、校内ケース会議を実施し、担任が中心となって当該生徒を支え、スクールカウンセラーが精神的に不安定な母親をフォローし、校長が学校としての方針を両親に伝えるという役割分担で取り組むことを決定した。スクールカウンセラーが母親の不安定な言動への対応を行い、面接を継続することで、母親は当該生徒の状況を受け止めることができるようになった。そして、当該生徒を医療機関に受診させることができた。その後も、学校は当該生徒の医療機関への受診を継続して支援した。また、担任は当該生徒と他の生徒の関わりが途絶えることがないようにするため、当該生徒が間接的に行事などに参加できるよう配慮した。しかし、本人と家庭の状況が安定しないままであるため、スクールカウンセラーは、面接の中で、卒業までに関係機関とのつながりを作っておくことや進学先のスクールカウンセラーとの連携を図ることの必要性を本人や保護者に伝える了承を得た。

【事例2】不登校傾向にある生徒への臨床動作法による支援の活用事例（①不登校）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

昨年度から担任が、欠席の続く生徒宅に家庭訪問を実施してきた。当初は、担任の呼びかけに一切応じることはなかったが、担任は何度目かの家庭訪問で当該生徒に会うことができた。その後、相談室に登校できるようになったため、スクールカウンセラーが週1回の面接を担当することになった。スクールカウンセラーの面接では、当該生徒は常に緊張した様子で全身に力が入っていた。他機関での言語面接も受けていたこともあり、スクールカウンセラーは当該生徒に臨床動作法を行った。その結果、徐々に緊張感が緩和されていった。更に、当該生徒は可能な範囲で、一人で登校する練習を行うよう勧めた結果、当該生徒は自分で〇学期より登校するということを決め、予定どおり登校することができた。

【事例3】虐待への支援に係る活動事例（①不登校 ③虐待）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

女子中学生が母親からの暴力を担任に訴えたため、学校は児童相談所に通告するとともに、両親と母方の祖父母を学校に呼んで話を聞いた。その結果、当該生徒の意思も確認し、当面は母方の祖父母宅から登校することになった。同時に当該生徒と母親はスクールカウンセラーの面接を受けることになった。

当該生徒はスクールカウンセラーとの面接において、大人への不信感と自主独立への強い願望を訴えるとともに両親や母方の祖父母との関係性に対する不全感を語った。その後、不登校状態となっていた。

しかし、母方の祖父母は何かと反抗的な態度である当該生徒への対応に疲弊していった。また、母方の祖父母は両親に当該生徒への関与を促したが、両親は当該生徒に向き合おうとしない状況が続いたため、スクールカウンセラーが、担任と共に母方の祖父母宅を訪問して祖父母の気持ちに寄り添いながら当該生徒を学校全体で支えることを伝えるとともに、祖父母による当該生徒への支援を継続するよう要請した。

スクールカウンセラーは、母親の面接の中で、当該生徒を自宅に戻すことに否定的な母親に対し、母方の祖父母宅を訪れて、当該生徒への声かけを行うよう促した。学校では、ケース会議を開き信頼できる大人との関係性の構築や当該生徒が好きなことを受験に繋げていくこと等の方策を検討した。当該生徒は継続してスクールカウンセラーと面接を行い、なりたい職業を見据えて、将来の生活について前向きに話すことができるようになった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

当県では、年々単独配置校を増やしてきた。平成３１年度には、山間部や紀南地域等の過疎地域等において、拠点校方式により中学校を拠点校とし、校区内の未配置の小学校を対象校としながら、全小中学校にスクールカウンセラーを配置とした。

以前も市町村内、或いは近隣の学校に配置しているスクールカウンセラーの活用を可能にしていたが、未配置校を対象校として位置づけることで、スクールカウンセラーの活用が一層進むようになった。

また、市町村が設置する適応指導教室へのスクールカウンセラー配置も拡充してきた。適応指導教室配置のスクールカウンセラーが勤務している学校では、スクールカウンセラーが把握している適応指導教室での当該児童生徒の学習や活動状況を校内ケース会議等で共有することにより、アセスメントの精度を高めることができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・県内全域に渡り（特に山間部や紀南地域）、人材が不足しており、有資格者は更に少なく確保が難しい。

＜課題の原因＞

- ・地理的条件による課題

当県では、公共交通の利便性が低い山間部等の僻地にも多くの学校が設置されている。

また、スクールカウンセラーの勤務時間が公共交通機関の運行時間と一致しないため、自家用車による通勤を余儀なくされている。特に、紀南地域の学校に、通勤に２時間以上かけて通勤している場合がある。人材も不足しているため、スクールカウンセラーを希望するすべての学校に単独配置することが困難となっている。

- ・有資格者の不足

当県では、全ての小中学校に県内在住者のスクールカウンセラーを配置することは困難であり、他府県から勤務可能な者を確保している状況である。さらに、スクールカウンセラーに準ずる者を配置している学校の割合が４割近くを占めており、ケースによっては専門性の不足等により対応への不安を抱えることもある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・近隣の府県の臨床心理士会や臨床心理士を養成している大学等に広報するなど、広く募集活動を行った。
- ・確保した人材のうち、県中部に在住のスクールカウンセラーを紀南地域の学校で勤務するよう依頼した。
- ・相談対応の充実に向け、スクールカウンセラースーパービジョン体制の充実に努めた。
- ・県教育委員会教育相談主事がスクールカウンセラー等の活動状況を把握し、必要に応じてスーパービジョンにつないだり、業務遂行に向けて助言を行ったりすることにより、スクールカウンセラーの資質向上と学校における効果的な教育相談体制の構築を目指した。
- ・政府に、現行の教職員定数を減じることなく、スクールカウンセラーを必要な職員として教職員定数に規定することを要望した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・人材確保

＊有資格者の比率が高まっているが、100％ではない。

＊他府県在住のスクールカウンセラーを多く採用しているが、週１回程度の勤務が多く、また、当県に複数年にわたり、継続して勤務するスクールカウンセラーが少ない。

- ・対象校を設定したが、旅費等の関係で対象校への勤務日数が少なかった。
- ・全校配置を行うことができたが、昨年度までの未配置校では、スクールカウンセラーの業務への理解が乏しく、十分活用することができなかった。
- ・新規採用者、経験が浅いスクールカウンセラーが多く、地域や学校の特色を理解するまで、時間がかかった。

＜課題の原因＞

- ・山間部や紀南地域の学校で勤務可能なスクールカウンセラーが少ない。
- ・拠点校方式の体制の整備が不十分である。
- ・教職員のスクールカウンセラーの業務内容や活用方法についての理解が不十分である。

＜解決に向けた取組＞

- ・臨床心理士の養成機関や近隣府県の臨床心理士会に、早い段階で協力を要請する。
- ・「スクールカウンセラー活動の手引き」を作成し、周知する。
- ・常勤化に向けて政府への要望を継続する。

鳥取県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理・教育相談に関して、専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の諸課題の問題・解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・全県立学校に配置
- ・学校規模及び実情（不登校数や問題行動等）に応じた配置時間数の決定、複数カウンセラーの配置。
- ・県内の全市町村（学校組合）立中学校を拠点校とし、校内の小学校の相談にも対応。
- ・小学校1校について単独配置。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数（延べ人数）

小学校：1人

中学校（義務教育学校を含む）：83人

高等学校：29人

特別支援学校：10人

教育委員会等：4人

○配置校数

小学校：1校

中学校（義務教育学校を含む）：56校

高等学校：24校

特別支援学校：10校

教育委員会等：4箇所

○資格

・スクールカウンセラーについて

- | | |
|---------------|-----|
| ① 公認心理師 | 3人 |
| ② 臨床心理士 | 17人 |
| ③ 精神科医 | 0人 |
| ④ 大学教授等 | 1人 |
| ⑤ ①②2つに該当する者 | 30人 |
| ⑥ ①④2つに該当する者 | 1人 |
| ⑦ ②④2つに該当する者 | 2人 |
| ⑧ ①②④3つに該当する者 | 2人 |

・スクールカウンセラーに準ずる者について

- | | |
|---|----|
| ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 | 2人 |
| ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 | 4人 |

③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と
認めた者

0人

○主な勤務形態について

単独校 1 小学校 (週1日・1回3時間)

0 中学校

1 2 高等学校 (週1日・1回6時間)

1 0 特別支援学校 (週1日・1回2時間)

拠点校 5 6 中学校 (義務教育学校を含む) } (週1～3日・1回4時間～8時間)

対象校 1 1 9 小学校 } (週1日・1回1時間～2時間)

巡回校 1 2 高等学校 (週1日・1日6時間)

※県教育委員会事務局4箇所に教育相談員(臨床心理士)を配置

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

県教育委員会作成「教育相談体制充実のための手引き」(平成30年7月)の中で、スクールカウンセラーの職務を明確に示し、研修会及び連絡協議会等において、手引きの活用について教職員への周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県全体の研修会を年2回実施し、スクールカウンセラーと教職員の連携の促進を図っている。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

スクールカウンセラー、教育相談担当教職員、各市町村教育委員会指導主事等

（２）研修回数（頻度）

- ・ 県全体（年２回）
- ・ 県内各地区別研修 ※各地区で年１～２回

（３）研修内容

○講義 「医療から見た学校現場に期待すること」 講師：中部療育園長 杉浦千登勢氏
「虐待通告に係る児童相談所の役割と実際の対応について」 講師：倉吉児童相談所職員
「児童虐待対応における市町（虐待対応担当課）・市町教育委員会の役割と学校との連携について」 講師：中部教育局指導主事

○実践発表 「教育委員会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携した児童虐待への対応について」
「教職員対象の研修について」

○情報交換 「児童虐待への関わりと対応について」
「市町教育委員会と連携した児童虐待への対応について」
「発達に課題のあるケースへの対応」

（４）特に効果のあった研修内容

「教育委員会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携した児童虐待への対応について」の具体的な事例についての実践発表を通して、連携して対応することの重要性を参加者全体で共有できた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無し

（６）課題

- ・ スクールカウンセラー及び教育相談担当教職員のニーズに応じた研修の工夫
- ・ スクールカウンセラーと教育相談担当教員との効果的な校内連携の在り方
- ・ 経験の少ないスクールカウンセラーの資質向上等の在り方

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】問題行動生徒への支援のための活用事例（⑤⑥）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

◇取組（問題行動生徒及びその家庭への支援）

万引き等の問題行動の中で母子の関係がこじれ、母親から子どもに対する対応や声かけに困っていると学校に相談があった。教育相談担当教員は母親や当該生徒自身との面談を重ね、生徒や母親の気持ちを代弁してお互いの気持ちを伝える等の支援を行った。その後、専門的相談員としてスクールカウンセラーにつなぎ、学校へは伝えづらい内容の相談にも乗っていただいた。継続面談の中で母子は落ち着いてきたものの、卒業後のことや今後の母親の不安定を軽減するため、医療やサポートセンターとの連携会議にスクールカウンセラーにも参加してもらった。

◇成果

- ・生徒の心のケアを継続して行うことで、母子ともに精神的に落ち着いた。
- ・当初は人の目が過度に気になる状況であったが、スクールカウンセラー、心の教育相談員、教職員の連携により、少しずつ教室に復帰することができた。

【事例1】問題行動生徒への支援のための活用事例（④⑦⑩）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

◇取組（発達障がい疑われる児童への支援）

- ・授業中に離席し、他の児童への迷惑行為を行ったりする児童について、スクールカウンセラーが授業参観し、当該児童の様子を観察する。その結果、当該児童のADHDが疑われると推測し、医療へつなぐ必要があると判断する。
- ・スクールカウンセラーが保護者と面談し、医療機関への受診を勧め、家庭での関わり方について助言を行う。

◇成果

- ・スクールカウンセラーとの面談後、当該児童の保護者が頻繁に授業参観を行うなど、学校に対して協力的になった。
- ・スクールカウンセラーから保護者へ助言等を行ったことにより、医療機関への受診につながり、学校と医療が連携することで、児童の行動は改善され、落ち着いて授業に取り組めるようになった。

【事例4】学校不適應の未然防止のための活用事例（⑱）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

◇取組（ストレスマネジメントの授業実践）

○教職員向けの事前研修

- ・生徒向けの授業を実施する前に、リラクゼーション法等の研修を実施。

○ストレスマネジメントの授業実践

- ・学級ごとに授業を実施。担任等の教職員が授業をサポート。

○授業後の研究協議

- ・授業後に研究協議を行い、スクールカウンセラーが生徒の見立て方や関わり方について助言。

◇成果

- ・生徒たちはストレスとの付き合い方を学び、教職員にとっても良い研修の場となった。
- ・授業後に研究協議を行うことによって、授業による成果について共有し、振り返ることができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から、本県は不登校児童生徒のうち、「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた割合」は、約４割となっており、積極的に活用している傾向が見られる（表１）。

また、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」は、小学校では全国より高く、年々増加している。本県は、中学校を拠点校として中学校区の小学校にもスクールカウンセラーが巡回しており、小学校における早期支援の充実が進んでいる。また、中学校では、「継続した登校には至らないが好ましい変化が見られるようになった児童生徒の割合」が全国より高い（表２）。

【表１】相談・指導等を受けた学校内外の機関等

	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた割合
R1 鳥取県小中学校（公立のみ）	38.0%

【表２】不登校児童生徒への指導結果状況（公立のみ）

区分	小学校			中学校		
	H30 鳥取県	R1 鳥取県	H30 全国	H30 鳥取県	R1 鳥取県	H30 全国
(a) 指導の結果登校する又は できるようになった児童生徒	31.0%	35.1%	26.8%	35.0%	23.8%	26.4%
指導中の児童生徒	69.0%	64.9%	73.2%	65.0%	76.2%	73.6%
(b) うち継続した登校には至 らないものの好ましい変化 が見られるようになった児 童生徒	21.0%	21.0%	22.4%	28.2%	28.6%	22.0%

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

小学校での教育相談活動等のニーズが高まっていることから、スクールカウンセラーの配置時間等の拡充を図る必要がある。

<課題の原因>

中学校拠点校型配置のため、小学校への巡回や勤務時間の確保を重点的に行うことで、小学校の勤務時間及び相談件数が増加する半面、中学校においては減少している。総勤務時間数が不足している現状である。

<解決に向け実施した取組>

スクールカウンセラーの配置時間の拡充のため、スクールカウンセラー活用の効果等及び小学校単独配置校の効果等の検証を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

不登校や問題行動等の未然防止を目的として、スクールカウンセラーと教職員との協働による心理教育の充実を図る。

＜課題の原因＞

スクールカウンセラーは勤務時間の多くを教育相談活動として活用しているため、心理教育を実施できている学校やスクールカウンセラーが少ない状況であり、今後、心理教育の実践を充実させていくことが必要である。

＜解決に向けた取組＞

- ・全県の研修会において、心理教育の充実に向けた大学教授による講演及びスクールカウンセラーによる模擬授業を実施予定である。
- ・心理教育の実践に有効な指導案及び資料を学校及びスクールカウンセラーへ情報提供を行う。

島根県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等への対応においては、学校におけるカウンセリング等の学校教育相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校、各教育事務所及び県教育委員会に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、生徒指導の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村教育委員会及び県立学校から提出された評価票及び次年度の希望票をもとに、学校の状況や地域性等を考慮のうえ、スクールカウンセラーの派遣または配置の可否を決定する。

スクールカウンセラーの採用においては、「スクールカウンセラー募集案内」を県のホームページに掲載、また、テレビの情報番組等で広く募集を行い、審査（面接等）を行い、任用可否を決定する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

◆スクールカウンセラー：81名

①公認心理師：4名 ②臨床心理士：55名 ③精神科医：0名 ④大学教授等：4名

◆スクールカウンセラーに準ずる者：18名

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：5名
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：11名
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：0名
- ④ ①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者：2名

◆平成31年度 SC 配置校・時間数一覧（分校、定時・通信制を含む）

校種	配置時間						合計（校）
	140 時間	100 時間	70 時間	40 時間	30 時間	20 時間	
小学校	0	13	66	41	53	25	198
中学校	38	10	32	12	0	0	92
義務教育学校	1	0	0	0	0	0	1
県立学校	5	5	26	10	2	1	49
合計（校）	44	28	124	63	55	26	340

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・島根県教育委員会にて、平成29年度6月に「スクールカウンセラー活用事業にかかるガイドライン」を策定した。このガイドラインを各教育事務所や市町村教育委員会、県立学校へ配布し、周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・毎年6月に、各学校担当者とスクールカウンセラーを対象とした「スクールカウンセラー活用事業連絡協議会」を開催している。本県のスクールカウンセラー活用事業についての説明と、外部から講師を招いて講義・演習などを含めた研修を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象 県で任用しているスクールカウンセラー（81名）

(2) 研修回数（頻度） 年間5回の研修会及び1回の連絡協議会

(3) 研修内容

研修会	研修内容
平成31年度任用SC 初任者研修会	・事業の概要説明 ・報告義務と守秘義務について ・スクールカウンセラーを支える相談体制について
第1回 SC研修会	・事業の概要説明 ・緊急支援・危機対応について ・情報交換
第2回 SC研修会	・校内研修の企画・運営について
第3回 SC研修会	・事例検討
第4回 SC研修会	・講演会講師：京都教育大学 内田教授

(4) 特に効果のあった研修内容

校内研修に関する研修会において、経験年数や勤務校に差があるスクールカウンセラーどうしで、以前実施したことのある研修内容や今後実施予定の研修の内容を紹介しあうことにより、実施におけるポイントや工夫、困っている点等を共有することができた。特に新任者や経験年数の浅いスクールカウンセラーにとっては、研修を通して抱いていた不安が軽減したり、校内研修に対する意欲やスキルを高めたりすることができた。

スクールカウンセラーという立場は、学校現場では一人職であるため、参加した者どうしで情報交換を行ったり、スーパーバイザーからの助言を得たりすることができる研修の機会は非常に有意義であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザー（SV）の設置について

県教育委員会に1名、3地域の教育事務所に1名ずつ、計4名を配置

○活用方法について

- ・SC研修会の企画・運営
- ・スクールカウンセラーの個別相談
- ・新任者配置学校への訪問
- ・緊急支援・危機対応
- ・各学校の職員の来所相談
- ・その他本事業の運営に必要と認められるもの

(6) 課題

スクールカウンセラーの研修会及び連絡協議会への参加については、自己研鑽の場と位置づけており、必修的な参加を求めている。他県在住で本県の学校に勤務しているカウンセラーや他の職と兼ねているカウンセラーが多く、参加できにくい者もいる。ニーズに応じて研修会場を変更する等、参加者が増えるように工夫をしているが、参加するカウンセラーは固定化されている。より多くのカウンセラーが参加できるよう、研修内容、日時・会場の設定等を工夫する必要がある。

また、毎年新規カウンセラーを任用しており、本事業の趣旨や倫理（守秘義務、報告義務等）についての共通理解を行っている。特に実際の事案対応を想定した事例検討会、経験のあるカウンセラーとの情報交換の場やスーパーバイザーとのスーパービジョンの場等を適宜設定している。今後はより一層新規任用者の資質・能力の向上を図るため、計画的・継続的に研修の場を設定することが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】母子・兄弟間でのトラブルと家庭環境調整に関して SC を活用した事例（⑥家庭環境⑩発達障害等）

＜単独校配置＞

小規模小学校女児の事案である。就学前に ADHD と診断され、服薬・定期的に病院受診をしている。また、母と兄弟と同居しているが、中学生の兄の一人も同様に ADHD の診断を受けており、本児と同様に服薬や病院受診をしている。

学校では気分の浮き沈みがあり、自分の考えを通したり、気持ちの切り替えに時間がかかったりすることもあるが、学級の児童の理解もあり、友達がうまく対応してくれるためトラブルになることは少ない。家庭では、母や兄からの暴言や兄弟げんかが日常的にあり、不安感が強く、精神的に不安定になることがある。

以前から本児の要望により、スクールカウンセラーとの面談を月1回程度継続している。

本児は、スクールカウンセラーとの面談を楽しみにしており、困っていることや話したいことを中心に、興味のあることを楽しそうに話すこともあった。ただ、スクールカウンセラーにしか話せないこともあり、「兄からの暴言・暴力が怖く、家に帰りたくない。子どもだけで過ごすのは怖い。」「兄と母とのけんかをきっかけに母が数時間家を出て行ってしまう。」など不安を強く訴えることがあった。

スクールカウンセラーより子ども達の安全を考えると、関係機関を集めて支援会議を開くようアドバイスを受けた。支援会議では情報交換・共有を行い、状況の変化と子ども達の安全が確認できるようにした。また、今後のことも考えて、要保護児童対策地域協議会（以下要体協）の対象家庭として見守る方がよいという意見が、要体協認定に向けて会議が行われ、支援体制構築のきっかけとなった。その後、本児だけでなく、母・兄などへの支援もチームで行われている。

【事例2】 父親からの虐待を訴えた児童に対するスクールカウンセラー活用事例（⑬児童虐待）＜単独校配置＞

小学校高学年男子の事例である。児童は、両親の離婚に伴い幼少期より父親との生活となった。また、入学以来教職員や学級の仲間とのかかわりにおいて不適応が見られ、不登校や行き渋り等はないものの、突然感情的になり、授業中に教室から飛び出したり、仲間につかみかかったりすることが絶えなかった。

3年時には、定期的な保護者面談を通して、児童の状況や具体的な行動目標を共有しながら、また、市教委内の「相談支援チーム」へ相談依頼を行いながら児童の支援を行っていたが、4年時には落ち着きも見られた。

しかしながら、5年生になり、「自分は父親から虐待を受けている。例えば・・・」と養護教諭に話しかけてきた。学校は、養護教諭からの報告を受け直ちに市教委へ一報を入れるとともに、市教委の生徒指導担当者を含めた対応会議を招集し、今後の対応について協議を行った。また、市教委を通じて、スクールソーシャルワーカーへの協力依頼を行った。

対応会議ではまず、全教職員で「市要保護児童対策地域協議会」が虐待の例示として示している7項目について状況確認等を行うとともに、児童へのアプローチを図る旨を確認した。アザや傷はなく不潔でもないこと。食事は近所に住む祖母等と一緒に食べていること。また、児童が「父親には絶対に“このこと”を伝えないでほしい。」と話していること等を鑑み、児童へのアプローチについては、養護教諭等との教育相談に加え、前年度より各校配置となったスクールカウンセラーの活用が有効であると考え、児童との教育相談を意図的に設定した。

直ちに保護者へ直接的な言及を行う必要があるのではないか。という思いもあったが、まずは、児童の思い等を専門家の意見を踏まえた上で把握、理解することが重要であると考えたからである。

その結果、児童は、「5年生になり担任の言動が厳しい、勉強が難しくてわからない。時々、母親の家に行くのは楽しみだが、父親は常に命令ばかりでほめられたことが一度もない。」等の話に加えて、「父親の言動を変えるにはどんな方法があるのか教えてほしい。」といった問いかけを行うことを通して自分の気持ちを整理していった。特に、他者からの“指示”を嫌がる児童にとって、スクールカウンセラーとの対話を通して感じた心地よさ等により、父親の言動に対する見方に変化がみられるようになった。また、担任や養護教諭は、スクールカウンセラーとのコンサルテーションを通して、児童への理解をより深めることができた。

児童の父親に対してはその後、スクールカウンセラーからの助言を参考に「児童が虐待を訴えています。」という直接的な言い方ではなく、児童が日ごろ感じている父親への思いや願いを伝えた。

今回の事例は、児童相談所に保護されたり、父親が関係機関から事情を訊かれたりといった事例ではなかったが早い段階でスクールカウンセラーを含めた組織的な対応を行ったことで、児童が自分自身への理解を深める機会になり、より前向きに日常生活を送ろうという意識の変容につながった。また、父親との面談においても、専門家の見方を伝えることで、自らの児童へのかかわり方について、より深く見つめることができたのではないかと考えている。

【事例 3】被害児童の心のケアを継続的に行い教育支援センター通所につなげたスクールカウンセラーを活用した事例（⑮性的な被害）＜単独校配置＞

男子児童が複数の下級生児童に下半身を見せるよう強制していたことを保護者が担任に報告したことから問題が発覚した。

学校は被害児童の心のケアと加害児童の指導支援について対応会議を開き、スクールカウンセラーに心のケアの要請を行った。スクールカウンセラーは全校児童に面接を行った。被害児童についてはスクールカウンセラーによるカウンセリング及び家庭との情報連携等を継続的に行った。加害男子児童と保護者へは親子同時に、人権感覚や人との距離感や相手への思いやりなどの心理教育を実施するとともに相談できる環境作りに努めた。

また、教職員はこの事案を受けて、臨時に職員研修を実施した。スクールカウンセラーを講師として被害児童の心の回復を中心に今後の学校での指導や支援の在り方について共通理解を深めた。

事件後休みがちであった児童も継続的なカウンセリングと校内支援体制により、教育支援センターの利用につながり、順調な立ち直りに向かっている。

【事例 4】ストレス・マネジメントのための教育プログラムにおける SC 活用事例（⑯教育プログラム）＜単独校配置＞

【目的】 ストレスとは人に悪影響をもたらすものだけではないことや、ストレスと上手につきあうことがこれからの学校生活、社会生活で必要であることを理解する。加えて様々なストレス対処が有ることに気づけるよう、グループ活動等を通して各生徒の取組を共有し、今後の生活にいかそうとする態度を育成する。

【方法】

1. めあての提示 「自分に合ったストレス対処法をたくさん見つけよう」
2. ストレスについて SC が説明する。

「ストレッサー」「ストレス反応」「ストレス対処」についてパワーポイントを使って説明する。ストレッサーは身体に悪いストレス反応をもたらすものだけでなく、良いストレス反応を与えるものもあることを抑え、上手につきあっていく必要があることを理解する。

3. 【個別学習】

各生徒が実際に行っているストレス対処法を 1 枚の付箋に一つずつ書き込む。

4. 【グループ学習】

模造紙に個別に作成した付箋を交互に貼り、紹介し合い、内容を分類しながらグループでまとめる。

5. ポスターセッション

別の班でどのようなストレス対処法があったかの説明をさく。

6. 振り返り

授業の感想と自分がこれからどのようにストレスとつきあっていこうと考えたかワークシートにまとめる。

中学校 1 年生の保健体育の授業で体育教員、養護教諭、スクールカウンセラーで実施した。実施時期は 3 学期中頃である。中学校生活に徐々に慣れ、関わる人数もずいぶん増えてきた中で、人間関係のトラブルも増えてきた。自分がやらなければならないことが多くなり、上手いかわからないことや様々な不安が高まる時期であると考えた。そのような不安、ストレスを持っているのは「自分だけではないか？」と孤独感を感じないよう、スクールカウンセラーの専門的な知識を学び、グループ活動を通して連帯感を育みたいと思い本授業を設定した。スクールカウンセラーは 4 月に全校生徒、保護者、地域に紹介できる場（オリエンテーション、校報等）を設け、各学年で計画的に教育プログラムを行っている。生徒達も安心して授業を受けられる関係づくりがなされている。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【令和元年度 相談件数等（県立学校＋市町村立学校）】

	不登校	いじめ 問題	暴力行 為	児童虐 待	友人関係	貧困の 問題	非行・ 不良行 為	家庭環境	教職員 との関 係	心身の健 康・ 保健	学業・ 進路	発達障 害等	その他	合計	うち、性的 な被害
児童生徒	806	107	19	57	2359	3	48	1359	193	2147	1189	264	2306	10857	15
保護者	535	15	6	5	96	0	11	341	28	323	97	185	210	1852	3
教職員	405	4	3	17	66	0	19	110	32	135	91	105	202	1189	0
その他	14	0	0	1	0	0	0	6	0	4	3	2	11	41	0
合計	1760	126	28	80	2521	3	78	1816	253	2609	1380	556	2729	13939	18
割合	12.63%	0.90%	0.20%	0.57%	18.09%	0.02%	0.56%	13.03%	1.82%	18.72%	9.90%	3.99%	19.58%	100%	

① 令和元年度のスクールカウンセラーへの相談状況

令和元年度の総相談件数は13,939件（前年度12,778件）であり、前年度比較で1,161件の増となった。
相談の対象者は、「児童生徒」が77.9%（同76.8%）、「保護者」が13.3%（同17%）、「教職員」が8.5%（同6.0%）である。
また相談種別の割合については、「心身の健康・保健」の相談が18.7%（同17.9%）、「友人関係」の相談が18.1%（同17.0%）、「家庭環境」の相談が13.0%（同13.4%）、「不登校」の相談が12.6%（同12.2%）と高い割合になっている。

「その他」については、相談者別の相談種別は以下のとおりである。
児童生徒：不適応、健康・性格など自分自身に関すること、無気力、思春期の心と体の悩み、部活動、学校生活、摂食障がい、不定愁訴 など。
保護者：健康、進学、しつけ、子育て（生活全般） など。
教職員：生徒理解、様々な生徒への対応 など。

② 令和元年度スクールカウンセラーの相談以外の活動状況

【令和元年度 相談以外の活動の種類】

令和元年度における相談以外のスクールカウンセラーの活動状況は、計12,791件（前年度10,345件）であった。活動内容は、「教職員とのコンサルテーション・情報交換」が最も多く全体の67.2%を占めている。また、本県では平成25年度よりスクールカウンセラー活用事業実施要項に「校内研修の実施」や「教育プログラムの実施」を盛り込んだことにより、スクールカウンセラーが教職員研修の講師として参加し、児童生徒の心のケアについて助言を行う等の活動場面が増えた。また、スクールカウンセラーが授業を参観し、その中で支援・援助を行う等の活動や、カウンセリングを受ける児童生徒の授業中の様子を参観することによって児童生徒理解を深め、その後のカウンセリング活動が円滑に進む等の好事例が増加した。

内 容	延べ回数
教職員とのコンサルテーション・情報交換	8594
職員会議等による事例研究・ケース会議	443
教職員研修における指導・助言	274
保護者対象の講演等	35
授業等における児童生徒への支援・援助	600
授業参観による児童生徒理解	2470
その他	375
合 計	12791
教職員研修回数	283
教育プログラム実施回数	205

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラー人材の確保（特に離島や県西部地域、中山間地）

地域によっては、任用できるスクールカウンセラーの数が少なく、県外等の遠方からの配置となっているケースがある。そのことにより、緊急性がある事案への対応が遅れがちになる場合や、事案によっては対応すること自体が難しい場合がある。

<課題の原因>

- ・上記の通り、人材が少ないことが原因であると考えられる。

<解決に向け実施した取組>

- ・県のホームページに任用に係ることを掲載したり、地域のニュース等で取りあげてもらったりして、広くスクールカウンセラーの募集を呼びかけた。また、臨床心理士会等とも連携をとり、人材の確保にあたった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラーの人材確保

引き続き人材確保について課題がある。昨年度任用者の多くが複数の学校を担当し、1 日 2 校勤務を行うスクールカウンセラーも多い現状がある。また、他の職と兼務している者も多く、学校が希望する勤務日程との調整が難しい場合が多数ある。昨年度の課題と同様、緊急性がある事案への対応について大きな課題が残っている。

また、それぞれの経験年数の差や、個人の技量による差があることも課題である。学校現場からの様々な要望に対して、スクールカウンセラーが十分に応えることができないケースもある。

<課題の原因>

- ・上記の通り、人材が少ないことが原因であると考えられる。

<解決に向けた取組>

- ・スクールカウンセラーの技量を高める取組については、年間 5 回の実施を予定している SC 研修会を、より充実させることが必要である。
- ・本県の SC 研修会については「自己研鑽の場」と位置づけている。そのため当該年度任用者が研修に参加していない現状があり、研修の設定について見直しを図る必要がある。本県任用スクールカウンセラーにも学び続けることの大切さを理解してもらい、児童生徒や現場のニーズに応えることができるよう、研修をより充実したものにしていく取組が必要である。

岡山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校においては平成19年度より全校配置、小学校においては令和元年度より全校配置を実施し、学校規模や実情を踏まえて下記の勤務形態を設定している。特別支援学校においても、全校配置を実施している。

I型 1回当たり4時間、週2回、年35週

II型 1回当たり4時間、週1回、年35週

III型 1回当たり4時間、隔週1回、年17週

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態（市町村費での配置は除く）

○配置人数（重複あり）

小学校 : 87人

中学校 : 88人

中等教育学校 : 1人

特別支援学校 : 5人

○配置校数

小学校 : 244校

中学校 : 116校

中等教育学校 : 1校

特別支援学校 : 14校

○資格

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師 53人（うち①②2つに該当する者42人、①②④3つに該当する者1人）

②臨床心理士 40人（うち②④2つに該当する者3人）

③精神科医 0人

④大学教授等 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 21人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 1人

○勤務形態について

中学校(116校)	単独校	(年70日・1回4時間)	7校
		(年35～69日・1回4時間)	57校
		(年12～34日・1回4時間)	4校
	拠点校	(年35～69日・1回4時間)	6校
		(年12～34日・1回4時間)	40校
		(年1～11日・1回4時間)	1校
	対象校	(年12～34日・1回4時間)	1校
		(年35～69日・1回4時間)	29校
		(年12～34日・1回4時間)	23校
小学校(244校)	単独校	(年35～69日・1回4時間)	1校
		(年12～34日・1回4時間)	35校
		(年1～11日・1回4時間)	9校
	拠点校	(年12～34日・1回4時間)	40校
		(年1～11日・1回4時間)	107校
		(年12～34日・1回4時間)	107校
中等教育学校(1校)	単独校	(年35日・1回4時間)	1校
特別支援学校(14校)	単独校	(年10日・1回4時間)	2校
		(年7～10回・1回4時間)	4校
		(年3～14回・1回4時間)	8校

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

ガイドラインについては、平成31年度(令和元年度)より策定し、各学校には市町村教育委員会を通じて、また、スクールカウンセラー配置校の担当者連絡協議会等で周知をしている。また、スクールカウンセラー等には、採用候補者説明会や新規スクールカウンセラー連絡協議会等で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

市町村教育委員会のスクールカウンセラー担当者対象の研修・連絡協議会やスクールカウンセラー配置校の担当者連絡協議会で、スクールカウンセラー等の位置づけを毎回説明し、各学校・教職員への周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象 (2) 研修回数(頻度) (3) 研修内容

○新規採用スクールカウンセラー・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」「スーパービジョン体制について」説明
- ・「活動の現状と課題について」協議
- ・「スクールカウンセラーの活動上の留意点について」講義・助言

○スクールカウンセラー配置校の担当者・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」説明・演習
- ・「学校とスクールカウンセラーとの連携と活用」講義・助言

○全スクールカウンセラー及び全スクールソーシャルワーカー・・・1回

- ・「学校におけるコンサルテーション」講義
- ・「チーム支援における記録の重要性」講義
- ・「SC・SSW・行政との連携について」講義
- ・「教員・SC・SSWの協働」協議・講評

（４）特に効果のあった研修内容

新規採用スクールカウンセラーを対象にした研修会では、学校という枠の中で心理に関する専門性をいかに発揮すべきか、また、教職員や関係機関とどのように連携すべきかについて大学教授が講義を行い、チーム学校の一員としての自覚や思いを新たにできる良い機会となった。また、協議を行うことで、初めて学校で勤務をすることに対して不安を感じているスクールカウンセラー同士が、不安感を共有できる良い機会となった。

平成30年度より、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの合同研修を実施しており、令和元年度も実施した。SC・SSWの連携について、市の教育委員会でも勤務している本県のSCのスーパーバイザーからの講義を行った。また、SCとSSWがグループとなり、協議することでお互いの役割を認識し、学校現場で児童生徒を支援する際、より効果的な連携・協働へとつなぐことを意識付けすることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・有り

○活用方法

- ・対象・・・採用から3年以内のスクールカウンセラー
- ・方式・・・県内を3ブロックに分け、スーパーバイザー（指導を受ける側）を勤務校の場所によって、担当スーパーバイザー8名（指導する側）に振り分け、スーパービジョンを行った。スーパービジョンは、個別スーパービジョン（1対1で実施）とグループスーパービジョン（スーパーバイザーが複数人のスーパーバイザーに対してグループで実施）の2方式で行った。

（６）課題

スクールカウンセラーの技術等に差があり、質の向上が求められている。特に個別の自己研鑽の意識を高める必要があると考える。学校によっては配置時間が少ないところもあり、スクールカウンセラーの効果的な活用について、配置校の意識の向上だけでなく、スクールカウンセラーからのアプローチの仕方についても研修が必要である。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校・別室登校生徒の対応のための活用事例

（①不登校、②いじめ問題、③発達障害等）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学1年男子生徒のケース。小学校低学年より不登校傾向であり、6年時には別室を利用しながらの登校。本人・保護者ともに、同級生からの心ない言動が原因だと捉えていた。中学校では登校支援ルームを利用し、2週間に1回程度登校。学校は、本人・保護者をSCにつなぐ。SCは保護者に「身体症状が出ているから、医療につないだ方がよい。本人の得意・不得意を知るために、発達検査をしてもらうのが有効である。」とアドバイスをし、医療機関を受診。発達検査により、本人の特性がわかり、長年無理をしていたことがわかる。それを機に、家庭での声かけが変わり、教育支援センターを利用するようになった。また、保護者より支援学級への在籍変更の申し出もあった。

【事例２】母親からの心理的虐待を受けている児童の対応のための活用事例

（⑬児童虐待）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

小学４年男子・１年女子児童の兄妹のケース。児童からの聞き取りにより、母親が食事を与えていないことがわかった。そこで、１学期から母親と面談をしているＳＳＷからの提案で、児童がＳＣとつながるようにすすめて、ＳＣが児童の心理的ケアのためにカウンセリングを行った。その後、ＳＳＷは児童相談所や自治体の福祉課とつなぐ役割をし、ＳＣは母親に寄り添って面談を受ける役割を担った。ＳＣ・ＳＳＷ・児童相談所・自治体の福祉課・学校で合同ケース会を行い、連携して対応を進めている。

【事例３】精神障害が疑われる児童の対応のための活用事例

（⑧家庭環境、⑩心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

小学３年生男子児童のケース。本児が、家庭で頻繁に手を洗う行為について、強迫性障害を心配した保護者からＳＣとの面談希望があり、まず本児と児童が面談し、手洗いの程度を確認した上で、具体的な助言にあたった。さらに面談する中で、本児が家庭において、弟（１年生）との関係に悩んでいることがわかった。そのストレスが行為に関係している可能性もあったことから、母親との面談の際には、手洗いについての助言をするとともに、弟とのトラブルを減らすことについて助言した。さらに、弟とその学級担任が面談し、家庭での様子を聞くとともに、兄との関係について話をした。その後、兄弟関係が改善の方向に向かい、手洗いの頻度も減っていった。

【事例４】児童の人間関係づくりの能力向上のための活用事例

（⑩教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

少人数の環境による視野の狭まりを克服し、人間関係や集団行動を上手に営んでいくため、ソーシャルスキルトレーニング等を複数回実施した。トレーニングを重ねる中で児童は自分の可能性に気づき、新しいふるまいができるようになった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○スクールカウンセラーの相談状況

年度		H28	H29	H30	R1
ＳＣ相談状況	相談件数（件）	22,320	24,521	24,449	24,087
	小学校				
	相談件数（件）	8,237	9,951	10,818	10,833
	配置校数（校）	68	95	214	244
	中学校				
	相談件数（件）	14,083	14,570	13,631	13,254
	配置校数（校）	118	117	117	117

スクールカウンセラーの相談件数については、令和元年度は３月が休校になったことで、中学校では微減したと考えられるが、基本的には相談件数は増加傾向にある。小学校で全校配置をすることができたが、限られた予算の中で配置校数を増やしたことで、学校によっては年間５～１１回（１月１回以下）の学校が１００校以上あり、そのような学校では継続的なカウンセリングが受けにくいとの理由で、カウンセリングを希望しない児童や保護者が少なからずおり、配置校数と相談件数が比例していないものとする。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 ＜課題の概要＞

スクールカウンセラーの人材の確保の難しさと、公認心理師や臨床心理士の資格の有無に関わらず、資質の差の大きく、学校によって活用の実態が異なる。

＜課題の原因＞

小学校でも全校配置を実施したことで、スクールカウンセラーの増員が必要になった。また、他の職との兼務をしている者が多く、スーパービジョンの活用や自己研鑽のための研修会に参加しないなど意識が低い者も一定数いる。

＜解決に向け実施した取組＞

人材確保の面では、県内外の大学や大学院、岡山県公認心理師・臨床心理士協会へ募集チラシの掲示、希望者への配付を行い、人材確保に努めている。また、スクールカウンセラー等の資質向上の面では、県教委主催の研修だけでなく、岡山県公認心理師・臨床心理士協会をはじめとする関係機関主催の研修会案内を配布し、周知を図っている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

スクールカウンセラーへの相談件数が増加傾向にあることから、児童生徒・保護者や教職員からのカウンセリングのニーズが高まっている反面、児童生徒や保護者のカウンセリングの予約が取りにくくなったり、教職員との情報共有やコンサルテーションの時間が十分に確保できなかったりしている。

＜課題の原因＞

相談件数増加の背景には、スクールカウンセラーの認知が高まってきたことや、気軽にスクールカウンセラーを利用できるようになったこと、また、児童生徒本人・保護者の心理的不安（不登校、発達障害等）が増加しているためと考えられる。

＜解決に向けた取組＞

スクールカウンセラーが、アンガーマネジメントやストレスマネジメント、ソーシャルスキルトレーニングなどの児童生徒向けの教育プログラムを継続的に実施し、児童生徒の自己解決能力や社会集団への適応能力を高める。また、教職員のカウンセリング技術向上のための研修を行い、相談内容によってはスクールカウンセラーだけでなく、教職員も児童生徒・保護者からの相談を受けられるようにしていく。これにより、相談業務だけでなく、情報共有やコンサルテーションの時間を確保していく。

どのスクールカウンセラーでも、勤務校で教育プログラムや校内研修を行うことができるよう、スクールカウンセラーの資質向上を目的とした研修会の開催や、資料等による情報提供を図っていきたい。

広島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和元年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為やいじめ不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題等の未然防止や早期発見、早期解決のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

配置校の選定については、小・中・義務教育学校および高等学校において、暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の解決に意欲的に取り組む学校を公募し、教育相談体制の整備やスクールカウンセラーを講師とした校内研修等の活用計画等を考慮することに加え、継続校においては、前年度の実績（相談件数等）を考慮し、選定している。また、特段の事情がある学校については、優先的に配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

主に小学校 22 人 主に中学校 99 人 高等学校 15 人

○配置校数

小学校：320 校（うち単独配置校 100 校、校区中学校からの派遣 220 校）

中学校：169 校 義務教育学校：4 校 高等学校：50 校

○資格

スクールカウンセラー

①公認心理師 11 人 ②臨床心理士 26 人 ①②2つに該当する者 82 人

①②及び大学教授等に該当する者 3 人

スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修士課程を修了したもので、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 6 人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者 6 人

①②2つに該当する者 2 人

○主な配置形態について

小学校 : 年間 6 回×各 3 時間 中学校 : 年間 19 回×各 6 時間

義務教育学校 : 年間 28 回×各 6 時間 高等学校 : 年間 15 回×各 6 時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- 活動方針等に関する指針（「スクールカウンセラーを効果的に活用するために」）を作成している。
- 各市町教育委員会・各配置校に配付し、周知を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- スクールカウンセラー配置校の校長又は教頭、スクールカウンセラー、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者等が参加するスクールカウンセラー配置校連絡協議会を年間 2 回実施し、講話・協議を通して、スクールカウンセラーの役割等に係る理解促進を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

第1回：配置校の校長又は教頭，スクールカウンセラー，各市町教育員会スクールカウンセラー担当者

第2回：配置校の生徒指導主事又は教育相談担当者，スクールカウンセラー，各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者

（2）研修回数（頻度）

県内3会場で年2回実施

（3）研修内容

第1回の主な研修内容

- 講話「教育相談体制の確立について」「スクールカウンセラーを効果的に活用するために」
- 協議「スクールカウンセラーの活用の工夫」「スクールカウンセラーを講師とした校内研修計画について」

第2回の主な研修内容

- 講話「組織的な教育相談体制づくりと本県の状況について」「スクールカウンセリングの質の向上 ～学校との連携を生かして～」
- 協議「チーム学校におけるスクールカウンセラーの役割」

（4）特に効果のあった研修内容

- スーパーバイザーが「スクールカウンセリングの質の向上 ～学校との連携を生かして～」と題して講話を行った。スクールカウンセラーの役割や活動，校内連携の在り方等について講話し，学校とスクールカウンセラーの連携の在り方について，具体的なイメージを持って理解するために有効であった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置（有・無） 2人配置（合計 年間35週 週当たり 7時間45分勤務）
- 活用方法
 - ・スクールカウンセラーへの指導・助言
 - ・カウンセリング等に関する学校に対する援助
 - ・学校への緊急支援
 - ・連絡協議会の計画・立案
 - ・その他教育委員会が必要があると認めるもの

（6）課題

- スーパーバイザーの勤務回数，勤務可能な曜日が限られているため，学校訪問は，新規採用のスクールカウンセラーまたは，新規配置校の一部に限られている。
- スクールカウンセラーの取組や活用について，交流する機会が限られるため，好事例などを十分広げることができていない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心の健康に課題がある生徒のための活用事例（⑧、⑩）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

- 発達特性から二次障害を起こしていると思われる生徒について、定期的に生徒とスクールカウンセラーの面談を実施した結果、生徒が自分の特性を肯定的に理解することができるようになった。また、困っていることを自分の言葉で伝えることができるようになり、年度当初と比べ、ずいぶん落ち着いた学校生活を送ることができた。生徒、保護者との面談の度に、面談後の情報交換を担任や養護教諭と行った。その中で、学校での支援方法について検討し、その内容を日々の取組に生かし、支援を継続していくことが、生徒・保護者への不安軽減や心の安定につながった。

【事例1】災害により精神的に不安定になった児童のための活用事例（⑧、⑫）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

- 豪雨災害で被災した影響から、水を怖がり不安定な状況にあった児童が、出水期を迎え、過去の経験を思い出し、水に対する恐怖感から落ち着かず不安定になっていた。カウンセリングを数回繰り返す中で、思いを聞いてもらったり専門的な立場でアドバイスをしてもらったりしたことで徐々に心が安定してきた。

【事例2】児童虐待が起きた家庭への支援のための活用事例（⑬）＜S Cの配置形態：拠点校配置＞

- 生徒への家庭での体罰（児童虐待事案）について、教育委員会・子ども家庭センターとの連携を行い、子ども家庭センターへの一時保護となった。スクールカウンセラーからの専門的な助言を受け、生徒や保護者対応を行った。その後もスクールカウンセラーと継続的に連携し、生徒への支援方法や保護者対応について助言を受けている。

【事例4】生徒理解のための活用事例（⑰）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

- 全教職員を対象としたスクールカウンセラーによる研修会を年2回実施した。1回目は、「発達上の課題が見られる生徒への対応と生徒理解について」をテーマとし、発達障害の具体的な特性とその対応について、生徒実態を基に講義を行った。第2回は「指導が難しい生徒の理解と対応」とし、課題解決能力が低く、トラブルになる度にすべて「相手が悪い」ととらえ縁を切ろうとする生徒や、授業中に寝てしまったり、課題が出せず教員が放課後に残して指導をしようとしても自分の障害を言い訳に指導を無視してしまったりする生徒などの事例をあげ、スクールカウンセラーが提案した問題への対応方法（問題の明確化、問題のきっかけとメリットの仮説、生徒の背景の整理、指導方針の決定、適切行動へのメリット付け）の手順に沿い、小グループでの協議を行った。研修を行うことにより、教職員の生徒理解が深まり生徒対応のスキルの向上につながった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図る等、学校の教育相談体制の充実に向け、大きな役割を果たしており、相談件数も年々増加している。
- 令和元年度の相談件数の合計は 38,475 件となっており、前年度（36,398 件）より 2,077 件増加している。
（平成 27 年度～令和元年度スクールカウンセラー活用事業の相談状況）

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
令和元年	6,743	27,299	544	3,889	38,475
平成 30 年	7,204	25,818	314	3,062	36,398
平成 29 年	4,766	26,580	190	2,680	34,216
平成 28 年	3,978	27,726		2,151	33,855
平成 27 年	2,766	26,892		1,904	31,562

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 配置拡充をするのは難しい状況の中、スクールカウンセラーの配置効果を一層高める必要がある。

<課題の原因>

- スクールカウンセラーの活用について、効果的な取組や先進的な取組などが広く共有されていない。

<解決に向け実施した取組>

- 配置校連絡協議会で事例検討を行うことなど、スクールカウンセラーの資質の向上を図った。
- 配置校連絡協議会において、情報交換シートを用いた交流を行うことで、効果的な活用事例を共有した。
- スクールカウンセラースーパーバイザーによるスーパービジョンを通して、計画的にスクールカウンセラーの資質向上を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールカウンセラーを含めた、学校組織として教育相談を充実させていく必要がある。

<課題の原因>

- 学校組織の教育相談を充実させるために教職員のカウンセリング・スキルを高める必要があるが、カウンセリング技法等のスクールカウンセラーの専門性が教職員に広がっていない。
- スクールカウンセラーの役割等について、教職員の理解が十分でないため、連携が不足している。

<解決に向けた取組>

- 連絡協議会や学校訪問を通して、校長・教頭・生徒指導主事等に、スクールカウンセラーを講師とした校内研修を実施するよう伝え、教職員のカウンセリング能力を高めることで、学校の組織的な教育相談体制を充実させる。
- スクールカウンセラーの活用の好事例を紹介する等の機会を設けることで、スクールカウンセラーとの連携について、教職員の理解を深める。